

二、贊助團員は本團の趣旨を贊助したる者にして本團より推薦したる者

三、特別團員は二十歳以上にして本團正團員たりし者

四、正團員は本町に居住する男子にして義務教育を終へたるもの若くは之れを固年齢以上のものにして満二十歳までのもの（同窓會を本位とする青年團「何々學校卒業生にありては満二十歳までの者」）但事情に依り二十五歳まで延長することを得

第五條 正團員の資格に該當するものは總て入團せしむるものとす

但其他青年團員又は尋常小學校以上の學校に在學せるものは隨意とす

第六條 正團員を左の二部に分つ

少年部員 凡そ十五歳以下

青年部員 凡そ十六歳以上

第七條 毎年四月正團員の入退團式を行ふ

第八條 本團員にして本團の體面を汚辱するの行爲ありたるときは忠告をなし尙改心せざるものは評議員會の決議に依り除名す

第三章 役員

第九條 本團に左の役員を置く

團長一名、副團長二名、顧問若干名、評議員若干名、

團長、副團長、顧問は總會に於て之を推薦し幹事は評議員會に於て選定し評議員は其半数を團長より依囑し半数を總會に於て選舉す

第十條 役員の仕事は之を定むること左の如し

團長は團務を總理し本團を代表す

副團長は團長を補け團長事故あるときは代理す

顧問は本團重要事項の諮問に應ずるものとす

幹事は團長の指揮を受け庶務を處理す

評議員は第十三條の事項を協議するものとす

第十一條 幹事及評議員の任期は二ケ年とす

第四章 會議

第十二條 會議を分ちて評議員會、部會、幹事會、總會の四種とし團長之を開催す

評議員會は評議員を以て少年部員、青年部員を以て幹事會は幹事を以て總會は總團員を以て組織す

三條 評議員會に於て協議すべき事項空の如し

1 豫算及決算の審査に關すること

2 資産の管理並に處分に關すること

3 團則の制定變更及廢止に關すること

4 役員選定に關すること

5 名譽會員及贊助會員の推薦に關すること

6 其他重要事項

第十四條 總會は毎年一回以上之を開き左の事項を決議す

- 1 豫算
- 2 資産の處分
- 3 團長及副團長の推薦評議員を選挙
- 4 其他團長に於て必要と認めたる事項

第五章 會 計

第十五條 本團の經費は會費又は補助金並に特志者の寄附金其他の收入を以て之に充つ

第十六條 本團の收入は毎年度剩餘金の一部及寄附金の一部を以て本團の基本財産を蓄積す

第十七條 本團の會計年度は毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に至る

第十八條 決算は毎年四月末日までに調製し評議員會の審査を経て總會に報告するものとす

第十九條 會計規則並に基本財産の蓄積及保管に關する規則は別に之を定む

附 則

第二十條 本團則の改正加 總會に於て出席者過半数の同意を得るを要す

第廿一條 本團則の施行に必要な細則は團長之を定め評議員會の承認を経るものとす

以 上

(六) 大阪市青年會館建設要項

一、目 的

大阪市青年會館は精神修養、智識收得、娛樂等に關する各般の施設を爲し以て本市青年の修養慰安に資せんことを

二、建設の場所

市内に於て便宜にして且環境の可なる處を選定す

三、設計概要

大阪市青年會館は三階建鐵筋コンクリートにて建築し大體に於て左記の設備をなさんとす

- イ、講 堂 『二階』
貳千人以上を收容し講演、修養、娛樂等に關する各種催物をなすに適する施設をなす
- ロ、體 育 場 (一階)
各種體操、バレーボール、バスケットボール、インドハベースボール、ボーリングアレー等其他競技水泳場(温水装置をなし年中水泳練習をなし得る設備をなす) 武術場、角力場等體育に適する各般の施設をなす
- ハ、圖書室、會議室、健康診斷室、娛樂室、研究室及教室等

(三階)

- 圖書室は青年讀物として適當なる内外書籍新聞雜誌を蒐集し模範的青年文庫の施設をなす
- 會議室は貳百人の議員を收容するに足る設備をなし會議及講習等に利用し小會議室は役員會其他小人数の諸會合に用ふ
- 健康診斷室
青年身體發育狀態及疾病有無につき健康診斷を行ひて發育上の缺陷矯正方法或は疾病療法並に豫防上に關する指導をなす

第四節 社會の教化機關

最近關西に於ける婦人の自覺は著しく發達し従つて各種の團體が櫛の齒を引くが如く組織されつゝあるのである、茲に於て市教育部では社會教化事業の見地から先づ佛教、基督教其他宗教的團體のそれと連絡を保ち尙進んで女子青年團の組織を營み更に各團體を網羅する所の大阪市婦人聯合會を成立せしめて活動を促して居る、則ち宗教團との協定規約並に聯合婦人會の會則を摘記するに左の通りである。

尙婦人聯合會が漸く結束を固めて計畫する事業も添記する

大阪市と文化同志會との聯絡に關する協定

大阪市は本市教化の振興を目的として文化同志會と提携聯絡せんが爲め左の各條を協定す

第一條 大阪市教育部は前掲の目的を達せんが爲め毎年凡そ二回以上文化同志會代表者との會合を主催すべし
但し場合により其回数を増減することあるべし

第二條 前條の會合に於ては凡そ左の事項を協議す

- 一、大阪市が市民教化の振興に關し文化同志會を通じ行はるべき各種の施設に就き所見の披瀝及意見の交換
- 二、文化同志會が行はれんとする教化事業に關し本市との協調及意見の交換
- 三、其他の教化事業に就き本市と文化同志會との聯絡協同に關する事項

第三條 前條の會合に於ける座長は主催者之に當るものとす

第四條 本會合に要する費用は大阪市に於て之を支辨すべきものとす

第五條 兩者の協定に依る事項にして各教會に通知或は宣傳を要する場合は文化同志會を経て之を行ふものとす
但し兩者の理解の下に本市に於て直接之を爲すことあるべし

(一) 大阪市と大阪市神職團との聯絡に關する協定

大阪市は本市教化の振興を目的として大阪市神職團と提携聯絡せんが爲め左の各條を協定す

第一條 大阪市教育部は前掲の目的を達せんが爲め毎年凡そ二回以上大阪市神職團代表者との會合を主催すべし
但し場合により其回数を増減することあるべし

第二條 前條の會合に於ては凡そ左の事項を協議す

一、大阪市が市民教化の振興に關し大阪市神職團を通じ行はるべき各種の施設に就き所見の披瀝及意見の交換

二、大阪市神職團が行はれんとする教名事業に關し本市との協調及意見の交換

三、其他の教化事業に就き本市と大阪市神職團との聯絡協同に關する事項

第三條 前條の會合に於ける座長は主催者之に當るものとす

第四條 本會合に要する費用は大阪市に於て之を支辨すべきものとす

第五條 兩者の協定に依る事項にして各神社に通知或は宣傳を要する場合は大阪市神職團を経て之を行ふものとす
但し兩者の理解の下に本市に於て直接之を爲すことあるべし

(二) 大阪市と大阪佛教少年聯合團との聯絡に關する協定

大阪市は本市兒童保護教化の振興を目的として大阪佛教少年聯合團と提携聯絡せんが爲め左の各條を協定す

第一條 大阪市教育部は前掲の目的を達せんが爲め毎年凡そ二回以上大阪佛教少年聯合團代表者との會合を主催すべし
但し場合により其回数を増減することあるべし

第二條 前條の會合に於て凡そ左の事項を協議す

一、大阪市が兒童保護教化の振興に關し大阪佛教少年聯合團を通じ行はるべき各種の施設に就き所見の披瀝及意見の交換

二、大阪佛教少年聯合團が行はんとする兒童保護教化事業に關し本市との協調意見の交換

三、其他の教化事業に就き本市と大阪佛教少年聯合團と聯絡協同に關する事項

第三條 前條の會合に於ける座長は主催者之に當るものとす

第四條 本會合に要する費用は大阪市に於て之を支辨すべきものとす

第五條 兩者の協定に依る事項にして各日曜學校に通知を要する場合は大阪佛教少年聯合團を経て之を行ふものとす
但し兩者の理解の下に本市に於て直接之を爲すことあるべし

以上

(三) 大阪市基督教日曜學校協定会との聯絡に關する協定

大阪市は本市児童保護教化の振興を目的として基督教日曜學校協會と提携聯絡せんが爲め左の各條を協定す

第一條 大阪市教育部は前掲の目的を達せんが爲め毎年凡そ二回以上基督教日曜學校協會代表者との會合を主催すべし

但し會合により其回数を増減することあるべし

第二條 前條の會合に於て凡そ左の事項を協議す

一、大阪市が児童保護教化の振興に關し基督教日曜學校協會を通じ行はるべき各種の施設に就き所見の披瀝及意見の交換

二、基督教日曜學校協會が行はれんとする児童保護教化事業に關し本市との協調及意見の交換

三、其他の教化事業に就き本市と基督教日曜學校協會と聯絡協同に關する事項

第三條 前條の會合に於ける座長は主催者之に當るものとす

第四條 本會合に要する費用は大阪市に於て之を支辨すべきものとす

第五條 兩者の協定に依る事項にして各日曜學校に通知を要する場合は基督教日曜學校協會を経て之を行ふものとす
但し兩者の理解の下に本市に於て直接之を爲すことあるべし

以上

◇

◇

◇

(四) 大阪市婦人聯合會規則

第一條 本會は時勢に鑑み健全なる婦人の智徳を進め向本市の風教を教うし生活の向上進歩を期する爲めに本市各婦人團體相互間の連絡統一を圖り其の發達上進を助成することを目的とします

第二條 本會は大阪市婦人聯合會と稱して事務所を大阪市彼所教育部内に置きます

第三條 本會は市内の婦人團體にて第一條の趣旨に賛同するもの、聯盟に依つて組織します

第四條 本會は第一條の趣旨を達成する爲めに左の事業を行ひます

一、生活改善事項の調査研究宣傳實行

二、各種の施設及事業の參觀視察

三、講習會講演會開催

四、社會奉仕に關する事業の實行

五、各婦人團體相互の連絡と其事業の援助

六、婦人問題の研究調査

七、其他右に類する事業

第五條 本會に左の彼員を置きます

會 長	一 名
副 會 長	一 名

幹事

若干名 但内三名を常任幹事とします

第六條 會長及副會長は總會の推選に依つて之を定め任期を二年とします

會長は本會を代表し本會の事務を總理するのであります

副會長は會長を補佐し會長事故あるときは之を代理すること、致します

第七條 幹事は總會に於て選舉し任期を一年とします

幹事は本會の事務を處理し常任幹事は常務に従事するのであります

第八條 本會は一定の會費を徴收しませぬ

但し本會の事業に必要な資金は加盟團體や篤志者の寄附金で之に充てることもあります

第九條 本會の總會は加盟團體の代表者を以て之を開きます

第十條 總會の議事は出席者の過半数で之を決します

第十一條 本規則は總會の決議を経なければ變更することは出来ませぬ

追記

第一節 弘濟會の事業改善

大阪市弘濟會では從來暫定的設備を以て其の事業を行ひ來り當初計畫した大正元年に於ける改良實施も市當局に於て種々なる新事業の經營を行ふ爲め經費蒐集上二重となり却つて事業遂行を牽制する事情あつたので更に事業改善を延期し爾後五年にして再び之れが計畫を樹立したが時恰も市に於ては社會事業の企圖ありて寄附招募するあり更に教育機關の發展に伴ふ中等學校増設の議があつた、従つて再び時期を失して未だ創設當時豫定したりし充實計畫も放置された、然るに社會事業の進捗に伴ひ市社會部の施設と弘濟會の施設とが略々相通する點あるを以て端なくも大正十一年二月の市會に於ては市會議員中に弘濟會の合併即ち其獨立無用論さへ稱へ出されたので茲に愈々百難を排して大正十一年六月改良事業の遂行を企てる事となつた、其經費は凡て各方面からの寄附に依るに決し企劃事業は八種で總額七十五萬圓を投ずる計畫である、今事業更新の各項目を挙げれば

一、保 育 部

は勞働者及細民の子弟を受託し晝間保育教養する所にして其の父母等をして勞働に便ならしむるに共其の家庭及社會の誘導開發に努む、目下市内に九ヶ所の保育所を有す内二ヶ所は既に稍々整備し一ヶ所は目下改築中なるも他六ヶ所は改築の急務あり

金拾六萬五千六百圓 保育所六ヶ所改築費

金貳萬七千六百圓

保育所一ヶ所改築費

内 譯

- 1、金八千圓 建築費
- 2、金貳千圓 設備費
- 3、金壹萬七千六百圓 敷地貳百貳拾坪(坪八拾圓の割)

二、育 兒 部

は孤兒、棄兒及迷兒等を收容養育する所にして目下市外生野村にあれども市外の發展につれ、其の地既に適せざるに至る。加之當部建築物は元汎愛扶植會の創設にかゝり腐朽其の用に堪えず。於此移轉改築の必要を生ず。

金拾萬九千五百圓 移轉及改築費

1、金五萬圓 十家庭建築費

金五千圓 一家庭建築費

内 譯

- 1、金四千五百圓 建築疊建具共
平家三十坪(坪百五十圓の割)
- 2、金五百圓 器具其他設備費
- ロ、金九千五百圓 事務所(娛樂室、醫務室を含む)
- ハ、金五萬圓 土地壹萬坪(敷地及農園) (坪平均五圓の割)

三、授 産 部

は不良少年少女の收容感化を主とし、併せて浮浪無頼の徒の感化選善をなす。之がために數種の小工場を有し、目下市外長柄火葬場南側にあり。此地輓近頗る熱鬧に化し斯種事業の目的を達成するに甚だ適せざるに至る、故にこれが移轉の必要を生ず。茲に其組織を二分して感化及授産の二つをなし、前者はこれを他に移し、後者は現地の一を授産部工場となし廣く社會の職業救済の實を擧げんミ

金六萬五千圓 移轉及改築費

1、金壹萬圓 本館費、(事務所、講堂、教室、治療室)

ロ、金貳萬圓 四家庭建築費

金五千圓 一家庭建築費

内 譯

- 1、金四千五百圓 一家庭建築疊建具共平家三十坪(坪百五十圓の割)
- 2、金五百圓 器具其他設備費
- ハ、金參萬圓 本館及四家庭分敷地六千坪(農園を含む)(坪平均五圓の割)
- ニ、金五千圓 授産工場費
- 1、金四千圓 作業工場及職工宿舍(現在工場及收容室大修繕及模様換)
- 2、金千圓 治療室及娛樂室改修

四、實費診療所 (何々病院と名稱の豫定)

本會は曩に大阪慈惠會慈惠病院を繼承し、既に經營多年親しく社會の療養狀態に接せしが就中一般中流階級に實費診

療の必要あるを認め、これが緩和の目的を以て既に小規模の診療所を開設せしに更に擴張の機運に迫り旁ら大阪市醫師會の賛同あるを以て茲に稍々完全の設備をなし醫療の社會的運動の効果を擧げんとす。

金貳拾五萬圓 新設費用

イ、拾五萬七百五拾圓 建築費

ロ、參萬壹千七百五拾圓 醫療機械類補足及寢臺寢具其他

ハ、六萬七千五百圓 敷地四百五十坪(坪百五十圓の割)

五、弘濟尋常小學校

は育兒部收容兒童に義務教育を授くる所にして、目下育兒部構内に在り、兒童の性質により特種の設備を要す本校は育兒部と密接なる關係を有するを以て育兒部と共に其移轉の必要を生ずるものなり。

金貳萬參千圓 校舍費(教室、講堂、作法室、雨天運動場、研究室、教務室但土地は育兒部共用)

六、林間養育所 (新設)

育兒部兒童中稟性虛弱者多く、爲めに特に泉北郡助松の海岸白砂青松の一角に既に臨海養育所の施設ありて其効果の大なるものあり、然れども近來の研究調査により、林間山氣に依らざれば効果全からざる體質の兒童多々あるを以て本養育所を新設し、海濱と相對し益々育兒事業の定全を期せんとす。

金壹萬八千圓 新設費

イ、八千圓 建築費(主任夫婦室、兒童室若干集合室、娛樂室、病室等)

ロ、貳千圓 設備費

ハ、八千圓 敷地八百坪(交通便利の閑靜地坪拾圓の割)

七、養老部

は孤獨なる老衰者又は病弱者にして、養の頼るなき者の晩年を全からしむる所にして、目下市外生野村にあり、此の目的を眞に達するは現組織及形體に幾多の改と造實を要す。

金七千圓 改造費

イ、參千圓 醫務室の充實

ロ、千五百圓 娛樂室の充實

ハ、貳千五百圓 宗教的設備及び作業室の完成營造物大改修及模様變更

、現業職員役員及獨身職員合宿所 (新設)

本會の如き百數十名の職員を有する事業に於ては、職員保護の施設を要するもの不謬、殊に職責上各現業構内に居住を要するものあるを以て、先づ住宅提供を第一とす。

但し敷地は別に之を要せず

金九萬四千參百七拾五圓 建築費

イ、八萬四千參百七拾五圓

各現業部を通じて役宅二十五戸、一役宅三千三百七十五圓の割、一戸二十二坪半坪百五十圓の割疊建具共

ロ、壹萬圓

合宿所二棟(男女別)

但し敷地の本會所有地を使用する見込。

九、豫備費

以上各事業更新を遂行するにあたり豫定外の必要に充當すべき豫備費とす

金壹萬七千五百貳拾五圓

以上等である

而して弘濟會は全く民營の防貧救貧の實を擧ぐる爲め努力する筈で市社會事業の概ね官營的にして眞實的に親みなき所謂市行政執行上の一手段とするに對比する時は著しき相異の意義を有するものであるこの見地から市自體が合併せんとする説には斷然拮抗する方針を固めた従つて更新事業經費の寄附募集に當つても以下の如き解説を加へて居る

謹啓 時下益々御健勝之段奉賀候陳者近時社會の變遷は一面生活の安定を缺く種々の事象を惹起し社會生活上多大の考慮を要する今日都市政策的社會事業は既に市の施設に於て數段の進歩を示し候事御同様慶賀に存する處に候

凡そ社會の福利増進には都市政策及防貧救貧の諸施設並び行はざる可からざるは理の當然にして自づから其任務の岐るゝ處明瞭に候と共々寧ろ後者の前者に比して社會に甚大なる關係を有するは既に御承知の事と存申候

抑々本會は北區大火災に基因して創立せられ爾來防貧救貧事業の責務に立ち保育、育兒、感化授産、救療、養老及軍人遺家族援護其他に攷々として盡すこと茲に十年、年々二十萬圓内外の費用を以て取り扱ひたる延人員總數二百六十四萬六百人に達し聊か本會設立の趣旨に副ふ處有之候處社會の進運文化の展開と共々其の使命に益々重大を加ふるに立至り申候事は吾人の等しく痛感仕る次第に御座候

於茲本會事業の内容に外形に多少面目を更新し、社會の爲め益々活躍せん事を期し申候と共々目下收容せる無慮一千一二百名の薄俸非運なる落伍者の爲め聊か安定を與ふるに同時に境遇轉換の機會を得せしめ申し度祈念罷在候就ては此際普く大方諸彦の御後援により其目的を達成仕度切望仕候近時御高德に縋るの擧多き場合御迷惑之段深く拜察致候得共特

に本會の爲め貴下格別の御同情を賜り度奉懇願候
先は乍畧儀以書中得貴意度如此御座候云々 (終)

第二節 市立大運動場設置

大阪市教育部にては最近運動熱の漸く世界的普及化する状態あるに鑑み豫ねて市民保健の積極的施設を考慮しつゝあつたので曩に全市各區に亘りて小規模の運動場を特設し市民の自發的保健の機會を與へて居たが累年の壯丁成績は刻々全市青年の體育的欠陥を雄辯に立證する有様で都市政策上甚だ遺憾の點多き爲め更に綜合的一大運動場の設備ををし興味市民の覺醒とを促進し延びて保健に資すべく完全な各種設備を設ける計畫を樹立するに至つた

然るに一方第六回極東オリンピック大會技會が支那上海に於て大正十年秋舉行せられ其終期に當つて偶々次期即ち第六回競技は大阪市に於て舉行すべく決定された、而して常に當該競技會の中心となつて居る日本體育協會長岸法學博士は十年十一月池上市長と會見し親しく大阪市が其會場たるに必要な協議を進める事となつたので茲に大阪市當局も市立運動場設置の宿望を如實にするの好機會を得たのである、其後諸種の準備を進めた結果西區八幡屋町に安治川土地株式會社所有地一萬坪をトシ恒久運動場とし外に一萬坪餘を臨時運動場に充て計約二萬坪の場を大正十二年五月末に舉行せらるべき第六回極東オリンピック大會場に充て經費二十二萬四千三百三十一圓餘を投じて左記の設備をするに内定した

整地 一一、九八〇坪

野球場 二、九六三坪

ト ラ ッ ク 一、一五〇坪

テニス	コート	二ヶ所
フットボール	コート	一ヶ所
跳躍	場	二ヶ所
投擲	場	二ヶ所
水泳	場	三〇四坪
トラック	観覧席	一、三二〇坪
特別	観覧席	四九〇坪
移動	観覧席	六〇〇坪
周園	柵	三六六坪
排水	設備	二、一五二坪
電燈	設備	
給水	設備	
事務所	同附属建物及便所	一〇〇坪
樹	木	二〇〇本
芝	生	二、五〇〇坪
合	計	

而して型の如く市参事會に提案し協賛を得たので運動場創設の要旨としては

一、位置 西區八幡屋町

二、名 稱 大阪市立運動場

三、設 備
 一、敷地は安治川土地株式會社所有地を以て之に充つるものとし其の使用条件等別記要領に據る
 二、建設工事の態様 (別紙圖面の通)
 四、創設費概算 貳拾參萬九千餘圓
 並に之れが説明として

近時市民の運動競技漸く隆盛ならんとするに拘はらず市内に之れが適當なる設備なき爲甚だ不便を感じ延いて體育奨勵上遺憾尠からざるものあり仍て本市は大正十二年極東運動競技大會開催を機として之れが設備を爲し以て従來體育上施設の缺陷を救ひ益々之れを助長すると共に同競技會開催の便宜をも得んとす是れ本案を提出したる所以なり
 この議案を大正十一年四月の市會に提案し其後調査委員に於て慎重審議凡そ一ヶ月餘にして同年六月可決確定し則ち市立大運動場の實現を見るに至つた、之れより曩き市當局では荐りに設計を急ぎトラック、庭球、野球、水泳場其他新規にして完全なる運動場を得べく銳意力を注ぎつゝあつたので市會通過と共に安治川土地會社を督勵し一面埋立、地均工事を行ふと同時に諸設備を急いで居る、従つて十一年秋期の豫選大會迄には過半以上竣成すべく十二年に入らば全く完成する見込である、尙抑も該運動場の使命たる市民保健並に體育思想鼓吹市勢の誘導等は極東大會終焉後に於ても借地ではあるが永久設備の一萬坪の大運動場に因りて蓋し専ら目的を達せらるゝ事であらう、

第三節 大阪体育協會設立

市民體育の向上は常に都市政策上肝要なる理由あるのみならず延ひては國民思想市民思想等の健全なる發達を招徠するに尤も必要なるものである、殊に大阪市の如き商工都市にあつては他都市に比し更に一層必要なる施策であるが從來此種の企劃は一の中心點が樹立されなければ到底謂ふべくして行はれないものである、然も都市當局が其必要を痛感するにも拘らず未だ染手する所なきは抑も何故であるか、謂ふ迄もなく自ら其主體となつて施設誘導する能はざる立場にある爲めであつた、大阪市に於ても亦當局者は夙に其必要に迫られて居たのであるが遺憾乍ら多事多端にして指導の機會なく而して市民各自に必要な發心が薄弱であつた爲め放擲されて居た模様である、然るに偶々第六回極東オリンピック大會の開催地となつて市自ら其主催者たる日本體育協會に代り萬般の處理を代行せねばならぬ機會に接したので則ち急轉直下運動熱は煽られ機熟すに至つたので市指導の下に愈々大阪體育協會が組織される事となり體育獎勵の團結を見るに至つた、今後には體育に關する講話、講習及び實地指導、調査研究、國內意技會開催、國際意技會の開催、等を実行する筈であるが會長に大阪市長を拉し副會長は市會議長とし、顧問としては府知事、師團長商業會議所會頭等を囑託し大いに活躍すべく大正十一年七月其發會式を舉げた、今同會組織に當つて發表した趣旨と會則を紹介する

(一) 大阪體育協會設立趣意書

今や世界の列強大戰の後を承け競うて國民の實力を増大せんことを當り我が國民の體力遙かに歐米に及ばざるは各位の既に知悉せらるゝ所の如し是の實情を以て戰後の時勢に順應せんことを頗る寒心に堪へず謂つべし殊に産業就者の能率を増大せしめて斯界の隆昌を期せざるべからざる本市の使命に鑑みる時は更に一層此の感を深うせざる能はず此の時に當り大正十二年五月我が國に於て行はるべき第六極東オリンピック競技大會は本市に於て市民各位の後援の

下に之を開催すること、なれるは常に體育獎勵上絶好の機會を得たるのみならず又東洋諸國に我が大阪市との親善を厚うして本市の通商貿易に對し甚大なる影響を及ぼすべき好機に會したること、して欣快に堪へざる所なり我が大阪市は深く此の點に留意せられ此の空前の好機を以て市内に大運動場を新設するの計畫を立てられ市會の賛同を得て既に其の工程を進められたるは市民各位が永遠の體育を助け以て幸福の増進を期すべき美舉として誠に欣喜に堪へざる所なり惟ふに今後善く此の深甚の意義を有せる大運動場を利用し以て其の設立の本旨を完うするの途に就きては市當局に於ても自ら施設せらるゝ所あるべしと雖も而かも單り公けの施措に待つのみを以て足れりとする事なく市民の有志各位相集りて茲に體育獎勵上の中樞機關を作り公私相待ちて以て大に運動の振興を期せざるべからざるも亦喫緊の要務たるを確信す況んや明年本市に於て行はるべき極東オリンピック大會は是の如き機關の努力に依りて有終の美を收めざるべからざるものあるに於てをや

今茲有志相謀り以て本會の設立を企劃せる所以のもの即ち深く此の點に鑑み一は將來本市體育の振興を促して戰後の時勢に順應せんことを期し一は以て明年行はるべき極東オリンピック大會の成果を收めんとするの微意に外ならず冀くは大方各位此の本旨の存する所を諒せられ奮て本會創設の舉に賛せられんことを

(二) 大阪體育協會規則

第一條 本會は大阪體育協會(Osaka Amateur Athletic Association)を稱し事務所を大阪市廳内に置く

第二條 本會は市民の體育を獎勵指導して體力の増進、人格の修養を圖り進みては廣く國民體育の爲め貢獻するを以て目的とす

第三條 本會は前條の目的を達する爲め左の事業の遂行を期す

一、體育に關する講話、講習及び實地指導

二、體育に關する調査研究

三、國內競技會開催

四、國際競技會開催

五、雜誌及書籍等の刊行

六、其他體育の改良進歩を促進すべき事業

第四條 本會の目的を翼賛し會費として一時に金貳拾五圓を納めたる者を通常會員とし金百圓以上を納めたる者を特別會員とし本會の爲め特に盡力したる者を贊助會員とす

學校又は團體にして前項に該當するものは其の代表者を以て會員名簿に登録す

第五條 本會に對し特に功勞ありたる人士及び學識名望ある人士は理事會の決議に依り名譽會員に推薦す

第六條 本會に左の役員を置く

會長	一名
副會長	二名
顧問	若干名
理事	七名
評議員	若干名
委員	若干名

但し内三名を常務理事とす

會長には大阪市長を推戴す

副會長は會員中より會長之を選任す

顧問は會長之を推薦す

理事は評議員會に於て會員中より之を選舉し其の任期を二ケ年とす

評議員は總會に於て會員中より之を互選し其の任期を二ケ年とす

委員は理事會の決議を経て會長之を選任す

第七條 會長は本會を代表し一切の會務を總理し評議員會及び理事會の議長となる

副會長は會長を輔佐し會長事故あるときは之を代理す

理事會は會長副會長及び理事を以て組織す

理事は會長の指揮を受け會務を處理し兼ねて各部の事務を分擔す

評議員は本會の重要事項を議す

委員は理事を輔け各部の事務を擔當す

第八條 本會は毎年一回評議員會及び總會を開催す

但し必要に應じ臨時之を開催することあるべし

第九條 本會に左の三部を置き各其の事務を分掌す

- 一、庶務部 一切の庶務を掌る
- 一、技術部 講習、講演、編纂、競技等の事を掌る
- 一、會計部 會計事務を掌る

各部に部長を置き常務理事を以て之れに充て部員は其の他の理事及び委員を以て之に充つ

第十條 本會の會計年度は曆年に依る

第十一條 本會の經費は會費、補助金、寄附金又は其他の收入を以て之に充つ

第十二條 初期の役員は創立準備委員に於て便宜之を依囑し其任期は大正十二年中を以て終り次期以降の役員に對しては本規則を適用するものとす

第十三條 本規則は總會に於て出席會員過半数の同意を経ざれば變更するこゝを得ず

第十四條 本規則施行に關する細則は理事會の決議を経て會長之を定む

以上



各論之部

第二編 市區會と人物

目 次	
第一章 市政界の現状及將來	第四章 市政記者俱樂部
第二章 市 參 事 會	第五章 區 會
第三章 各 黨 派	附 人 物 月 旦

第一章 市政界の現状及將來

立憲制度の一表現たる市の自治行政にあつては市民參政の實を擧ぐる爲め特に市會が重要視されて居る事は今更數々を要すまい、

一體大阪市に於ける政治的分野と其情勢とを考察するに政友派あり憲國兩黨あり更に中立派なるものありて中央政界に直接因縁のある傾向が少くない、現に市部より選出されて居る代議士に就いて區別するも中橋徳五郎、赤田瑛一、樋

口伊之助諸氏の純政友派と紫安武内兩氏の憲政會、板野友造、清瀬一郎、兩氏の國民黨森下龜太郎氏の中立等の状態で一見甚だ判然たるが如きも實は其之れを選挙する市民大部分の腦裡には必ずしも深く政黨政派に偏して居らぬ事情がある、極端に熱狂して黨争を試みんとする様な者は頗る尠少に過ぎぬ、多くは時代に覺醒し政黨的偏見を超越しつゝ、時に應じて投票を申乙するのである、勿論經濟都市の通弊としては茲に於ても打算的なるを免れないが此累弊は却つて、代償を要求すべき政黨の誘惑的行爲を嚴正に批判する結果政黨的偏頗に陥入る弊を矯めて居るのである、概言すれば

大阪市氏は採算力に富んで居る故に在朝在野の差別なく各黨に組する事あるも他を排して一に就く事は稀れである

斯くの如く元來中央政界に對する熱は寂寥極まる次第であるが翻つて市政界に於ける勢力の争奪は俄然熱烈なる現象を示すのである、従つて市民が市會を目する程度も著しく深刻なものである、過去に於ては市會の設置と共に自由黨、國民黨其他標榜に因り花々しく輪贏を争ひ或ひは自派の勢力を張つて市長を推選し市政を掌中に收めて凋落を防ぐあり或は殘壘に絶つて再び頹廢を挽回する等幾多の變革を送迎したが偶々豫選派と銘する一派は漸く擡頭し來りて巧みに勢力を築き七里清介氏の如き策縱横の士現はれて遂に牢固なる地盤を市政上に建設したのである。

爾來市會に於ける優劣は直ちに自家直接なる利害關係を有する事を感じるや益々眼前に行はるゝ市政界の競争に必勝を期せんとし豫選派の横暴を刷新すべしと標榜する一派起り市政革新を要旨とせる市民會派の成立を見るに至つた、斯くて豫選派、市民會は互ひに消長あり、自派の市長を各々樹立して市政を掌握して居たが大正十年六月の改選期に遭遇するや恰も原内閣の手に依り納稅資格を低下せる新市制の發布ありて新舊制何づれに則り改選を行ふべきやの問題勃發する一方時代の思潮は急激に市民の政治的自覺を助成したので從來の如き市政界の分野を持続する事が不可能とな

つたのである、而して愈々改選を舊市制に則りて實行したにも拘らず常に優勢の地歩を占めて居た豫選派も市民會も同様に中立議員及び新進議員の増加に牽制されて遂に昔日の面影を奪はれて終つたのである

而して其の選挙成績は概ね新候補の勃興を示し舊頭腦にして當選したる者は六十六名中三分の一弱に當る有様とつた則ち大正十年五月の改選は左記諸氏が當選の榮冠を得たのである、

(一) 現任市會議員

▲東 區

一級	東區平野町二丁目一七	電話(本三三四 三七三)	伊藤喜十郎
一級	東區安土町四丁目五五	(本一三三三 三三三三)	田村駒治郎
一級	南區北桃谷町二八	(南五一八〇)	村井基一
一級	東區道修町二丁目六	(本三九三〇 二三〇)	小西儀助
一級	東區南久太郎町二丁目一七ノ一	(船一六五〇)	小島逸平
一級	東區内淡路町一丁目三	(東三四四〇 本一二八六)	海老友次郎
二級	東區伏見町二丁目四九	(本四五七 四五八)	谷始太郎
二級	北區絹笠町一〇	(北三二六)	中村虎次郎
二級	東區博勞町四丁目二四	(船七〇)	上村重助
二級	東區北濱四丁目二二	(本一三七四)	山口房五郎
二級	南區鹽町通二丁目三〇	(船一〇三七)	木村篤三

三級 東區龍造寺町二四 (南九一七) 細谷辰藏
 三級 東區島町一丁目二 (東三三四五 一四一五) 副議長 本多喬行
 三級 東區北濱五丁目二八 (本四一一) 渡邊菊之助
 三級 東區上本町五丁目一七四 (南四三三) 市參事會員 金澤種次郎
 三級 東區南新町一丁目五 (東五三九) 田中讓

▲西區

一級 西區薩摩堀北ノ町一九 (新一二八) 川畑清藏
 一級 西區十返町三〇 (西二一五) 吉田卯之助
 一級 西區北堀江一番町一五 (新一一四〇) 益田喜之助
 一級 西區京町堀上通五丁目四四 (土三四六 三四七) 酒井猪太郎
 二級 西區鞆南通五丁目四 (土一一五六 五三八) 議長 泉仁三郎
 二級 西區立賣堀北通二丁目一五 (新一九二 七〇四) 石原善三郎
 二級 西區西長堀北通三丁目一 (新一〇五) 濱口駒次郎
 二級 西區南堀江一番町一七 (櫻一〇三三) 大住種五郎
 二級 西區立賣堀北通三丁目二二 (新四七) 市參事會員 鎌田長七
 二級 西區市岡町三七〇 (西九六四) 大和藤兵衛
 三級 西區本用町町通二丁目四八ノ一四 (西七三七) 岡本藤三郎
 三級 西區西九條上ノ町一九八ノ一 (土二六九) 中澤喜藏

三級 西區九條通三丁目五二ノ一 (西三六九) 樽谷寅吉
 三級 西區三條通三丁目二九ノ二 (西二五一五) 小林唯治郎
 三級 西區三軒家下ノ町一四九 (櫻二三七〇) 北端兵吉
 三級 西區土佐堀裏町一四 (土二六二七) 仙波哲夫

▲南區

一級 南區天王寺大道一丁目三三ノ一 (南三〇二四) 石橋辰次郎
 一級 南區難波元町三丁目三、〇六五 (南六〇〇四) 改正源右表門
 一級 南區瓦屋町三番町三二 (南一〇七二) 吉村安兵衛
 一級 南區四濱南通三丁目一七四 (櫻二二八四) 沼田嘉一郎
 一級 南區安堂寺橋通一丁目一〇 (船三四〇八) 山本藤助
 一級 南區日本橋筋二丁目三九 (南一三九一) 木田新三郎
 二級 南區安堂寺橋通一丁目三三 (船二八〇三) 井澤清兵衛
 二級 南區難波新地三番町三八 (南三三二七) 大槻吉平
 二級 南區難波元町二丁目二七〇九 (南二八五九) 樽本政五郎
 二級 南區西賑町八ノ一 (船二三二一) 麥林又次郎
 二級 南區願慶町通三丁目七〇 (南五四四〇) 山田嘉助
 二級 南區天王寺勝山通一丁目二八〇 (南一一八) 見野文次郎
 三級 南區西清水町一二 脇田愛之助

三級 南區湊町二七 (南四二七四) 仲田由太郎
 三級 北區老松町三丁目一 (北六八二) 市參事會員 山本芳治
 三級 南區難波吉原三、二、三六 (櫻七三一) 藤崎寅藏
 三級 南區木敷津町一、〇〇〇 (南八〇七) 澤野爲之助
 三級 南區天王寺北河堀町四、一一八 (南五九三二) 森川俊治

▲北區

一級 北區岡井町二丁目二三五 (東四一〇三) 市參事會員 上道菊治
 一級 南區天王寺大道三丁目 三六 (南三一八〇) 市參事會員 赤田瑛一
 一級 北區西野田玉川町二丁目三完 (土三三八) 市參事會員 餘部市郎兵衛
 一級 南區日本橋筋二丁目一二六 (南二二九九) 鹽見伊八郎
 二級 北區北野高垣町二三八三 (土七二〇 西七八四) 杉浦理三郎
 二級 北區安治川上通一丁目一 (北九三六) 長谷川清治
 二級 北區堂島船大工町三六 (北一〇八二) 神戶萬太郎
 二級 北區梅田町三二六ノ二 (北五五二) 吉本重光
 二級 北區堂島船大工町四二 (北二五七〇) 田中喜三治
 三級 北區木幡町六圓 (北八六六) 市參事會員 廣瀬徳藏
 三級 北區箱笠町七 岩本政市
 三級 北區 岩井要次郎

三級 北區西野田草開町一五一八 (土一九五九) 藤本八次郎
 三級 北區上福島中二丁目三四〇 (土四〇三九) 小林 綠
 三級 北區上福島北一丁目七六 (土八六一) 阪田成一

則ち以上の如き過程を以て現状に及んだ、而して現在に於ては豫選派は分裂して二派に分れ一は酒井猪太郎氏の率ゆる新落會となり他は橋本善右衛門氏の孤城を守り廣瀬徳藏氏が率ゆる新生會となつた、尙市民會は尤も凋落を重ね刷る新派に改名して山本芳治氏が首將となつて居る、又舊豫選派の一部並に市民會關係者之れに新選議員と提携したる東區選出の公友俱樂部起り、以上四派對立して大正十年十月の池上市長三次選舉當時に及んだ

然るに市長選舉に當つて新落會は三選問題に對して詮衡委員會の設置を否定し一舉以て即決を主張したので會員中意見を異にする者は之れを動機として新たに中正會及び實業俱樂部を組織するに至り今日に於ては市政界の分野は合せて六派となつた次第である

(二) 市會各派分裂の事情

市長選舉を前にして分裂の徴を示した新落會の分裂は單に時期の問題であつて市長選舉前か選舉後かと云ふに過ぎなかつた市長選舉後の市會の分野は之がため著しき變動を見るに至つた、市會成立當時の市會の分野は新落會四十一名新生會十一名公友俱樂部七名刷新派七名で新落會は是々非々主義を主張したが池上市長擁護派たる點に於て他の三派の是々非々主義を趣きを異にして居つた、當時新落會に趨つた議員の内では役員の獲得を目的としたものもあつたが池上市長を擁護すると云ふ一點に於ては意見の一致を見て居つたものにして誤りない

新浴會が市長選舉を前後に分裂し同派の缺席者が二名を數へたに拘らず四十二票と云ふ分裂前の新浴會の會員に更に一名を加へた數を以て池上市長が當選したとは新浴會が分裂しても市長推薦者の數に於ては何等の異動なきことを示したものと見るべきである、池上市長が三選を受けたのも畢竟多數の自己擁護者を見出したからであらう、分裂後の新浴會は中正會五人組を生み實業俱樂部五人組を生んで東區に會員の影を没した、南區火曜俱樂部も形式に於て別個の團體を組織し市長擁護には提携するは勿論であるが意見の異なる則ち長谷川清治、小林綠兩氏は一人一黨主義を標榜して新浴會と或場合には別個の行動を採ることを聲明して居た、之がため市長選舉後の新浴會員として結束を固め得るものは目下西區を中心に二十八名前後に過ぎないこと、なつた、市會に絶對多數黨を失つたことは絶對多數黨橫暴の弊より市會が脱がれたことであつて市會としても市理事者としても公正なる態度を以て市政を議し市政の前途のために却つて喜ぶべき現象と云はねばならぬ、市長擁護派の内でも盲從的態度をこるもの、外に是々非々主義をとつて嚴正なる態度に出で市理事者を督勵せんとするもの、生じたことは市政界の一進歩と見ても過言ではなからう、それと共に市理事者側にまつて昨日までの如く變態的の提案が無理押しに市會を通過するが如きことがなくなつただけに困難な場合も少くなつたのである併し乍ら此六派を勢力の上から推論する時は三大別される、のみならず新浴會が依然として多數黨たる地步を領し池上市長擁護の重要任務を致して居る、則ち詳述すれば分離は云ひ未だ完全なる分解作用を遂げたのではない、従つて留離兩者の間には、默契會通するのであるから合算して一團と認める事が出来る。殊に中正、實業兩派は共に現市長支持の點に於て毫も新浴會と背向するもので無い

刷新派は六十六名の市會議員數中僅々七名を包擁するに過ぎ無いか公友俱樂部中に其氣脈を通ずる同志を有し尙議長選舉に當つて見解を異にし急に現市長反對の態度に出で而して刷新派と握手するありて公友俱樂部全部は舉げて刷新系

と共同歩調に出るから之を一團と看做すが妥當である

又新正會は其主義として是々非々主義であるが半數は新浴會と情意投合し半數は反對の行動に出づるを例とする

之れを要するに市政界の現状は市長擁護派として新浴中正實業俱樂部新生會の一部あり市長の反對派としては刷新公友新生會の一部がある

數の上から打算する時は六十六議員中死亡一、事故一計二名を除去し殘數六十四名の内擁護派四十三名、反對派十一の割合となるから今期を通じては池上市長の地歩又健實と解せられる、然れども所謂多數黨は畢竟實質に於て新浴會の二十九名を中堅とする集合で、他は中正會五名實業俱樂部五名新生會五名の投合である、故に必ずしも坦々たる一運托生を以て任ずる譯に行かぬ、殊に舊市會議員等は板野友造、前野芳造、林龜太郎諸氏を中心に青柳會を組織して密かに市政界に刷新一派と相呼應するものあり、問題を拉し來つては偶々池上擁護の堅壁に肉迫するのである、加之市政界には**市政記者團**が介在して居る、吳越同舟ではあるが市政に關する潛勢力は屢々市民の輿論を喚起し市會議員を動搖せしめ隠然たる鎖鑰を握つて居るから多數黨を誇つて橫暴を遂げんとするも到底不可能な事である、更に府會に於ては制度の不備より未だ市が二重監督下にある爲め府會市部會ありて其所屬議員等は橋本萬右門氏の採配に因つて池上派の障害を成して居る状態にある

若し夫れ將來に論及せんか來るべき大正十四年の市會改選期には新市制を適用する結果從來三萬九千餘人に過ぎ無い選舉有権者は一躍して十萬餘人に激増する、従つて舊株に因りて選出された現議員の大半は失脚すると同時に新進議員の簇出を見る關係上茲に現状の分野は必ずや激變し面目全然一新せらるゝであらう
尙大阪市會沿革の一節を摘記すれば斯くである

(一) 大阪市廳舎建築概要

我大阪市廳舎建築は大正七年六月工を起し本年五月竣功す其の工事期間三箇年なり今其の内容を概説せん
 本建築の特徴とする處は第一、其の各室の配置に在り第二、其の構造及設備の完備に在り而して其の外観は莊重なる近代復興式に據り努めて繊細なる彫刻を避けて單純なる調律を保たしめ以て大都市の公廳として相當の威嚴し發揮し得たりと信す

各室の配置に就きて從來の行政廳舎ニ趣を異にせるは六階の高層建築たらしめしこ及室割の簡單にして融通性に富むこなりす即ち市會議場、市參事會室、市長公室、其の他行政主腦部の各室を第三階に集中せしめて過宜に之を配列せし第四階の正廳の外は各階に於ける各室は其の使用を融通自在ならしむべく各階を通じて構造上之を一室たらしめ先づ現時の便宜に應じ輕易なる間仕切を施したり又外部出入口は正面に廣潤なる一般昇降口を設け左右兩側面に各一箇所背面は中央に存する議場傍聽人出入口を主要なるものとし其の左右に各一箇所の出入口を設け議員、公衆及吏員の出入に便ならしめたり

構造は基礎、壁體、床及屋根等を鐵筋「コンクリート」造とし中央大廣間の部分及中央塔屋の實質は之を鐵骨「コンクリート」造とし輕易なる間仕切及出入口唐戸の外は構造の各部を通じて木材の使用を極度に制限し以て建築全體の耐火耐震の抵抗力を充分ならしめたり又館内に於ける設備に就ては暖房、衛生の兩工事を始め昇降機電燈、磁氣時計、電話及電力利用の諸設備、消火栓等何れも最新式のものを採用したり斯くして執務上の利便は恐く從來に面目を一新したりと信す

本工事の設計、監督及諸設備の應用に就ては岩田土木部長の熱誠なる援助を受けたるは勿論にして故牛村技師長其の他建築係員一同の細密周到なる努力に待ち初めて其の効果を待たるを表白するこ同時に機宜を得たる其の建設の立案に對て池上市長及協賛の任に當られたる市會議員諸君の卓見を表彰するの光榮を有するこを深謝す。

大正十年五月

市廳舎建築事務囑託
 工學博士 片岡安

(二) 建築概要

位置 大阪市北區中之島壹丁目(舊中之島公園跡)
 敷地面積 二千七百三十坪九合
 廣袤 間口四十七間、奥行三十間
 建坪數 一千四十九坪七合五勺
 總延坪數 六千三百三十六坪一合五勺
 内

地階 一千百四十五坪七合五勺
 第一階 一千四十九坪七合五勺
 第二階 一千四十九坪七合五勺

第三階 一千四十九坪七合五勺
 第四階 一千四十九坪七合五勺
 第五階 八百五十三坪

塔屋各階(五階)及エレベーター塔延坪數 百三十八坪四合

建築費 參百五拾萬圓餘

從業職工延人數 二十七萬人餘

若手及竣功期 地鎮祭 大正七年四月十三日

起工 大正七年六月二十三日

齊鏡奉鎮式 大正八年一月二十五日

定礎式 大正九年三月二十五日

竣功 大正十年五月

三箇年 近代復興式

階樣式 六階(但し地階共)塔屋階數五階

階數 正面地盤より軒扶欄上端迄 七十八尺

建築物高 塔屋避雷針尖端迄 百七十七尺

各階諸室の配置 經理、會計、庶務、土木、水道、衛生の各部課所屬の倉庫、煖房汽罐室、電力室、諸職夫溜

第一階 湯沸室及小使室、浴室、物置文書整理室、食堂、料理室、試驗室、供待室、石炭庫、豫備室
 表玄關、東玄關、車寄、左右昇降口、廣間階段室、庶務課、土木部、水道部、經理課、會計
 課、受附、宿直室、守衛室、入札室、應接室、公衆控室、公衆溜、商人溜、下足番室
 第二階 財務課、衛生課、營繕課、土木部 室、水道部、港灣部、應接室(三室)、食堂、電話交換室
 市長室(公室、次室、事務室)、助役室(三室)、助役應接室(二室)、秘書課、檢査課、參事會
 室、同附屬脫帽室、參事會書記室、市會議場、議長室、議員控室(二室)、委員會室(二室)、
 理事者控室、市會書記室、速記者室、新聞記者室、喫煙室、應接室(二室)、議員食堂、小食
 堂、配膳室小使溜
 第四階 正廳市會傍聽席(新聞記者席を含む)、委員會室(二室)、應接室、商工課、社會部、教育部、
 港灣電鐵部分室、都市計畫部、弘濟會、圖書閱覽室、圖書館
 全部豫備室
 第五階 螺旋形階段室
 塔屋 其他使所、安全庫、階段、昇降機を各階に適宜配置す
 構造の概要 耐震、耐火構造
 基礎 周圍の地盤線以下平均一四尺を掘下け杭木(生丸太長十尺末込七寸)を打込み經一尺五寸内外
 の碎石を敷口み其上部に鐵筋「コンクリート」地形を施す
 壁體、床柱 鐵骨及鐵筋「コンクリート」造にして側壁外部は其の主要部に石材を用ひ其の他は擬石塗を施
 す

屋 根
 内部 壁面
 床 面
 屋 根 面
 天 井
 各階窓及出入口
 階 段 室
 昇 降 機
 給 水 設 備
 消 火 設 備
 便所及洗場設備

鐵骨及鐵筋「コンクリート」造の陸屋根とし一部銅板を以て覆被す
 内壁及間仕切壁の壁面は主として白漆喰塗仕上を爲し特殊の室は壁紙張とし尙大理石、擬石
 塗、「タイル」及木材の腰羽目を施す
 大廣間、階段室、蹲下便所等は「モザイク、タイル」「セメント、タイル」張とし特殊なる
 二三の室内には寄木張を施其の他一般室内は「リノリウム」敷とす
 陸屋根面は「コンクリート」上に防水「モルタル」塗りを施し「マルワイド」及「フェルト」三重葺
 きなしたる上更に其表面に「アスファルト」を敷き豆砂利を以て之を蔽ふ
 白漆喰塗を主とし天井蛇腹の一部及中心飾第裝飾模様の部分は石膏或は木材を交ふる所あり
 外壁の窓は枠、障子共鋼鐵製にして正一分硝子を使用し其の他窓の或るものは「ステンド、
 グラス」を使用せり
 八箇所、全部鐵筋「コンクリート」造にして大理石張又は人造石塗とす
 米國「オーチス、エレベーター」會社製昇降機四基及日本「エレベーター」製造會社製昇降機二
 基を設備す
 周圍の街路に埋設せる水道幹線より内徑六吋鑄鐵管を南北に貫通連結し且氣壓式水槽装置に
 依り各所要の箇所に給水す
 館内に四吋鑄鐵管を布設し地階より五階に至る各階三箇所宛合計十八箇所の消火栓を夫々適
 當の位置に配置す
 洋風大便所二箇所、和風大便所三十箇所、小便所四人立十二箇所、手洗場十四箇所及物品洗

汚水排除設備
 電燈及「コンセント、ブラツグ」
 室内 電話設備
 出勤退出席器
 呼 鈴 装 置
 磁氣時計設備
 避 雷 針
 煖 房 装 置

場二十箇所を各階に配置す
 各階便所より排出する汚物は之を南方中庭に於て地盤線以下十二尺の位置に設置せる幅三間
 半長十間深さ五尺の煉瓦及鐵筋「コンクリート」構造の汚水自然淨化装置槽中に導き其の淨化
 水を河中に放流せしむ
 電燈及「コンセント、ブラツグ」設備、電線は總て瓦斯管内に納め地階及五階を除くの外全部床「コンクリート」内に
 埋設す電球總數七百五十三個及「コンセント、ブラツグ」三百五個此合計十萬三千六百燭光
 (八十六「キロワット」)百「ワット」以上の電球は「ニトラ、ランプ」を使用し一般事務室は總
 て半間接照明とせり
 電話は出勤退出席器、呼鈴装置と共に共電式とし卓上電話機百二十個壁掛電話機十個、計
 百三十個の電話機を装置し局線に接続す又宿直室に夜間用交換機を設置し退廳後の通話用に
 備ふ
 市長并に助役の出勤又は退出の際守衛室より之れを各事務室に通報し出勤退出席器を各主
 要事務室に設備す
 主要各室相互間に呼鈴装置を設け之に自動復舊表示器を設備し呼鈴の正確を期せり
 英國「マグネタ」時計會社製のもの百個を装置し其の親時計は之れを守衛室内に設置す
 中央塔屋(尖頭部直徑一尺一寸)に一箇所、「エレベーター」塔屋に五箇所、煙突上に二箇所、
 合計八箇所を設備し此等を全部接続したる上二箇所の井底に放電するの装置とす
 低壓式蒸氣煖房装置にして地階の一部に汽罐室を設け各階各室の放熱器に配氣す、市會議場

電熱及瓦斯設備

には特に以上の外間接煖房装置を併用せり
試験室及湯沸室には瓦斯管を敷設し三階小使室には湯沸用の電熱装置をなす

主 要 材 料

セメント 浅野「セメント」、東亞「セメント」及小野田「セメント」 三萬七千樽
 杭 木 松材長十尺末口七寸 七千八百七十四本
 鐵筋「コンクリート」 基礎、壁體、床片、柱、欄類 二千九百五十坪(六尺立坪)
 石 材 花崗石(備中北木島産) 六萬五百立方尺 大理石(主として美濃赤坂産及長州産) 一萬七千八百平方尺
 煉瓦 各種 種 三十一萬八千個
 木材 檜、「チーク」、「オーク」其他雜木共一式 一千三百本(尺徑)
 鐵障子 鋼鐵製 一萬六千七百八十平方尺
 硝子 各種ガラス一式 二萬五千八百平方尺
 銅 鐵 鋼鐵材一式 一千七百噸 內鐵筋一千三百五十噸 鐵骨三百五十噸
 銅板 一千五百五十五貫目(約四百五十面坪)
 「アスファルト」 床敷一式 一千七百四十坪(六尺面坪)
 「タイル」 各種「タイル」一式 七千七百三十平方尺

「リノリウム」

三千十坪(六尺面坪)

主要なる材料供給並に工事請負者

「セメント」 浅野「セメント」株式会社、東亞「セメント」株式会社
 煉瓦 大阪窯業株式会社、岸和田煉瓦綿業株式会社
 鋼 鐵 八幡製鐵所、大阪岸本商店、大阪山本商店
 「タイル」 大阪田中「タイル」商會、大阪松本窯業株式会社、ホーン商會、大阪中川辰藏
 假設工事 大阪錢高組、大阪鴻池組
 基礎工事 大阪錢高組、大阪鴻池組
 石材工事 大阪熊取谷熊次郎
 鐵筋「コンクリート」工事 大阪錢高組
 煉瓦工事 大阪鴻池組大阪錢高組
 木工事 大阪錢高組
 建具工事 大阪錢高組、東京田島一號、大阪松尾和助、大阪長谷川久吉
 硝子工事 大阪谷口元之助、大阪木内眞太郎
 鐵骨工事 大阪松尾和助
 青銅鑄工事 大阪今村久兵衛

眞鍮金物工事	大阪高島製作所、大阪恒川政吉、大阪駒井商店
屋根工事	大阪錢高組
左官工事	大阪播磨谷虎太郎、大阪矢野松太郎、神戸龜井芳太郎
大理石工事	美濃赤坂矢橋大理石商會
『アスファルト』工事	大阪寶田石油會社
衛生工事	大阪須賀商會
汚水淨化装置工事	東京城口研究所
塗師工事	大阪辰巳吉之助、大阪龜谷開作、大阪石渡清太郎
電燈工事『配線』	大阪電氣商會
電燈器具及『コンセント、プラグ』工事	大阪中橋彌吉郎
電話電鈴配線工事	大阪日本電氣株式會社
磁氣時計配線工事	大阪日本電氣株式會社
避雷針工事	大阪錢高組
瓦斯工事	大阪大阪瓦斯株式會社
煖房工事	高田商會大阪支店、大阪電氣煖房商會、東京齋藤製作所
昇降機『外柵』	大阪松尾和助
同『設備』	米國貿易會社神戸支店、日本『エレベーター』製造株式會社
敷物工事	大阪三越吳服店、高島屋飯田吳服店大阪支店 (以 上)

第一節 新装の大阪市

大阪市政は内外の新装成りて面目一新した、則ち叙上の如く種は議員数の増加に因つて市政參與機關の面目を改め他は市政執行上の支障たりし設備並に組織の不完備なる諸點を更新するに共に之れが發動の根據とも稱すべき市廳舎の建築も竣成するに至つたので内外相應して市政其ものも從來の退嬰的な面目を一新して最早積極的の活動期に入つた觀がある、偕而大正十年六月市會議員總數改選の結果は愈々本舞臺に乗り出して凡ゆる方面に目覺しい活躍を試みる事なつたのである、而して既に十年度中には

- 一、大阪電燈株式會社の電燈事業買収問題
- 二、内務省並に逓信省の不當命令に對する自治體の面目擁護問題
- 三、池上市長の三選問題
- 四、佛國々賓ジョツフル將軍歡迎
- 五、市財政緊縮を主眼とする十一年度豫算編成
- 六、大都市計畫事業に伴ふ豫算編成並に市區改正設計
- 七、接續町村編入の所謂市域變更擴張問題

等甚だ重大なる案件を筆頭として百般の問題が踵を接して簇出したのである、而して此等諸問題の經過を検すれば主務省の不當命令、市長選舉、國賓送迎、十一年度豫算並に都市計畫事業豫算市區改正設計等は凡て解決されたのであるが其他は未解決の儘で十一年度に入つたのである、而も十一年度に及びては早々にして

八、英國皇太子殿下奉迎

則ち國際問題に直接重大意義ある皇儲殿下の接待及び其供奉員款待の事あり

九、關助役改選案

十、増區問題

十一、高速度通交機關完成案

等更に數へ來れば枚擧に遑あらざる状態である、若し十一年度中に於て當面すべき將來の問題を詮索すれば大電買収、市域擴張、増區の實現、築港擴張、港灣修理等頗る多事である、従つて市民は起つて須く市會議員並に理事者を一層鞭達せねばならぬ事情がある、幸にして之れを今日迄の業績に徴せば理事者は眞劍に市務を處理し市議は侃諤公平な協賛共力をして居る、而して市民の先驅たり輿論の急先鋒たる言論機關は協力一致市政の向上を専念として居る、今之れを實際の経過に引用して少しく説明を加へる

第一款 國 賓 送 迎

大阪市が新市廳舎出來と共に國際的接待に而した事は既に二回に及んで居る、一は佛國答禮使ジョ將軍歓迎で他は英皇儲殿下を御送迎した事である、共に市政上の重案に屬するを以て市會は理事者と共に特に其送迎に萬全を期した

ジョツフル元帥の場合にありては大正十一年二月十五日の訪問日迄に萬端の準備を整へ一月の市會に於て經費數萬圓を十年度追加豫算として可決し之れに因つて記念品贈呈を爲し中の島中央公會堂に於て國賓招待宴を張り且つ旅情を慰むべき餘興を觀覽に供したるなき遺憾なき措置を執つたのである尙民間に於ても各方面で市の體面上全力を注いで

歓迎に盡した、則ち大阪朝日社では關西婦人聯合會の名を以て同將軍婦人令嬢の接待に力を注ぎ先づ歓迎の計畫を左の如く樹てた

○佛國ジョツフル元帥、夫人、令嬢の一行は二月十五日午前十一時三十二分大阪驛着列車で來阪し道順は

梅田新道市電交叉點東へ空心町を経て天滿橋を渡り島町を東へ大阪城着城内紀州御殿で小憩の後同所を出發し谷町三丁目より本町二丁目から堺筋を経て難波橋より中之島に出で市廳舎着

市長公室に於て記念品を贈り茶菓を供し終つて午後零時三十分中之島公會堂の市主催歓迎午餐會に臨み文樂人形の餘興を見二時三十分同所を發し大阪朝日の婦人會關西聯合大會の歓迎會に臨み渡邊橋筋を経て同三時二分梅田驛發列車で神戸へ向ふことに決定した、因つて此の世界的偉人を歓迎するため

- 一、元帥に婦人歡迎會から日佛兩文の歡迎文を贈る
- 一、元帥、夫人、令嬢に花束、夫人、令嬢に刺繡の日本衣服を贈る
- 一、少女の一團が左の佛日歡迎歌を合唱す

(柳澤 健氏作)

(永井幸次氏作歌)

General Joffre
Aous joi
Fort comme nos grands-papa.
Doux comme nos grands-papa.
General Joffre
Vous joi
Papa Joffre
Bien-V nu
Tout le Japonais Vous attends
Papa Joffre
Rien-Venu
Tout le Japonais Vous att nps

ジョツフル將軍
貴方はこの地に
私達の祖父さんのやうに強く
私達の祖父さんのやうに優しい
ジョツフル將軍
貴方はこの地に
パパジョツフル
よくいらつしやいました
日本人は此日貴方を待つてました
パパジョツフル
よくいらつしやいました
日本人は此日貴方を待つてました

而して次の如く頗る深甚な結果を得たのである

☒ ジョツフル元帥夫人令嬢及隨員の人々に駐日大使クロード氏夫妻を加へた一行は婦人會關西聯合大會主催の歡迎會に臨席した後大阪を出發神戸に向つた

が梅田驛に向ふ途次且つは發車を待つ間の待合室に於ける際にも大阪市民によつて受けた衷心からの歡迎に對して元帥は深く感謝の意を表し、殊に元帥の出身兵科が工兵科である丈に『大阪城の見物には築城といふ専門的見地から少からぬ興味を覺わした』と語り又歡迎會に受けたる印象は飽くまで胸深く沁みたまもの、如く『日本婦人の魂として正義潔白の象徴たる太刀は何よりの好記念を得たもの』と贈物に對する謝意を述べ更に婦人團體の歡迎會に就ては小學校少女團の歡迎歌が元帥大使及兩夫人一行に大満足を以て迎へられ『あの愛らしい少女達の唇から洩れ出づる嬌々たる旋律殊に佛國語としての巧妙なる發音は恰度祖國の少女達に依つて歌はるゝと少しも變らず、其儘嬉しい歌詞を味ひ得て涙ぐましい迄の感激を覺わした』と口々に稱讚の言葉を殘し夫人令嬢は『日本婦人の好意と親切は終生忘るべからざる思出で殊に團體とし個人としての過分の贈物を頂いた事に對しては衷心より感謝をいたします』と述べたのである。

(一) 英太子奉送迎

英國皇太子殿下御來阪の報あるや市政界は一朝にして緊張した、而して大正十一年五月五日と日取確定と共に市は種々其時間と奉送迎方法を協議し當日の御豫定が上本町六丁目大軌停留所御着が午後二時五十分で知事師團長市長等御出迎ひ申しあげ大軌前より日本橋一丁目に出で堺筋を北へ本町二丁目より東へ谷町三丁目より法圓阪町を経て大阪城御着城内御遊覽ありて三時十分同城御發三時三十分谷町三丁目より本町二丁目に出で堺筋を北濱に出て西に折れて土佐堀南

岸を淀屋橋に出で三時四十分市廳舍御着の御豫定市役所にては三階市長公室の便殿に御參入知事市長師團長各官衛長任勅校長同待遇官在阪貴賓兩院府三部長、憲兵隊長府市會議長商業會議所會頭、住友藤田鴻池三男爵英副領事市三助役等拜謁仰付られ握手を賜ひて後秘書課に陳列された獻上品、臺覽品等を御覽ありて奉迎式場に四時十五分御進入便殿に參入府市會議員各新聞社長以下府市政記者、勅任官同待遇校長、學務委員、商業會議所議員等參列の上知事市長の奉迎文捧呈終りて御答辭を給ひ日英國歌奏樂裡に御退出式後便殿に御少憩茶菓御召しあり四時五十分御發梅田驛に御着午後五時特別列車で神戸に成らせられるのであるから其準備委員會を設置し奉送迎に關する事項を決定し更に十萬圓の奉迎豫算を編成し市會へ提案することになつた右奉迎費は七萬圓で外に三萬圓を豫備費とし其内譯は設備費一萬七千五百圓、自動車購入費一萬五千圓とし殿下への獻上品は慎重審議の末一萬圓から一萬五千圓までの見積りで外に高價な美術品を添へて獻上する爲めであつた

御召用の自動車は内部を紫地に仕立て用材全部を黒檀とし裝飾は極めて清楚にして將來市保管の下に貴賓用に充てる筈である、其外右豫算の中から行啓道筋を修理し行啓當日は路面に玉川砂利を敷きつめる計畫で豫備費の三萬圓は殿下の御召艦を神戸から大阪灣に迎へる際市から乗組中の將校及び同相當官へ記念品を贈る外兵士一同のため市内各所に遊藝店を設へるなご此等總ての招待費に充てる計畫であつた

關聯豫算市會

茲に於て此の奉迎費を含む大正十一年度豫算審議の大阪市會は四月廿五日午後三時開會、出席議員六十名、泉議長開議を宣して直に日程に入り前回委員附託となつた電氣軌道延長敷設申請に關し回答の件(大軌)▲電氣軌道敷設特許申請に關し回答の件(大阪寶塚)を一括上程委員長海老友次郎氏より委員會は全員一致原案を可決せる旨報告し委員長報告通り決定、次いで大正十一年度普通特別各經濟歲入出豫算並に關聯案三十件を一括上程し池上市長豫算を説明すべく登壇十一年度に於ける本市財政計畫は其の各部に亘りて嚴正なる査定を加へたり茲に其の大様を述べれば普通特別各經濟を

通じ歳入總額一億四百五萬餘圓歳出總額一億八十九萬餘圓にして就中組替關係に依り計算の重複せるもの及純然たる本市收支計算と見るべからざるものを控除するときは純收入六千八百七十九萬餘圓純支出六千五百二十二萬餘圓にして之を前年度原豫算に比すれば純收入に於て三百六十五萬餘圓純支出に於て五百五十八萬餘圓を減少則ち

公債……歳入中公債收入に關しては既定計畫たる下水道公債百五十六萬六千圓第二回下水道公債百六十萬圓第三回下水道公債四百三十二萬圓第四回築港公債三百三十四萬五千圓第二回教育公債の短期債百十萬圓の外新に第七回電氣鐵道公債二百十五萬圓を起債し以て當該事業の改良充實、發展に資することとし

市税……市税に關しては客年末都市計畫事業として協賛を経たる第二回下水道改良事業の爲に要する家屋税及第一次都市計畫事業の財源たる地租割國稅營業稅附稅雜稅附加稅中車稅は當時の方針に依り又遊興稅觀覽稅は府稅の附加稅として夫々徵收するの外凡て前年度と同一課率とし以て負擔の加重を避くるに努めたり其他各種使用料、手数料等に於ては權衡上已むを得ざるもの、外は大體前年度と同一率に止めた旨説明した次いで質問起り

石原善三郎氏 大正十一年度豫算を見るに參事會は只市長給に於て二萬圓を二萬五千圓に修正したるのみにて全く無修正といふべきである、財界の狀勢より見て編成せねばならぬに拘らず編成されたる豫算には何等其跡を見るこゝが出来ないこゝ々々例を擧げて部課の廢合、市青年團の現狀、市教育界における茗溪派の跋扈、新電鐵部長の市電經營方針に關する抱負等を質問して降壇すれば

池上市長 只今の御質問は御意見と見るべきものが多いが豫算の編成は嚴重に膨脹を防いで居るのでコレ以上緊縮の餘地ありとは認め難い、試みに石原氏において大阪市の廳内各部課並に人員等が如何に經濟的に働きつゝあるかを東京市と比較されんことを希望する、教育界に噂の如き暗流ありとは認めないと手軽く突き離し福士教育部長青年團の現狀を述べて市理事者に於ても銳意改革に努めて居るご答へ

佐竹電鐵部長 市電の改良問題については、車輛を増發するにしても路面電車では十分に救ふことは出来ない、此解決は高速度の高架線に依るの外はない、併しコレが實現までは、市電線路の延長と無軌道電車乗合自動車の普及獎勵に依つて之を救ふの外はない車輛の配置については、目下交通調査をなすつゝあるから其の結果運轉系統の變更の必要を認めたるものは三月二日頃を以て改正を行ふ積りである、從業員については目下七日間の乗務時間七十一時間を三時間半増すことにすれば一日百人の人員を増したこゝゝなり從業員の方も給與を増されるこゝゝなるので歓迎を受けて居るやうであるから此際之を實行する筈であるご約一時間に亘り詳細に説明した

中村虎次郎氏 此程募集した二百二十萬圓の教育公債の如きさへ七分五厘の高率を拂つた短期公債であつたが近く都市計畫の實行や大電の買収期に入れば八千數百萬圓の起債をなさねばならぬのだが市理事者はこれに對して十分の確信があるか

木南助役 都市計畫豫算は未だ必要な財源に關する法令の發布を見ないのだから暫定豫算と認められない事業についても必ずしも道路舗裝のみではない起債については十年度に三千二百八十萬圓だつたのが十一年度には千二百萬圓である、十年度の起債は略豫定通り之れを遂行し短期のみならず長期においても相當の起債をなしたので利率も額面發行だつたから必ずしも悲觀すべきでないご信ずる

關助役 大電買収に關しては目下調査中である小林唯二郎氏吏員の給與について質問し
池上市長 吏員の採用給料其他についてはお任せありたい

榎谷寅吉氏參事會が市長給を二萬五千圓に修正せる理由について參事會に質し、鎌田長七氏「參事會では東京市長の二萬五千圓渡切り交際費一萬圓に比較して増したのであるご」答へ都市計畫事業について中村虎次郎氏と木南助役との間に質問應答あつて神戸萬太郎氏の動議で議長參事會員を除く五十六名の委員附託と決した

一、市電線路延長布設の件外一件を原案可決大正十一年度北區中野町歳入出豫算外十件を一括可決、次いで築港埋立地賣却に關する件は豫算委員附託、渡船事業請負に關する件、その他十數件を可決し

一、大正十一年度追加豫算 英國皇太子殿下奉迎費十萬圓を豫算委員附託せんとするや石原善三郎氏説明を要求したるが議長は宣告後なりて受付けず

石原氏 斯くの如き市會として慶賀すべき問題に市理事者の説明のないのは不親切至極だも猛り

池上市長 既に諸君に於て議案を精讀されたこと、信じ且つ説明するまでもない明白な問題だから説明せなかつた

こ述べたが石原善三郎氏『將來に惡例を貽すものなり』にて容易に怯まず議論沸騰して遂に議長休憩を宣し英皇太子殿下奉迎費を中心に稀に見る討議を演じた

再 開 五時卅分再開、大正十年度電鐵建設費追加豫算を可決し神戸萬太郎氏市理事者に英皇太子殿下奉迎方法について説明を求め池上市長これに答へて

池上市長 英國皇太子殿下におかせられては午後一時四十分大軌にて御來阪、師團に成らせられ次いで市廳に行啓市長公室に入らせられ本市會議場を接見所に充てらるゝ御豫定である、其細目に亘つては宮内省の指揮を受けることになつて居る

こ述べて大風一過後の靜穩裡に次の日程に移り大正九年度決算報告は二十名の委員附託し決し、追加日程建議案中等學校増設に關する意見書提出の件を上程、森川俊治氏委員附託動議提出中村氏之に賛成し豫算委員中教育關係委員に附託に決し六時卅分散會した

則ち叙上の曲折を経て奉迎費確定したので市では直ちに凡ての準備を急ぎ取り敢へず當日獻上すべき獻上品を選定したのである。

(二) 大阪市の歡迎

英國皇太子殿下の大阪市御訪問に際し大阪市より捧呈すべき記念品は大阪の歴史に關係深く、且つ本邦固有の美を發揮したるものにして尙御持歸りの後も御座近く御愛玩を蒙るべきものたらん事を期し次の二品を定められたのである

一、柳櫻春草之圖刺繡壁掛

之れは題材を豊太閤遺業の一たる桃山盛期の藝術に索めて、當地の裝飾的日本畫の代表作品たる洛東智積院に國寶として藏置さるゝ狩野山樂筆柳櫻春草之圖を其儘刺繡に應用して之れを壁掛に調製することとなつたのである、御來朝が恰も櫻花爛漫の好季に當り且我日の木を象徴する櫻花を主題とした此圖を得たのは最も適はしい事と言ふべきであらう圖面の大きさは、縦七尺、横五尺にして全面琥珀金箔地に刺繡を施せるもの四枚を一組とし各周圍は古雅な有職小葵模様を織立てたる佳良錦地を以て一尺幅の額縁仕立にしたものである、乃ち出來上り一枚、縦九尺、横七尺、四枚續して横二十八尺の大作で之れを正倉院御物唐櫃模しの外箱に納めるのである

製作者は京都刺繡界の新人にして農商務省工藝品展覽會に於て毎回其の藝術的天才を認識されつゝある有名なる箬尾清氏で、桃山障壁畫の刺繡應用に着想し多年之れが研究に没頭せる熱心家である、特に桃山期の特色たりし雄大崇壯なる藝術を表徴せる深味ある金箔地の再現に就ては京大教授武田五一博士の指導に依りて新工夫を試み、原糸の染色に關しては京都染織試験場淺井技師の監督援助を得たのである。而して高島屋吳服店の納入に係る

二、源氏五十四帖詩繪飾

右壁掛と同時に献上さるべき工藝美術品たる蒔繪飾棚は織麗高雅なる藤原風に歐洲室内裝飾としての意を加味調和し題を源氏物語に採り胴の全面には五十四帖の色紙を研出蒔繪又は高蒔繪として配合し戸棚表には浪花の梅に緑りある尾州徳川家の所藏名物幸阿彌長重作初音の三柵に意匠を採り、戸の見返しには紅葉の賀に因んで優雅なる舞樂の様を高蒔繪として現はし、圖題に因める梅花の地彫、純銀の金具を施したものである、出来上りの現形は間口三尺三寸、高さ二尺五寸五分、奥行一尺五寸ある、絢爛華麗にして本邦獨特の工藝美術の精華を遺憾なる發揮してゐる

作者は木村秀雄氏である、氏は京都斯界の耆宿にして屢々宮内省御用品製作の榮を擔ふた人である、本飾棚は神阪雪住齋伯の指導監督を受けて明治四十五年五月素地の製作に着手し爾來木素塗に日を費すこと五年、蒔繪に着手してから工を積むこと三年、更に金具の製作に日を重ねて十ヶ年の歳月を経、漸く大正十一年二月完成したのである。

乗組員歡待

殿下の御召艦レナウン及供奉艦ターバン兩艦乗組員に對する送迎方法としては四月二十八九の兩日共に晝は南五花街新町の兩演舞場で英艦乗組員を歡待し通譯百數十名が手分けして市内を心ゆくまでに見物せしめ夜は午後六時から兩日共に將校の歡迎宴を中央公會堂で開催し築港上陸の時には府知事幹部團市長其他官吏に續いて市内の婦人團體大丸男女店員以下數十の各團體が之れを出迎へ婦人團體は手にく將卒各自に日英小國旗や記念品を送り將校は自動車に乗つて直ちに大丸呉服店の文化展覽會に臨み一方兵卒は市の接件委員通譯等の案内で特別電車で新町三南の演舞場に行く順序を定めた而して新町演舞場には市から木南助役参加し歡迎順序として先づ市役所側及び演舞場側より數名宇和島停留所まで出迎ひ案内兵員一同の到着は午前十一時五十分より十二時二十分頃迄一階及二階の休憩室に到着に従ひ順次案内し十二時二十分、兵員到着済みの上三階(二百名)及地下室百五十名の宴席に案内し、案内者通譯より自由に喫食を勧め且つ終了後は再び自由に一階二階の休憩室に戻られむことを通じ宴席より休憩室に出づること

口にて寫眞帳、番付、記念扇子を渡すべく定めた當日は一時二十分同一階の觀覽席に入り着席する此時大丸呉服店より歸着の將校も一時三十分頃こゝに來る筈で直に二階正面の觀覽席に招じ着席済みの上池上市長挨拶し開演に移る豫定である而して開演中美人の手により將校達に飲食物を饗し紀念品等を交附するが終演は二時二十分頃で兵卒には景品として出口に於て美人の手より繪日傘を贈呈し自由に退散を乞ひ又將校の送り出しに抹茶席にて抹茶を點し自由に退散を乞ひ希望により繪日傘を贈呈する筈であるまた南演舞場では市から關助役が委員長として兩日の接伴に當り英水兵三百名日本水兵五十名、通譯六十五名等總て四百五十名宛を招待すべく築港上陸後特電八臺で送り込み十一時五十分から十二時十分迄の間に控室に全部を收容し十二時二十分頃合圖をして食堂を開き自由に喫食を乞ひ終了後は直ちに觀覽席に着かしめ午後一時大丸歸りの將校を正面の席に招じ一時半池上市長は一場の挨拶を爲し開幕する而して英文の筋書、説明書、寫眞帳等を配付し踊の最後なる春の色を終るに先ち舞妓、數十名に將校席に到り日英小國旗を送呈する尙退場の砌りは兵卒に對し記念品として繪日傘や扇子等を送る筈で以上兩演舞場共二十八、九兩日に亘りて同様の歡迎をするのである又兩日共午後六時から有田助役委員長になり中の島中央公會堂で將校の爲め盛大なる市催歡迎宴を開く準備をしたのであつた而して愈々當日を待った

英艦隊員歡待の當日は天氣晴朗大阪築港の空で朝の海氣を震はせて爆竹の轟き、大棧橋に張り込めた萬國旗のはためき、大阪聯合婦人會員の花のやうなあでやかな姿、初夏の陽は麗らかに鏡のやうな海上に溢れてゐた、四月二十八日午前十時半、棧橋に横付けの供奉艦ターバンの艦上では皆上陸洩れらしい水兵達が舷側で陸を望んで歡談の時を過して居る、素的に大きな青色の紙幣を一枚握つたのが大勢に追つかげられ興じてもゐた、傍らには作業服のあらはな腕にミても自慢らしい久利伽羅紋々のイギリスの阿兄らしいのも居る、巨姿を浮べた港内の汽船が大きな唸り聲を出した、棧橋際に集まる市民の發する歡味のどよめきに迎へられて遙かの沖から波頭白くランチ一つ、續いて又一つ、やがて御召艦

レナウン號の艦長ミード大佐の正服姿が棧橋の上に躍り上る、副長ドラモンド中佐を始めレナウン號の將校卅五名は玖磨、大井、木曾から選抜した五名の日本將校ミ賑ぎやかな一團を作つて上陸し始めたのだ、大丸のボーイスカウトや洋装の少女達の打ち振る英國旗に送られ大阪高商の學生達の案内で聯合婦人會員達の手から櫻ミ富士を貰いた扇子の寄贈を受けて棧橋際の休憩所で軽い飲物を待つこ十分、大丸の歡迎團を乗せた數臺の自動車を先驅に三十五名の將校は十五臺の自動車に分乗して砂塵の煙のやうに立つ築港道を長い列を作つて一氣に市街に入り境川を右折、櫻川二丁目先驅の間違ひから自動車のデン／＼廻りをさせて九郎右衛門町に出で或橋を北に渡つて又そこで行列の混亂を捲き起し更に逆行して西長堀に出で砂塵の幕にこぢこめられた十五臺の無蓋自動車は四ツ橋を東へ心齋橋際で停車、一同徒歩で大丸の新館へ迎へられた、下村社長以下重役連の盛んな出迎へを受け奏樂の音に送られて同店主催の文化博覽會の各種の陳列品を觀て廻りながら絞染めに興を持つたり、バンドたのべントだのミ丸帶の説明を聞いたり、洋風家具の値段を聞いてこれは高いミ奇聲をあげたりしてゐた、壁畫のロンシャン競馬場やニューヨーク市街に眼を移した一團はそこでマンチエスター市街の繪を見付けて(英國の大阪)だミ嬉しがる、かくて十二時からは同館五階の一室で堀江連出語りの三番叟の人形芝居に奇異な興味を湧かせ餘興二幕を見物してゐるミ丁度午後一時になり六階で第四師團軍隊の旺な演奏の内に賑やかな午餐會が開かれる、食事の終つたのが午後二時、それから二隊に分れ南ミ新町の演舞場の蘆邊踊ミ浪花踊の美しい場面に春の日を興じて居た

將校團の上陸に續いて午前十一時から下士以下の水兵團が上陸した大井、木曾兩艦から派遣された日本の海兵の歡迎隊に導かれ婦人會のお奥さん達から英語で『ウェルカム』を浴せられて大恐悅、かくて十一時四十分、當日のお客さん上陸が済むミ千餘名の水兵さんを二隊に分け特別列車でまつしぐらに先づ新町ミ南の兩演舞場へ送り込んだのは十二時半

だこ、で中食の饗を受けたのち大丸から來た將校團ミ合して所謂ゲイシャ、ガールの踊の見物に興じお土産の美人寫真ミ繪日傘を貰つて子供の様に喜んでゐた踊が済むミ一行は十數隊に分れて市内を見物し將校團は之も自動車に分乗して大阪城、住友、藤田、鴻池三男爵家の庭園を見、將校一行は午後六時中央公會堂における大阪市主催の歡迎會に臨んだ又英國艦隊二日目(廿九日)の乗組員上陸は前日ミ同様將校は午前十一時下士卒は十一時半夫々開始し將校は供奉艦ターバン艦長以下都合卅六名卒は六百名で日英國旗で花々しく飾られた大棧橋では池上市長、直木港灣部長を始め聯合婦人會員其他の晴れやかな出迎へを受け、設けの休憩場に入り少憩の後將校連は數臺の花自動車に分乗前日同様の行程をミつて順路大丸吳服店へ乗込んで文化博覽會を見物し六階の餘興場で堀江藝妓の式三番叟を見て招待會に臨み終つて二隊に分れ南ミ新町兩演舞場へ乗込んだが一方下士卒は築港から特別電車で其儘兩演舞場へ乗込み午餐後將校連の來着を待つて池上市長は新町副助役は兩演舞場で夫々歡迎の挨拶を述べ閉幕、午後三時打切ミなつて演舞場から將校には英文の記念寫真帳、下士へは例の繪日傘をお土産に出し一同は物珍しげに之を打撃しつゝ、歡迎の人出に埋まつた盛場の雑沓を練歩くミいふお洒落振り、將校の方は矢張り三組に分れて自動車を天王寺公園の吉向庵、住友藤田兩男爵家、大阪城、三越の四箇所へミ順次駆つけ夫々茶菓の饗應を受け、終つて午後六時中之島中央公會堂における大阪市主催二日目の歡迎會場へ臨席したのであつた

(三) 英太子奉迎臨時市會

市會に於ては以上の如く英艦隊送迎も終了し英太子殿下御成りの五月五日大阪臨時市會を午後二時四階御眞影室に於て開會英皇太子殿下奉迎文奉呈の件を附議し滿場起立の上之を可決して即時散會し議員一同奉迎の準備に入つた

御來阪

五月五日午後三時二十分、大阪市の上空、上本町六丁目、天王寺、梅田、築港の四箇所から轟然として大煙火が揚つた、此時英國皇太子殿下は新調の大軌御召電車で南區上本町六丁目へ御到着、御出迎の池松知事、池上市長及鈴木師團長その他在阪の諸名士に一々握手を給はり池松知事令嬢田鶴子より花環を受けられ直に自動車で順路同所を西に日本橋一丁目交叉點を東に折れ谷町三丁目を経て大阪城に向はせ給ふたが沿道の家々には日英兩國旗を掲げ市民學生は旗を振り帽子を揚げ歡呼して迎へるとプリンスはこぼれる様な笑顔に手を振つて之れに答へ給ふた、大阪城では門外廣場に在郷軍人を始め各青年團その他團體列を作つて奉迎し、先着の師團長知事は陸軍將星其他顯官と共に天守臺下に迎へ奉る、二時四十分プリンスの自動車は大手門から花よりも美しい城内新緑の間を縫ひ天守臺下に到着、其處でプリンスは自動車を捨て給ひ今を盛りと咲き誇る貯水池堤のつゝじ、さつきを右に見て師團長の御先導で右曲左折、石垣の巨岩を物珍らし氣に打ち仰ぎつゝ天守臺上に御着市の内外を御俯瞰、山本海軍大佐の説明を聴取され、次で紀州御殿に入御、今西景窓氏門下生の手に成る生花「日英親善」春光の君を迎へて「なごを台覽、御小憩の後各上長官に一々握手を給ひ更に同御殿裏の庭で第八、第三十七聯隊から選抜された歩兵五十名の銃劍術を御覽に入れると殊の外お氣に召した、應て其處を御出門、直に自動車で熱狂した沿道市民の萬歳聲裡に市廳舎に向はれた斯くて四時十分市廳舎御着、同舎前で自動車を降りられると淀屋橋上から日本銀行前廣場、大江橋上に奉迎せる市吏員及び小學校生徒は一齊に萬歳を連呼する、プリンスには池上市長の御先導で燃ゆるやうな猩々緋の絨氈の上を歩ませられ三階西南隅の御便殿に當てられた市長公室に入御、御座所の側の花瓶には日英を各表象した意味で紅白の牡丹、前方には遠來の客の旅情を慰めるといふいすがけ草、その横手の水盤の菖蒲なごを一々御覽あり

次で池松知事、鈴木師團長、池上市長の外、是より先き來應してゐた補稅務監督局長、市内各官衙長官、武田大阪高商校長外市内勅任學校長、藤田男外市内在在の貴族議員、赤田瑛一氏外市内在在の衆議院議員、小幡内務部長外府

各部長、日下部憲兵隊長、橋本府會議長、泉市會議長、今西商業會議所會頭、關、有田、木南市三助役、シーエツチアーチャー、英副領事等

四十餘名を夫々引見握手を賜はつた、それより北側隣室の獻上品及び府下重要物産陳列室に入られた同室は周圍に眼の覺めるやうな燦然たる金屏風を繞らし白布で覆ふた臺の上には

貼付煉瓦、瓦斯絲、シルケット、絹絲、金巾、防水布、毛斯綸友禪、黃銅花瓶、鹿置物、模造眞珠、象眼、マット、刷子、貝釦、桐長硯筒、桐三寶臺、籐製バスケット、蒔繪、盆等代表的な重要物産が並べられ、牡丹と老松の盆栽が配されてゐる、池松知事は知事から獻上した堆朱の衝立を御説明申上げ、池上市長が市の獻上品「柳櫻春草圖刺繡壁掛」と「源氏五十四帖蒔繪飾棚」を御説明申上げるご御感賞あらせられ、珍らしい陶磁器類を御手に取られ

上方に掲げられた大阪市の貿易品や製造品の統計、市の内外に密集せる工場分布圖なごも熱心に御覽あり、殊に日英兩國貿易額の統計表に御眼を止めさせられ、一九一三年に輸出入總額一千二百萬磅に過ぎなかつたものが歐洲大戰以後急に増加して最近三千五百萬磅に増加せるより、プリンスはいと御満足氣に拜せられた、次で池上市長の御先導で市會議事堂の奉迎式場に入らせられ議長席の御座所に就かせられ

御便殿拜謁者の外勅任文武官、實業家、府市會議員、市學務委員、商業會議所常議員、各新聞社々長、市高級吏員及び各府市政新聞記者等約二百五十名が起立する

プリンスの御座所の後方には上部を月桂樹を以て飾つたユニオンジャックの大英國旗と旭日旗を垂れ、各柱には又兩國旗を交叉し、花輪とリボンで裝飾せられてある、四時半奉迎者一同の最敬禮に開式するや第四師團軍樂隊が英國國歌を奏する、奏樂が終ると池松知事は府の奉迎文、池上市長は市の奉迎文を捧呈する、プリンスは御手づから御嘉納あり、夫々御答辭を與へさせられ同四時四十分閉式、再び市長の御先導で御便殿に入らせられた、この時知事の令嬢田鶴子、

市長の令嬢勝子(二十一年)及び紀子(十六年)が白襟紋付の盛装を凝らして日本茶を差上げる、斯くて御便殿で御小憩の後市廳舎玄関より自動車で同四時五十五分御出發、梅田驛へ向はせられ午後五時御退散あらせられ茲に全く英皇儲奉送迎を仕遂けたのである

(四) 奉 迎 文

英國皇太子殿下には別項記載の如く大阪市に成らせられ市廳舎に於て公式に府市民の奉迎を受けさせられたるが其際池松知事並に池上市長の捧讀せる奉迎文左の如くである

大阪府 大不列顛國皇太子殿下伏して惟ふに

殿下資性聰明風姿英邁大國の元良を以て避方の仰企に副はせたまひ爰に我國に來りて皇室を答訪し遂に

鶴駕を枉げて本府に光臨したまふ府民の喜歡何ぞ名狀に勝へん伏して惟ふに我國が

貴國と締約通商してより茲に五十餘年夙に

貴國の提導に頼りて泰西の文化を生みぬ

貴國の同盟に依りて東亞の和平を持し師資の誼深く感銘する所なり况んや今兩國

皇儲往來歡を交へて友情篤きを加へ那誼彌深きをや東西徳を一にして以て世界の平和を致し中外

仁を同じくして共に人類の福慶を享く於て亦盛ならずや時和府民と與に幸に昌期に逢ひ恭しく

大駕を迎へて祝頌措かず茲に府民に代りて謹んで蕪詞を綴り敬しく欽仰の沈を陳へて以て歡迎の

辭を布く誠歡誠喜の至りに任へず

大正十一年五月五日

大阪府知事從四位勳三等

池 松 時 和 謹 日

大阪市

大阪市長池上四郎市會の議決に依り市民一同に代りて恭く

英國皇太子殿下に言上す貴國は我が國と交誼最も親密なる友邦にして貴國の文物は我が國今日の開明に資益する所多く遂に兩國の同盟と爲りて力を協せ功を致せしこゝ年久し故に本市民は常に貴國の正義を敬慕し殊に兩國皇太子殿下の互に相往來して

兩國皇室の厚誼を交換したまふは永遠親交の瑞象なるを頌祝し殿下の光儀を想望し奉るこゝ甚だ切なりしが今茲に

台駕を本市に迎ふるを得て感喜の至に任へず抑貴國は世界に於ける商工業の先進國にして本市は我が國の商工業地たり而して明治維新の初本市が開港市と爲りたる當日先づ本市に隣へりし外國族は實に貴國の國旗なりき其の關係や久しく且つ深し况んや今回

殿下の寵臨を賜ふをや永く今日の光榮を記念し益々兩國連商關係の密を加へて同く平和の惠澤を享けんことは本市民の希望して已まざる所なり

茲に謹みて歡迎の誠意と感謝の衷情とを表し併せて

貴國皇室及び國民の繁榮幸福を祈り奉る

大正十一年五月五日

大阪市長 池 上 四 郎

(五) 英太子の答辭

大阪府知事及び大阪市長の歡迎辭に對する英國皇太子殿下の答辭左の如し

大阪府へ

予は貴下が大阪府民を代表して予のため鄭重なる歡迎の辭を述べられたるを感謝す、予の日本内地に於ける旅行は産業の主なる中心地を訪はざれば完全なる旅行と言ひ得ざるこゝ勿論なり、此の意味に於いて大阪府民の歡迎は予を動かすこゝ甚だ大なり、凡そ商業が永き親密なる二國間の國交を保つに當り重要な役目をなすものなるは今や疑を挿挟むべき餘地なし、大阪府民が日本をして國際的に重要な産業國たらしむるは實に大阪府の誇たらずんばあらざるなり近き將來に於いて大阪府民の益々國際的に繁榮たるに何等の意味に於ても障害たるべきものなきに至るを予は確く信じて止まざるなり貴下よ、希くは本日の熱誠なる歡迎に對し予の衷心よりの感謝を府民一同へ傳へられんことを

一九二二年五月五日

エ
ド
ワ
ー
ド

大阪市へ

閣下、予は大阪市及び大阪市民の名によつてなされたる予に對する熱誠なる歡迎の誠意を奉迎文を感謝す

貴國の大商業都市即ち世界の貿易に對し日本の中樞商業地たるに共に急激に勃興したる工業都市

を自ら訪問したるこゝを欣幸す、余は從來の親交を以て日英の幸福を増進し平和と世界の福祉の泉源たらしめん事を切に希望す

不幸にして子が本市の訪問の甚だ短時間なるを憾み貴市商工業の中心を視察し得ざりしに雖も貴國の將來の進歩並に發展に望囑し最も愉快なる回想を常に保留せんことを

エ
ド
ワ
ー
ド

第二款 十一年度豫算

大正十一年度總豫算を決定すべき大阪市會は二月廿九日午後二時五十分開會、出席議員五十五名、泉議長開議を宣し日程に入るに先立ち池上市長より總員起立の裡に皇后陛下より金五百圓の下賜ありたる旨を報告し次いで石原善三郎氏より議事進行について希望し議事に入り

橋梁架設に關し建議の件

を上程委員長谷始太郎氏委員會の経過を報告して原案を可決せる旨を述べ報告通り決定、次いで

大正十一年度總豫算の件及關聯案三十七件並に中等學校増設に關し建議の件

を上程し豫算委員長神戸萬太郎氏委員會の経過を報告した

中村虎次郎氏 理事者は都市計畫特別稅所得稅制において増収があつた場合は課率を下げる意思を示されたが市稅國稅營業稅附加稅については之を引下げる意思はないか

木南助役 一般經濟に屬する分については財政上到底之を下ける餘裕を有せないでタトヒ増収があつても下げる意思はない

木田新三郎氏弘濟會の事業について質問し

有田助役 近く相當の寄附金を求めて積極的に活動すべく準備中であるからやがて期待に副ふ事が出来ると思ふ

沼田嘉一郎氏 弘濟會所屬慈惠病院の内容充實について市理事者は如何に考へつゝあるや

有田助役 社會事業を市の一手で行ふ事には議論があるので市では財政の餘裕あらば努めて弘濟會の事業を發達せしむべく補助金を交付し内容の充實を圖る方針で随つて慈惠病院の如きも逐次改善されて居る

と答へたが沼田氏は徹底せずと再三押問答あり次いで中村氏築港埋立賣却方法について質し沼田氏質問打切の動議を提出して成立、二讀會に移り

渡邊菊之助氏 産院使用料一萬七百八圓を削除し歳入の不足を豫備費より流用すべく修正したい、之は産院の能力を十分に擧げしめるために全部を無料とし有料のものを收容せなためである

岩本、大槻氏等之に賛成し藤崎氏の反對があつて採決の結果少數にて修正意見は否決となり全部を委員長報告通り可決確定、續いて築港埋立地組替に關する件外數件を原案可決し次に

運輸現業員特別給與規程中改正の件

藤崎寅藏氏 誠首從業員が制服の儘新聞賣子をなせるを市理事者は認めて居るのか、休業の場合の手當はどうなつて居る

瀧山總務課長 未だ制服を返さないものがあるが督促して返さなければ取締上警察の手によるの外ない、公務に基く休業については過失の輕重に依つ手當を支給して居る

西區船町所在築港埋立地約一萬六千坪を宇治電に貸渡の件は渡邊氏の動議で議長指名十二名の委員附託に決し淡路假屋に建築中の尿尿處理工場工事を次年度に繰延執行の件、有隣、徳風兩私立小學校市營に關する件等を原案に決し五時十分散會した而して確定したのである

第三款 増 區 建 議

市政界に多大の變化を來すべき現在市行政區劃たる四ヶ區を増區すべしとの建議案が大正十一年七月四日の市會に提出された之れは市政界將來の大問題であるから左に摘記する

經過 大阪市會の新濠會では四日の市會に上程さるべき關助役推薦の件につき之か態度を決するため一日午後一時中央公會堂に會合協議をしたが關助役が從來における市政當局者としての人格手腕を認め又市としても大電收、都買市計畫事業其の他重要案件につき今後關助役の裁量に待たねばならぬ點が多いといふ上から飽までも關助役の留任を希望し當日の市會には即決選定の態度を取ることに決した、尙同會では大阪市が多年の懸案とせる増區問題について協議する所があり其結果當日の市會に増區建議案を提出することに決し沼田、酒井其他の諸氏は市會各派の意見を懲することとし右會合が終つてから其れ各派議員を訪問し各派協調を企圖した建議案は左の如くである

建議案 本市現在の四區を廢し同市を適當に劃し區の數を相當増加する方法を講ぜられんとを望む

理由 本市現在の四區は其の區域廣大にして人口夥多なる爲自然區の事務複雜多端となる徹底的に行政上の効果を擧ぐるに困難なりものあるのみならず事務繁劇の結果延いて日常市民の便否に及ぼす影響甚なからざるものあり依

つて増區は刻下の緊急事項なりと認むるを以て理事者は近く實施の意ある接近町村編入問題に拘はらず相當の調査を遂げ適當に増區し得る如く措置せられんとを望む

此の建議は實業俱樂部、新生會並に新派會三派四十名の賛成があつた之れに對し市當局では次ぎの如く決して居た

一、市當局の意嚮

増區建議案がいよく市會に提案されることになつた當時池上市長は之れに對し

大阪市の増區問題は多年の宿案で市としても豫て之が調査に着手しいつでも實施し得られるだけの準備は出來てゐる、自分の考もしても他の都市との比較上大阪市の増區は當然のことで最早遲疑の餘地を認めないものと思つてゐる、實は明治三十一年頃にも市會建議案として一度上程されたことがある其時の案には九區となつてゐたが其の時分から見ると今日は人口、財政其他において非常な膨脹を來してゐるから今回之を實施するにせよれば少くとも十區位に區分することに出來やうかと思つてゐる例へば南、西兩區の如きは人口四十萬を超過し單に難波だけでもその區域と人口の上では優に岡山市に匹敵し得る位だから私の意見としては南、西兩區を各三區に、東北二區を各二區づ、四區に都合十區位には分割し得られる事と思つてゐる、勿論之は問題の接續町村編入を豫期しての案である、次に増區實施後としては先づ區界の整理、現在學區の關係から出來てゐる大區の財産處分なきが重なるもので之には法令に關した問題なども起つて來るから相當の面倒は免れない従つて選舉區の改正なきも起つて來る譯であるがいづれにしても解決不可能の問題ではない、或る方面では増區を機として市の學制統一を實施せよといふ向もある、制學統一は大阪市多年の問題であつて教員給統一を實施せる市としては當然起つて來る

問題ではあるが之には情實、因習の外いろ／＼な行掛りがあつて容易に統一し得られるものではない、自分としては増區實施には此際學制統一を顧慮するの要なく一方又接續町村編入を待つての上で之の意見も無いではないが之も建議案通り敢て編入期を待つての要なく單に之を見込んだ儘で實施すればよからうと思つてゐる、兎に角多年の懸案が今回實際問題として取扱はれることになつたのは自分としては非常に心強く感ずる譯で此際之に關する總ての調査を進めることにしたいと聲明し

増區實施の上に最も困難な問題として研究を要する各學區の財産處分につき有田助役は左の如く語つた

各大區の財産處分につき新市制第四條によると處分權は知事にあつて知事が府參事會並に關係各區の意見を徴した上主務大臣の指令を申請することになつてゐるので區内の意見が纏まれば決して困難な問題はならぬ筈である、財産處分に次で面倒なのは區界から來る學區域の整理で從來の學區其物を尊重してかゝると劃一的の整理が出來ずさりとて全然之を無視する譯にも行かぬ事情もあるから之は出來るだけ對酌を加へる必要があると思ふ又増區を何ういふ標準の下に定めるかについては自分としてはヤハリ人口を基準として十萬乃至十五萬を一區に割當てることにすればよからうと考へてゐる、殊に目下接續町村編入問題なきも起つてゐる際だから學區整理や財産處分問題などを顧慮するの要なく進んで増區を決定すればよいと思ふが併し之には相應準備を要するからサウ急速には實施し得られないであらう

大阪市では右につき取敢ず増區に關する調査委員會を設置し市區會議員より約三十名の委員を囑託して市長の諮問機關となし今回の建議案を最初のスタートとして今後における問題を討議し同時に之に要する諸般の研究調査に着手することになつた。

一、市會前の形勢

四日の大阪市會に新濬會の手から提出されるとなつた増區建議案については同案は市會全體の研究を要すべき重大案であるといふ上から新濬會では一日以來市會各派の諒解を求むべく奔走したが之に對する各派議員の意見としては増區案そのものには反對するものなく唯新濬會が各派に考慮の餘地をも與へず多數を持つて突然かゝる重大案を出すのは不都合な沙汰であるといふのが大部分を占めてゐるのである、其結果同建議案は新濬會の外實業俱樂部、新正會の大部分を加へて谷、吉田、益田、木田、神戸五氏が提出者以下三十五名が賛成者都會議員四十名によつて提出されるとなつた、同案に對する反對議員数を各派別にすると新正會十名の中二名、公友俱樂部、中正會、刷新派等は全部之に參加し結局賛成四十に對する反對二十五といふ形勢となつてゐる試みに各派の意見を纏めて見る。

各派の意見

金澤種次郎氏（公友俱樂部） 増區の趣意には賛成であるが財政緊縮方針をとつてゐる現在の大阪市が果して急速に之を實施し得るの能力があるかさうかは疑問で自分は先決問題として此際十分調査の必要があると思ふ、建議案にはたゞ漠然と増區せよとあるだけでモウ一つ意味が徹底しない

仙波哲夫氏（中正會） 増區は重大案で早晩實現しなければならぬ問題ではあるが學區の關係區有財産の處分なきいろいろ面倒な事件が持上つて來るとを豫期して之に對する調査をしなければならぬ、殊に案其物から云つても市

會全體の研究に待たなければならぬのに十分各派の諒解を求めずに突然提案するとは不都合である

廣瀬徳藏氏（新生會） 大阪市には目下接續町村編入、都市計畫事業などの大問題が幾つも持出されてゐる際に突然増區をせよといつたつてさう早急に行くものではない、自分は何よりも先に新濬會が突然斯かる建議案を持出すに至つた動機を穿鑿して見やうと思ふ

山本芳治氏（刷新派） 自分は接續町村編入と同時にやつても遅くはあるまいとの意見であるいよく増區が實施されるにしても行政區域の制定にはいろいろな弊害が起りやすいので之に對する提案者の責任ある意見を求めなければならぬ、又建議案として現はれた以上は委員附託などにせず慎重審議を要する上から須らく市制の條文によつた常設調査會を設けなければならぬと思ふ

かういつた風に各派の意見がまらなくなつてゐるが之に對し新濬會の中堅たる

沼田嘉一郎氏 は増區は大阪市の現状から見ても當然の成行で案そのものに反對のあり得べき道理がない我れくもして斯かる重大案を十分審議もせず即決せよとは云はぬ、委員附託になつてもよいから調査を進めて之が實現に努力されんとを切望する次第である、自分の考としては只今建議案を出しても知事から内務省へと申請や諮問に手間取つて結局は接續町村編入と同時に實施を見る位のもので今回の提案はこの意味において決して輕卒ではないと思つて居るのである

三、増區案の市會

増區問題、助役選舉の二大案を討議すべき大阪市會は大正十一年七月四日午後二時半開會泉議長は型の如く議事録署名人を麥林又次郎外一名に指名したる後直に日程に入る旨を宣す

助役選舉

先づ推選者池上市長は關一博士を三度推選したる理由を述べしと壇上に起ち簡單に關氏は過去二期を通じて尤も市政に貢献した人である、本市助役としては他に殆ど求むる能はずこれ不肖が推選した理由である

こ述べ採決に入るや更に反對なく滿場一致、可決確定した

次いで議案第二、三は異議なく確定し第四及び五町區域變更及町名改稱並地番更正の二件は沼田議員の提唱に因り十六名の委員附託となり土他交換の件は讀會省略異議なく可決確定の上愈々築港埋立地繼續貸渡及び同承認の件を上程、直木部長提案理由を説明した

中村議員築港埋立地の賃料は殆ど均一でない、如何なる見解であるか

直木部長勿論場所に依つて異なるは詮方ない、市當局は均一制度を探るべく値を上下する意思はない、凡て既往の契約に就いては之れを變更する考へはない

之れにて質問を打ち切り讀會省略可決確定尙西區福町鶴町地先の築港埋立地貸渡の件に就いては金澤議員登壇

余は本案に賛成する者であるが希望を叙して理事者の参考に供したい、一體築港埋立地の貸渡の如きは之れを有利なる方策に變更せねばならぬ、將來市は都市計畫事業の大問題が横たはつて居る、之れが遂行には是非とも異常な策

と努力を試みねばならぬ、故に埋立地の如きは將來之れを貸渡も可なりとするが場合に依つては賣却し其代金で重大事業の完成を計つて貰ひたい

と述べ之れ亦讀會省略原案に決す其他の議案は提案理由の説明があつたのみで一鴻千里讀會省略可決確定し最後に問題の増區建議案を上程した

増區舌戦

則ち上程を宣したる泉議長は該建議案提出者神戸議員を應ぐ

神戸議員

登壇 既提出建議案中の文面にある『接續町村編入の有無に拘らず』を訂正する

こ前提し直ちに提案の理由説明に入る

大阪市の人口は大正九年の國勢調査に依りて各區共に異常なる數を明示されて居る、之れを我國の首都東京市の各區に對比すれば、一平方里を單位とする人口數に於ても甚だしく多きを見るのである、のみならず斯の如き状態では市政執行上著しき事務溢滞を來すのである、これ抑も増區の必要に迫らるゝ理由である、尤も増區問題の提唱は既に明治三十二年の市會に行はれたものである、爾來二十數年今日之れが實現を要するは自明の理である之れに對して、反對派の急先鋒として

中村議員

登壇 提案者は理由として人口の過剰と事務溢滞とを數へて居る、併し乍ら全國の實狀を見ると必ずしも人口の多きは行政事務の支障を招くものでない

とて東京各區京都上下兩區の状態並に神戸市の行政事務と人口數と關係を詳述し

提案者は故に現在市の東西南北の各區が何故に増區の必要あるか具體的に説明して貰ひ度い、尙理事者は新聞紙上に全市を十區増區必要を説いて居るが經費は如何にするのであるか

渡邊議員

本員も提案者に具體的の説明を求めると同時に理事者の眞意を叩き度い

と冒頭し、大體中村説同様の反對を試みた、神戸議員は以上の駁論に對し

大阪市の増區問題に對して他都市の引例を試みるのは當らない苟くも市に居住するならば最早其必要を説く迄もなく肯定するであらう

こ巧みに逆襲し他都市の實狀を一々自治體存立の意義に照して反駁した、次いで

池上市長

登壇

中村議員の經費質問に對しては他日増區断行の場合でなければ確答すべきものでないと信ずる又渡邊説の所謂現在の區を如何に處分するかも同様である

と市長一流の防戦を爲し暗に反對説の薄弱を諷刺した

金澤議員

増區はもう少し具體的の理由がなければならぬ、理事者は斯くの如き問題は經費を増加する案と思惟せざるか、現今の經濟界は須らく緊縮方針に出なければならぬのである

尙學制統一の難問題も當然起つて來るものであるが腹案あるか

神戸議員

増區に伴ふ經費の問題は自ら別途の問題で提出建議案の範圍外である、學制統一の問題も之れ今後に屬する問題であるから駁論は理由なきものではないか

茲に於て論戰漸く白熱せんとする形勢となつたが當初より同志と見解を異にした刷新派の

榎谷議員

は本案は重大問題であるから議長指名二十名の委員附託にせられたいとの動議を出した、此時迄黙した

石原議員は

本員は委員附託に賛成する者である、併し乍ら本案の如き法律の改訂を來すべき重要案の提出に關

し政治的意義を潛入せしめる事を遺憾とする、殊に提案者は急遽之れを提出するが如き甚だ不賛成な點である

さて得意の辯舌を揮つたが沼田議員は夫々石原説に駁述を試みた

尙中村議員は

此建議案が假令市會を通過するにも果して監督官廳で許可すか否や問題である、而して増區は接續町村編入を俟たざれば意義を成さぬのである、何となれば現在の各區を變更するは法律上の問題であらう

池上市長

當局としては未だ監督官廳の意思を聞いて居らぬ、併し乍ら法律上禁定せば兎に角許す事を得るものならば市民が之れを必要とする場合許さぬと云ふ事は無いと信ずる

之れにて質問戰終了し、二十名の委員附託に決したのである

四、増區委員會

増區建議案に對する市會審査委員會は大正十年七月十日午後二時より開會型の如く委員長選舉に入り赤田瑤一氏推舉され則ち討議に移つた先づ小島逸平、本多喬行兩委員は建議案提出に對する理由質問を爲し沼田嘉一郎氏は微細に渡る増區必要の理由は凡て理事者に説明を求むべしと提唱したが一方現在の四ヶ區設定當時に於ける關係者赤田氏に其概要につき參考の爲め説明を求むる事となり赤田委員長は約二十分に亘りて詳述する所があつた則ち

赤田瑤一氏

委員への參考として明治三十一年第一次町村編入實施と共に起つた増區問題の經過を述べた上

大阪市には各區毎に學區關係の聯合區が十四五もある外區會議員もあつて行政事務が日々繁忙を加へるばかりで現に戸籍謄本を一つ取るにしても一日を要するともあるといふ現狀だから増區は何よりも急務である

と増區賛成を説明した之からいよいよ各派の討論に入つたが形勢はやはり過日の市會と同様新派會と實業俱樂部を除い

た各派の委員はいづれも建議案に反対し市會の時よりも露骨で猛烈であつた、各派の反対意見を取纏めて見るこ

(一) 町村編入を待つての増区には同意するが増区後の町村編入即ち現状の儘増区する事には反対である

(二) 提案者ミ市理事者は各區の事務繁劇のため市民に不便を與へる事を増区の理由の一としてゐるが市民が直接不便を感じるのは戸籍、出産、死亡、印鑑證明等の届出のため區役所へ出頭する場合だけの事で而かも之も人口に割あてれば殆ど言ふに足らぬ位である結局不便は交通上の見方に依る外なく事務の繁閑は問題でない

(三) 町村編入の後に行はれた増区の例はあるが自然の趨勢を整理せんがための増区は聞かない

(四) 市理事者は町村編入に拘らずミの意見であるが編入を待たずにやつた場合編入後に至つて地區の變更が起りはしないか、編入前に増区して編入後に變更するなどは市經濟にも關係あり又行政事務緩和のためといふを理由とするならば宜しく市外各所へ區の派出所を増置するも一案である

各派の反対意見は大體に於て以上の如くであつた而して市理事者の辯明を綜合するミ

(一) 増区については獨り當市だけでなく東京、京都等に關して調査したものもある理事者側では建議案が出ると否ミに拘らず夙に増区の必要を認めてゐる、

(二) 行政事務の上から市民の不便を除きたいひとり市區の事務能率の上からでなく市民の「便」を第一の骨子として考へたいといふのが増区の理由である

(三) 併し町村編入も急務である、早く之を實現して同時に増区實施を希望する、併し町村編入は相手方のある問題だから豫定を遅延するかも知れない、此の場合出来るなら増区だけでも實行したいといふのである



當時の質問戦

金澤氏 當初建議案文中に「接續町村編入に拘らず」であつたが提案者は之を削除した併し現在の四區を増加するミ云ふに止まらず將來編入の場合も増区する意味であるか

木田氏 當該建議案の趣旨は元來市行政運用上利便ならしめん爲めである故に勿論接續町村編入を俟つて居る譯に行かぬから現在の區を増区する而も編入の場合をも想像して斷行せんミの意味である
次で金澤委員は更に提案者に對し然らば編入に就て豫め確たる時期の自信があるかを訊したが鎌田委員から左様の空莫な議論は抜きにして此建議案面に表はれた範圍にて討議すべし一蹴された尙増区の時期に就ては赤田、金澤兩氏の間を押問答を重ねた

山本芳治氏 建議案提出者ミ市理事者ミの間に豫め打合せを爲したのであるか市長の答辯を求む

池上市長 増区に就ては其必要上屢々個人的に意見の開陳を試みた事はある併し乍ら今回の建議に就き打合せをした事は無い余の私見として凡て市政上の問題に關し猥りに私的又は打合せをする事は甚だ不可と信じて居る

山本氏 然らば理事者は現在の四ヶ區を増区するミせば幾つ位に分つを至當と考へるか

市長は之れに對し各方面より考研して相當な斷定を下す筈であるが今後の問題であるミ述べた山本氏は尙

増区は一方には經費問題を伴ふものであるから寧ろ接續町村編入後に讓るべきである、若し又現在區を是非とも増區するならば出張所主義を執るべきである

池上市長

増区は接續町村編入を考慮に入れて行ふに至るであらう、而も編入問題は市町村間の協議に時日を

要し一面現下の間合め従つて増區は別途の問題として解決したいものである、若し夫れ經費其他の總括的材料は相當市當局の手にあるから提示してもよい

中村委員

學區並に財産處分の難問題は増區と同時に出來すべき問題であるが當局は具體的方策があるか

木南助役

學區の區域に著しき變化を及ぼすか否か又財産區の影響如何の事は未だ當局に確定案はないが増區斷行と同時に調査すべき筈である

中村氏

提案者と市當局との増區の主要理由として行政滯滞を説くが左様に事務幅狭はして居ない、殊に行政執行に當つては徒らに市民の便不便を顧慮しつゝ左右すべきであるまい増區は未だ根本的必要の期に至つて居ないに信する

木南助役

議論としては市民は多少の不便も忍ぶべしは謂へるが併し乍ら責任ある當局はかゝる無責任な事は出來るものでない現在の様に四ヶ區役所のみで多數市民が距離遠い爲めに頗る不便を感じて居る事實は是非も距離の短縮を計り利便を考へてやらねばならぬ増區必要の好例をして挙げれば選舉事務處理が尤も雄辯に立證する
とて新市制に依る選舉は有権者が多數増加した點を叙し尙投票讀み上げ其他の事務重複する旨解説したが中村氏尙屈せず

選舉區は行政區内を分割しても設定が可能であるに喰つた然し木南助役は全國三府の市に於ける選舉區は凡て行政區を分割すべからざる法禁があると喝破し巧に説服した、次いで金澤委員は増區に關する經費につきて問ひを發し尙

本多委員

理事者は増區に就き若し斷行の場合には市内を十ヶ區にするに謂ふ其内容を問ふ

之れにて結局市當局が作成した調査表の配付を求める事となつたが
仙波委員から……其調査表は接近町村編入を見越したものであるかの質問に次いで木南助役之れを認定したので沼田委員は

増區に當たつて市内を何區に分つかの問題を確かめ以て建議案を決する事は甚だ不都合と信する故に委員會では單に増區が必要であるか無いかを決したい而して當局の提出する調査は凡て參考の意味で通覽する事としたいとの議が出たが結局大和藤兵衛氏の動議で閉會するに決し午後四時散會した

四、市當局の十區制案

大阪市では今回の増區建議案が市會に出るよりも以前から之に關する調査を進め既に八區制、九區制十區制の三案を作成してゐたが十區制が先づ主案といふ事になつて池上市長も之を言明し市會も之を認めて研究の歩を進める事になつてゐる試みに右十區制を土地面積と人口とに割當て居るに

- 一、北野、善源寺、澤上江町方面に上福島を加へた一區（域面積一、九一七、八三四坪、國勢調査を基本とした人口一四〇、七九九）
- 二、天満、中之島、堂島から安治川兩岸を含んだ區域（面積一、〇七一、六五四坪、人口八三、八三五）
- 三、西野田、春日出、下福島一圓の區域（面積二、七一一、五四三坪、人口一一三、七二六）
- 四、船場と上町一帯但し現在東南兩區の境界線以北の區域（面積一、四八七、九九七坪、人口一一二、八三三）
- 五、土佐堀川以南、阿波座、堀江を容れて道頓堀川を挟み西區幸町迄、西は松島と本田一帯（面積一、二九八、八一八坪、人口一三九、六八一）
- 六、九條市岡、築港一帯（面積二、六五八、二四二坪、人口一一一、二三三）
- 七、天王寺と玉造方面（面積一

同 東高津北ノ町六八地ノ三
同 岡山町三六七地
南二二〇 二六四〇番 市部會副議長
佐々木慶次郎

西區 選 出 (定員九名)

住 所
西區土佐堀通一丁目八地
同 江戸堀南通五丁目一四地ノ二
同 阿波座下通一丁目五〇地
同 新町北通一丁目四五屋
同 西長堀北通二丁目二二屋
同 西長堀南通三丁目九四
同 高砂町二丁目四三屋
同 九條北通三丁目五四九番
同 立賣堀北通二丁目一五地
電話番號
土三三八二番
土一九九〇番
新 六八四番
新 五〇八番
新 三三五番
新二〇六一番
西一〇二七番
西一七二七番
新二九二 七〇四番
氏名
深川重義
杉本又三郎
井上嘉兵衛
杉野民之助
前野芳造
笠原六三郎
金井金三郎
筒井民次郎
石原善三郎

南區 選 出 (定員十一人)

住 所
南區天王寺夕陽丘町五〇四二地
同 難波元町三丁目三〇六五地
同 難波櫻川三丁目一七七三
同 三津寺町二七四地
電話番號
南三六〇八番 府會議長
南六〇〇四番
櫻一〇九三番
南二四一〇番
氏名
橋本善右衛門
改正源右衛門
西井猪之助
水埜與兵衛

同 扉慶町通三丁目七〇地
同 阿部野筋二丁目一九八八地
同 谷町六丁目二七地
同 松屋町四〇地ノ二
同 末吉橋通二丁目九地
同 難波新地四番丁四三三
同 問屋町五一地
南一六八二番
南一八一一番
南五五 五八番
船 二六九番
南二二八三番
氏名
山田嘉隆
浦野義一
薄田恕太
林田增太
深澤鑒十郎
宇野又太郎
矢野時次郎

北區 選 出 (定員八人)

住 所
北區北野小松原町三八九地ノ一
同 會根崎新地二丁目四六地
同 西野田玉川町三丁目四七一屋
同 木幡町六四地
同 上福島中二丁目三三六地
同 菅原町一〇三地
同 天神橋筋三丁目三五地
同 信保町一丁目三九地
電話番號
北 八一一番
北一〇七 一〇八 三三二番
北二五七〇番
土 五八三番
東二〇四〇番
東三二三九番
東 七七六番
氏名
松本甚之助
大西熊吉
宮本富藏
廣瀬徳藏
吉津度藏
吉野善定
小野眞美
青田勝晴

第四款 大阪市區改正設計

大阪市市改區正問題は着々其進捗をして居るが現在に於ては其改正設計を左記の如く定めて居る参考の爲め轉載して置く

第一、街路の等級、幅員及構造は左の標準に依る

一、廣路 幅員二十四間以上

二、一等大路は左の三類とす

第一類 幅員二十間以上

第二類 幅員十六間以上

第三類 幅員十二間以上

三、二等大路は左の二類とす

第一類 幅員十間以上

第二類 幅員六間以上

二等大路以上其の他必要なる街路には舗装工事を施行す

第二、橋梁の幅員及構造は左の標準に依る

一、長三十間未満の橋梁の幅員は街路幅員と同一とす但し交通の情勢に依り街路幅員の十分の八迄を爲すことを得

二、長三十間以上の橋梁の幅員は街路幅員の三分の二迄短縮することを得但し二等大路第一類線に在りては八間を下ることを得ず

三、橋梁の主要部は鐵、石、鐵筋コンクリート等不然質耐久材料を以て築造するものとす

四、假設橋梁に付ては大阪市區改正委員會の議を経て前各號に依らざることを得

第三、二等大路第一類以上の街路に非ざれば復線軌道を敷設することを得ず

第四、設計の實施に方り測量の結果其の設計に些少の異動を生ずる場合は大阪市區改正委員會の議定に依り之を變更したるものを以て本設計と看做す

第五、街路の新設及擴張並其の位置及幅員左の如し

一、廣路

一、大阪驛前北野角田町三百四十九番地の一より大江橋、淀屋橋並長堀川及道頓堀川の各新橋梁を経て難波驛前難波新地五番町五十三番地の一に至るの路線
幅員二十四間

二、一等大路の部

第二類

一、九條通一丁目七百三番地の一より本田町、端建橋南詰、木津川新橋梁及江戸堀北通二丁目を経て肥後橋南詰に至り北折し肥後橋及渡邊橋を経て東梅田町三百十四番地の一に至るの路線
幅員十六間

二、難波新地三番町四十五番の一地に於て廣路第一號線より分岐し賑橋西詰に至るの路線
幅員十六間

第三類

- 一、肥後橋南詰に於て一等大路第二類第一號線より分岐し西長堀橋及深里橋を経て一等大路第二類第二號線終點と接續し市場橋を経て宮津町三百五十六番地の一に至るの路線
幅員十三間
- 二、鳴尾町二番地の一より天神橋及松屋町筋を経て天王寺逢坂下之町三番地地先に至るの路線
幅員十三間
- 三、上福島中五丁目十四番地より西野田茶園町を経て鷺洲町海老江三百二番地の一に至るの路線
幅員十二間
- 四、大阪驛前曾根崎中二丁目二百番地の三地先より北野大深町及北野牛丸町を経て中津町下三番百十九番地の二に至り西折し十三橋南詰に至るの路線
幅員十二間
- 五、堂島大橋南詰より上福島及鷺洲町を経て中津町下三番四百三十五番地の四に於て前號路線に接續するの路線
幅員十二間
- 六、谷町三丁目三十四番地の一より森之宮東之町四百六十一番地地先に至るの路線
幅員十二間
- 七、上本町六丁目百六十五番地の一より下味原町八十二番地の四地先に至るの路線
幅員十二間
- 八、難波河原町二丁目千五百八番地の一より日本橋筋三丁目に至り南折し惠美須町二丁目四十三番地の三地先に至るの路線
幅員十二間
- 九、市岡町五百四十八番地の一より北福崎町、三種入堀新橋梁を経て出崎町一丁目八番地地先に至るの路線
幅員十二間
- 十、一等大路第三類第一號線終點より今宮町を経て住吉公園に至るの路線
幅員十二間
- 十一、肥後橋南詰に於て一等大路第二類第一號線より分岐し西國橋を経て淀屋橋南詰に於て廣路第一號線に接續するの路線
幅員十二間

- 十二、上本町二丁目三番地の一より谷町六丁目を経て西賑町二十一番地地先に至り曲折し末吉橋を経て長堀川北岸に沿ひ伯樂橋西詰に至り南折し松島町二丁目十八番地地先に至るの路線
幅員十二間
 - 十三、一等大路第三類第二號線終點より天王寺西門前逢坂上之町三千六百七十二番地の一地先に至るの路線
幅員十二間
 - 十四、天神橋筋六丁目七百十五番地より長柄橋南詰に至るの路線
幅員十二間
- 三、二等大路の部
- 第一類
- 一、廣路第一號線起點より天満橋筋四丁目に至り南折し天満橋を経て谷町六丁目五十番地の一地先に於て一等大路第三類第十二號線に接續するの路線
幅員十一間
 - 二、三軒家上之町六十四番地の三より泉尾町、尻無川渡船場及市岡町を経て南安治川通三丁目五十一番地に至るの路線
幅員十一間
 - 三、泉尾町四十九番地の十六に於て前號路線より分岐し新千歳町百二十六番地に至るの路線
幅員十一間
 - 四、木津島北町一丁目五番地地先より津守村を経て敷津村加賀屋三百五十二番地地先に至るの路線
幅員十一間
 - 五、京橋一丁目一番地地先より上本町二丁目を経て同町九丁目に至り西折し権寺町に至り南折し天王寺村阿倍野二千六十三番地の一に至るの路線
幅員十間
 - 六、北安治川通三丁目四百八十二番地地先より春日出橋並正蓮寺川及傳法川の各新橋梁を経て新淀川左岸北傳法町四丁目百四十四番地の四に至るの路線
幅員十間

- 七、西野田茶園町七百七十一番地の二に於て一等大路第三類第三號線より分岐し中津川及傳法川の各新橋梁並稗島村を経て常吉町二十一番地に至るの路線
幅員十間
- 八、一等大路第三類第十四號線終點より長柄橋を経て西中島村柴島三十四番地に至るの路線
幅員十間
- 九、善源寺町二十五番地より榎並町野江字渡守三百二十七番地の一に至るの路線
幅員十間
- 十、東雲町一丁目七十八番地地先より森之宮東之町及鯉江町蒲生を経て前號路線終點に接続するの路線
幅員十間
- 十一、空心町二丁目十四番地の一に於て二等大路第一類第一號線より分岐し淀川新橋梁及東野田町を経て鯉江町蒲生字鎌田二百七十六番地に至るの路線
幅員十間
- 十二、上本町九丁目百四十六番地地先に於て二等大路第一類第五號線より分岐し天王寺勝山通を経て鶴橋町猪飼野字大池百五十五番地の二地先に至るの路線
幅員十間
- 十三、天王寺寺田町三千五百五十一番地より北百濟村を経て平野郷町平野泥堂字堀の角三百八十二番地地先に至るの路線
幅員十間
- 十四、一等大路第三類第一號線終點より南霞町九百七十八番地の一地先に至るの路線
幅員十間
- 十五、木津川東岸津守村南島三百九十七番地より天王寺村及田邊村を経て平野郷町平野泥堂字堀の角三百八十三番地に於て二等大路第一類第十三號線に接続するの路線
幅員十間
- 十六、東野田町二百十番地の三に於て二等大路第一類第十一號線より分岐し中野町を経て澤上江町三百四番地の一地先に至るの路線
幅員十間
- 十七、二等大路第一類第十號線起點より中本町を経て神路村大今里七百三十五番地に至るの路線
幅員十間

- 十八、一等大路第三類第七號線終點より鶴橋町を経て前號路線終點に接続するの路線
幅員十間
 - 十九、二等大路第一類第十一號線終點より中本町、神路村及鶴橋町を経て北百濟村新在家四百八十七番地地先に於て二等大路第一類第十三號線に接続するの路線
幅員十間
 - 二十、粉濱村北溝筋六百三十一番地の二に於て一等大路第三類第十號線より分岐し敷津村柴谷に至るの路線
幅員十間
- 第二類
- 一、梅田橋北詰より曾根崎川及安治川の北岸に沿ひ二等大路第一類第六號線起點に接続するの路線
幅員八間
 - 二、今宮町水渡六百二十二番地の一に於て二等大路第三類第十號線より分岐し木津川落台上渡船場、千島町、泉尾町、尻無川甚兵衛渡船場、北福崎町、三樋入堀新橋梁並安川松ヶ鼻及正蓮寺川の各渡船場を経て西島町二百二十三番地に於て二等大路第一類第七號線に接続するの路線
幅員八間
 - 三、鷺洲町海老江百六十七番地の一より同町八百八十三番地の五に於て一等大路第三類第三號線に接続するの路線
幅員八間
 - 四、江戸堀上通二丁目二十五番地に於て一等大路第二類第一號線より分岐し筑前橋、田籠橋及梅田橋を経て中津町下三番二百三十七番地に於て一等大路第三類第四號線に接続するの路線
幅員八間
 - 但し二等大路第二類第一號線起點より西梅田町三百九十五番地に至る區間は幅員十二間ミズ
 - 五、本田三番町十七番地地先より九條町、辰巳橋、市岡町及田中町を経て七條通一丁目三番地地先に至るの路線
幅員八間

- 六、南恩加島町十八番地より木津川千本松渡船場に至るの路線 幅員八間
- 七、二等大路第一類第三號線終點より新千歳町四十一番地地先に至り曲折し木津川西岸平尾町五十五番地地先に至るの路線 幅員八間
- 八、新千歳町四十一番地地先に於て前號路線より分岐し鶴町三丁目に至るの路線 幅員八間
- 九、小林町百七十五番地地先より木津川西岸千島町二百五十六番地の一に至るの路線 幅員八間
- 十、千島町二十五番地地先に於て二等大路第二類第二號線より分岐し木津川に併行し平尾町四十四番地地先に於て二等大路第二類第七號線に接續するの路線 幅員八間
- 第六、在來の街路にして既定の幅員を滿たさるものは之を整理し既定の幅員と爲すものとす

第一次都市計畫事業

左記の大阪都市計畫事業並年度割決定の件主務省より認可された
第一、街路の新設及擴張の部

- 一、『廣路』
 - 一、第一號線大阪驛前北野角田町三百四十九番地の一より大江橋淀屋橋並長堀川及道頓堀川の各新橋梁を経て難波驛前難波新地五番町十五三番地の一に至る路線の全部 幅員二十四間
 - 二、『二等大路第二類』
 - 一、第一號線九條通一丁目七百三番地の一より本田町、端建藏橋南詰、木津川新橋梁及江戸堀北通二丁目を経て

三、『一等大路第三類』

- 一、第一號線中肥後橋南詰に於て一等大路第二類第一號線より分岐し西長堀橋及深里橋を経て一等大路第二類第二號線終點と接續する區間及大國町千九百七十一番地より宮津町三百五十六番地の一に至る區間幅員十三間
- 二、第二號線鳴尾町二番地の一より天神橋及松屋町筋を経て天王寺逢坂下之町三番地地先に至る路線の全部 幅員十三間
- 三、第五號線中堂島大橋南詰より堂島濱通四丁目二十六番地及上福島三丁目八百六十八番地の一を経て上福島中五丁目九百九十七番地の一地先に至る區間 幅員十二間
- 四、第六號線中谷町三丁目三十四番地の一より森之宮東之町四百六十一番地地先に至る路線の全部 幅員十二間
- 五、第七號線上本町六丁目百六十五番地の一より下味原町八十二番地の四地先に至る路線の全部 幅員十二間
- 六、第八號線中日本橋筋三丁目より惠美須町二丁目四十三番地の三地先に至る區間 幅員十二間
- 七、第十一號線肥後橋南詰に於て一等大路第二類第一號線より分岐し西國橋を経て淀屋橋南詰大川町二十三番地に於て廣路第一號線に接續する路線の全部 幅員十二間
- 八、第十二號線上本町二丁目三番地の一より谷町六丁目に至る區間及伯樂橋改築 幅員十二間
- 九、第十三號線天王寺逢坂下之町三番地地先一等大路第三類第二號線終點より天王寺西門前町逢坂上之町三千六

百七十二番地の一地先に至る路線の全部

幅員十二間

四、二等大路第一類

一、第一號線中北野角田町三百四十九番地の一廣路第一號線起點より扇橋を経て空心町二丁目十四番地の一地先に至る區間
幅員十一間

二、第二號線中三軒屋上之町六十四番地の三より泉尾町四十九番地の十六地先尻無川渡船場に至る區間
幅員十一間

三、第三號線中泉尾町四十九番地の十六に於て二等大路第一類第二號線より分岐し新千歳町百二十六番地に至る路線の全部
幅員十一間

四、第五號線中京橋一丁目一番地地先より大手前町を経て上木町二丁目に至る區間
幅員十間

五、第十號線中東雲町一丁目七十八番地地先より森之宮東之町森之宮神社地先に於て一等大路第三類第六號線に接続する區間
幅員十間

六、第十三號線中天王寺田町三千五百五十一番地より都市境界に至る區間
幅員十間

七、第十四號線宮津町三百五十六番地の一、一等大路第三類第一號線終點より南霞町九百七十八番地の一地先に至る路線の全部
幅員十間

八、第十六號線東野田町二百十番地の三に於て二等大路第一類第十一號線より分岐し中野町を経て澤上江町三百四番地の一地先に至る路線の全部
幅員十間

九、第十八號線中下味原町八十二番地の四地先一等大路第三類第七號線終點より舟橋町七十九番地の五地先に至る區間
幅員十間

る區間

幅員十間

五、二等大路第二類

一、第一號線中梅田橋北詰より會根崎川及安治川の北岸に沿ひ船津橋北詰を経て蘆分橋に至る區間
幅員八間

二、第四號線中江戸堀上通二丁目二十五番地に於て一等大路第二類第一號線より分岐し筑前橋、田養橋及梅田橋を経て官設鐵道東海道本線を横斷し西梅田町大阪驛北端に至る區間
幅員八間

三、第五號線中本田三番町十七番地地先より古川町八番地の三地先に至る區間
幅員八間

第二、街路舗装工事の部

一、既設街路中面積凡二十五萬坪

第三、路幅整理の部

一、在來の街路にして既定の幅員に満たざるものは之を整理し既定の幅員と爲すものみす面積凡六萬七千坪

第四、施行年度割

大正九年度	削除
大正十年度	約四分七厘
大正十一年度	約一割三分三厘
大正十二年度	約一割六分四厘
大正十三年度	約一割六分四厘
大正十四年度	約一割六分四厘

大正十五年度 約一割六分四厘
大正十六年度 約一割六分四厘
右 公 告 す

大正十年三月十九日

内閣總理大臣 原

敬

第五款 大阪市會會議規則

(明治三十七年十二月九日決議
明治三十九年十二月廿四日改正
明治四十四年十月六日改正)

第一章 開 議 及 閉 議

- 第一條 市會會議の場所は議長之を定む
- 第二條 會議は午後二時に開き午後五時に閉づ
但し議長の意見又は會議の議決に依り之を伸縮又は變更することを得
- 第三條 議員は市會開會の日時に會議の場所に參集し議員出席簿に署名又は捺印すべし
- 第四條 議員の議席は總選舉後第一次の市會開會の時抽籤を以て之を定む
補缺議員は前任者の議席に着く若し前任者の議席に着き難き場合には抽籤に據る
- 第五條 開場は振鈴を以て之を報じ開議散會及び中止は議長之を宣告す
- 第六條 會期を定めたる事件にして其の全部を議了したるときは議長は會期に拘らず市長に通知し閉會を請求す

ることを得

會議の案件會期間に議了せざるときは議長は市長に通知し會期の延長を請求することを得

第二章 議 事 日 程

- 第七條 議長は議事日程を定め開議の前各議員に之を配付すべし
- 第八條 凡て會議に付すべき事件及順序は之を議事日程に記載すべし
- 第九條 議事日程變更の動議を起す者ありて五名以上の賛成あるときは議長に於て必要を認むるときは會議に諮り討論を須るすして之を決すべし

第三章 議 案

- 第十條 議案は書記をして朗讀せしむることを要す
議長は便宜之を省略することを得
- 第十一條 凡て議案の議決は三讀會を経て之を爲す
但し出席議員三分の二以上の同意ありたるときは讀會を省略することを得
- 第十二條 發案者に於て議案の説明を必要とするときは第一讀會に於て議案朗讀の後直に其の趣意及理由を説明すべし
- 第十三條 審査委員付託の動議は第一讀會に於て之を提出すべし

第十四條 市制第十條第二項第六號、第二十一條第三項、第三十六條第一項、第三十八條第一項第二項、第四十二條第一項第三號第四號、第四十七條、第四十五條及第四十六條第二項等に關する議案其の他之に準すべき事件は審査委員に付託し其の報告書又は裁決書決定書に就き議決するこゝを要す

但し會議に於て審査委員付託の必要を認めざるまきは此の限にあらす

第十五條 第一讀會に於ては議案の大體に付き討論したる後第二讀會を開くべきや否やを決すべし

若し委員付託の動議を可決したるまきは其の報告を待ち第二讀會を開くべきや否やを決すべし

第二讀會を開くべからずまき決したるまきは其の議案を廢棄したるものみす

第十六條 第二讀會は第一讀會を終りたる後直に之を開くべし

第十七條 第二讀會に於ては逐條審議するものとす

第十八條 第二讀會に於ては議案に對し修正の動議を提出するこゝを得

委員會の報告に係る修正は賛成を待たずして議題となるべし

議員は讀會の豫め修正案を議長に提出することを得修正の動議は極めて簡易なるものを除く外文案を具して之を提出すべし

第十九條 議長は逐條審議の順序を變更し又は數條を併合し又は一條を分割して討論に付するこゝを得

但し三名以上の異議あるときは議長は會議に諮ひ討論を須るすして之を決すべし

第二十條 第三讀會は第二讀會の翌日若は其の以後に於て之を開く

但し議員三分の二以上の賛成あるまきは直に開會するこゝを得

第二十一條 第三讀會に於ては議案全體の可否を議決すべし

第二十二條 第三讀會に於ては算數の正誤又は字句の訂正の外修正の動議を爲すことを得ず

但し議案中互に抵觸する事項又は現行の法令若は規定と抵觸する事項あるこゝを發見したるまきは此の限にあらす

第二十三條 前條の修正は特に修正委員に付託し又は議長をして之を爲さしむるこゝを得

第二十四條 第一讀會、第二讀會に於て賛成なき動議及第三讀會に於て三名以上の賛成なき動議は議題となさず

第一讀會、第二讀會に於て二名以上、第三讀會に於て四名以上の賛成ある動議は發議者に於て取消し又は變更するこゝも雖も尙成立す

第四章 建議 及 質問

第二十五條 議員建議案を發議せむまきは其の案を具へ理由を付し三名の賛成者と共に連署して之を議長に差出し議長は印刷して之を各議員に配付すべし

第二十六條 議員議案に直接の關係なき市の事務に付き市長又は市參事會に對し質問を爲さむまきは簡明なる趣意書を作り三名の賛成者と共に連署して之を議長に提出すべし

質問趣意書は議長之を市長又は市參事會に轉送すべし

第二十七條 議員質問の趣意を辯明せむまきは議長の許可を得て之を演述するこゝを得

第五章 討 論

第二十八條 會議に於て發言せむと欲する者は起立して議長を呼び議員は自己の番號を、市長及議事に參與する吏員は自己の名を唱へ議長の應呼に待つて後演壇に登り演述すべし

但し簡易の事項は議長の許可を得て自席に於て演述することを得

議長は何時にても議席に於て演述する議員をして演壇に登らしむることを得

第二十九條 議員は各讀會に於て一議題に付き發言三回を過ぐることを得ず

但し質問辯明等は此の限にあらず

第三十條 一議題未だ終らざる前他の議題に付き發言することを得ず

但し議事の手續、採決の方法、議事の中止、會議の休憩、討論の終結等先決の動議は此の限にあらず

第三十一條 議長議案に對し意見を述べむと欲するときは議席に着くことを要す

此の場合に於ては其の議案の採決に至る迄議長席に復することを得ず

第三十二條 會議中無禮の語を用ひ又は他人の身上に涉り言論し若は市制並本則に違ひ其他議事の進行を妨げ議場の秩序を紊す議員あるときは議長は之を警告し又は制止し若は發言を取消さしめ命に従はざるときは當日の會議を終る迄發言を禁止し又は議場外に退去せしむることを得

退場を命ぜられたる議員は當日の會議を終る迄入場することを得ず

第三十三條 議長は討論の終結を宣告す

但し議員討論終結の動議を提出し三名以上の賛成あるときは議長は會議に諮ひ討論を須るすして之を決すべし

第三十四條 會議中議長の處置に對し三名以上の異議あるときは議長は會議に諮ひ之を決すべし

第三十五條 本則の疑義は議長之を決す

但し議長は會議に諮ひ之を決することを得

第六章 採 決

第三十六條 議長採決せむとするときは其の問題を會議に宣告すべし議長宣告したる後は何人も議題に付き發言することを得ず

第三十七條 採決の際議場に現在する議員は表決の數に入らざるを得ず

第三十八條 採決の方法は起立及投票の二種とし議長便宜之を撰用す議長は採決の結果を宣告すべし

第三十九條 議長起立者の數に付き疑はじと認むるとき又は議員、議長の宣告に對し異議を申立て五名以上の賛成あるときは議長は議員の氏名點呼又は投票を以て採決を爲すことを得

第四十條 氏名點呼又は投票を行ふときは議場の入口を閉鎖すべし

第四十一條 氏名點呼は議長書記に命じ議員の氏名を點呼せしめ議員は起立して可否を表すべし

第四十二條 投票は無記名投票とす但し會議の議決に依り記名投票と爲すことを得

投票を行ふときは議長は先づ出席議員の數を宣告し書記をして議員の氏名を點呼せしめ議員は議長の前に進み可否

の投票を爲すべし投票數ミ出席人員の數ミ同じからざるときは直に再投票を行ふ

第四十三條 議長は選舉投票及市制第五十三條後段の場合を除く外表決の數に加はらざるものとす

第四十四條 議題に對し發言する者なきときは議長は採決の手續を履ますして全會一致を以て可決したるものと認め其の旨を宣告することを得

第四十五條 採決の順序は廢案を先とし修正案を次とし原案を後とす議員の提出したる修正案は委員會の提出したる修正案に先だちて採決すべし

數個の修正案あるときは其の趣旨の原案に最も遠きものより先にす若し其の順序に付き議員の異議あるときは其の賛成者あるを待ち討論を須るすして之を決すべし

第四十六條 緊急又は先決の動議は他の問題に先だち採決することを得

緊急又は先決の問題なるや否やに付き異議あるときは其の賛成者あるを待ち討論を須るすして之を決す

第四十七條 修正案、原案共に過半数の賛成を得ざる場合に當り會議に於て廢案す可からざるものと議決したるときは特に委員を選び立案せしめ其の案に就き採決すべし

第四十八條 會議に於て選舉を行ふときは法令又は本則に別段の規定あるものを除くの外市制第五十五條及本則第四十二條の規定を準用す

第七章 委員

第四十九條 本則に定めたる委員の選舉は投票又は議長の指名を以て之を爲す

投票は無記名連記とし多數を得たる者を以て當選者とす

但し同數の得票者二名以上あるときは議長抽籤して之を定む

第五十條 委員に選舉せられたる者は正當の事由なくして其の任を辭することを得ず

其の正當の理由ありや否やは議長之を決定す

第五十一條 議長の指名したる委員に缺員を生じたるときは議長は補缺員を指名することを得

第五十二條 委員の選舉ありたるときは議長に於て直に委員を招集すべし

委員會に於ては委員の互選を以て委員長を選定すべし

委員長は委員會を招集し會議の議長となる

委員長故障あるときは臨時に議長を互選す

第五十三條 委員會の議事に付ては市制第五十二條を準用す

委員會の議事は出席員の過半数を以て之を決し可否同數なるときは議長の決する所に依る

第五十四條 市會の議長は何時にても委員會に出席し發言することを得但し表決の數に預らず

第五十五條 會議は期限を定め委員會をして其の報告を爲さしむることを得

第五十六條 委員會の審査終りたるときは委員長より報告書を議長に提出すべし

報告書は特に秘密と認むるものゝ外豫め之を議員に配付すべし

第五十七條 委員會に於て廢棄せられたる意見にして其の同意者出席委員の三分の一以上あるときは議場に於て之を報告することを得

第五十八條 第二十八條、第二十九條、第三十條、第三十二條、第三十三條、第四十五條、第四十六條、第五十九條
第六十條、第六十一條及第六十二條は委員會に之を準用す

第八章 議員の風紀

第五十九條 議員會議に列するには洋服又は羽織袴を着用すべし

第六十條 議員缺席するときは開會以前に其の事由を議長に届出べし

第六十一條 議員中左の行爲ありたる者は會議の議決を以て三日以内出席を停止し又は貳圓以下の過怠金を科す

一、無届缺席引續き三回以上に及びたる者

二、本則第三十二條に該當し其の情重き者

第六十二條 前條に該當する議員あるときは議長は直に之を懲罰委員に付すべし

懲罰委員は七名とし會議に於て之を選挙す

懲罰委員の選舉及會議に付ては第七章の規定を準用す

會議は懲罰委員の報告に基き之を議決すべし

第九章 會議錄

第六十三條 會議錄に署名すべき議員は二名とし毎月第一次の會議に於て議長之を指名すべし

第六十四條 會議錄に記載したる事實に對して異議あるときは議長之を決す

第十章 附則

第六十五條 將來本則を改正せむとするときは出席議員三分の二以上の多數を得るに非ざれば其の議決を爲すことを得ず

第六十六條 本則は明治四十四年十月六日より之を施行す

大阪市會傍聽人取締規則 (明治四十四年十月六日決議)

第一條 市會の會議を傍聽せむとするときは受付に住所氏名を申出で其の指揮を待ち傍聽席に着くべし

第二條 傍聽席滿員となり又は傍聽を禁じたる會議は入場を許さず

第三條 傍聽席を分ちて特別席新聞記者席及公衆席とす

第四條 兇器を携帯し若は酩酊せる者は入場を許さず

第五條 傍聽人は傍聽席に於て左の事項を遵守すべし

一、羽織若は袴又は洋服を着用すべし

二、帽子又は外套の類を着用すべからず

三、靴草履以外の履物を穿つべからず

四、傘杖の類を携帯すべからず

五、飲食又は喫煙を爲すべからず

六、議場の言論に對し可否を表すべからず

七、喧擾に涉り議事を妨害すべからず

前項に該當する者あるときは退場を命ず

第六條 傍聴席騒して擾會議の妨害と成るときは議長は傍聴人の全部又は一部の退場を命ずるときを得

第七條 傍聴人は如何なる事由あるも議場内に入ることを許さず

第八條 傍聴を禁じ又は退場を命ぜられたるときは速に退去すべし

第九條 本則は明治四十四年十月六日より之を施行す

尙大阪市會は改選後役員選舉をした結果泉仁三郎氏が議長に本多喬行氏が副議長に當選した、又市會書記長は引繼ぎ和田相也氏となつた



市會議長 泉 仁三郎氏

□……論客多き大阪市會には常に一言半句の隙にも紛論捲き起るのである、則ち辯護士あり斯界の老巧者あり雄辯家あり擲論に達せる者ありで右顧左眄悉く之れ一騎當千の政客揃ひである、従つて議員のリーダーもなるべき議長は尋常一様の士がよく配合一束する能はざる次第だ、然も泉君は六十餘名の市議連果ては多數有識者から稀代の良議長として賞賛を授けられて居る

□……君の議長振りは極めて無私公平であり絆々の餘裕がある、混ぜ返す敵黨の鋭鋒を巧みに黙殺して屈從せしめ若し發言を求むるならば聲に依つて許否を應變に附與するのだ、何んでも無い様であるが儲て衝に當れば實際君の如く淀みなく採決する事は随分六ヶ敷いのである、昔大同越前守が幕を下して裁決したと謂ふ、泉君は幕無しでサツサミ處理して終ふのだ

□……而して到る所一ミして私情を挿入し無い率直さである、其討論に接すれば論者の素志を重んじ成るべく徹底する迄盡さしめて、中途に靜止したり、若くば發言停止の臨機處分は絶対にせぬのである、勿論論者の脱線する様な事があれば鶴聲一番辭低うして訂正をさせる、乙に櫟ぐたい圓曲さには誰あつて楯つく事の出来ない權威がある

◇……騒然たる傍聴席には一瞥を放つて先づ黙殺を投げる、それでも静止しない時には鬨聲風発お静かに願ひますミやる、温良な議長として茲にも歡聲を湧かせるのだ、一體議長の地位は餘りスツパリ切れ過ぎるミ崇りが多い、それミ謂つて泰然ミして腰抜けては何にもならぬ、須らく中庸に於て眞實臨機應變の措置が必要である、

◇……泉君が富豪の坊ちやん育ちで世の荒波に揉まれて居ない事は葉多き市政の渦中にあつて餘りに單調であり正直過ぎるものであらう、併し性來明晰な君は波瀾曲折の裡に大綱を掴み凛然一家言を成して行き純正な單調に因つて照魔鏡ミして居るのだ、茲に於て流石難渉の市會も坦々ミして立派に處理する譯けである

◇……もう一つ君には禁怒の特質が含まれて居る、敢て喋々する迄も無い、君自ら陶酔の極境に合はせて低唱する處を聞け、韓信の股を潜るも時世ミ時節だミ笑ふ而して一段聲を高めて續けるには履まれし草にも花が咲くミある、君の隱忍性は血の涙を絞る如く驚くべき強固なものである、つまり變じて調和力となり抱擁力ミなり人格の一面と美化するものだ

◇……最早鹽を交へた鬚髪には言へ知れぬ尊嚴を貯へて圓滿な心骨は君到る所印刻して居るのだ、君は元來事業家で過去を彩色した、而して萬人向きの交際家として珍重せられたのである、一度政界に名乗りを擧げては不惑の主張に採守して節操妙き政客の照明ミなつた次第だ、強いて悪い方面を失敬しても梯酒が關の山で熟し切つた人格に抉別のメスが立たぬのである

◇……若し個人的部面から君を解剖するならば一個の好々漢であらう、ニコボン交りの座談好きの優雅な弗旦的な所が面白い、一徹な主義にかけては一步も譲らぬ相手嫌はずの正道を只直截に押し通す何んでも達識で胡魔化し得ない所がにくらしい、それから富豪の尊大振りが無く一視同仁の公平は有名なもの……令聞ですら子供に理窟があれば一本お吐責を招くと謂ふ調子だ

◇……公私兩面頗る出来上つた君は實業界に政界に隆々盛名を馳せるに何んの不思議がある、寧ろ眞實に諒解したら今一層賞讃を捧げねばなるまいが然し君自身は頗る有難迷惑であるさうだ、君は新派の無くてならぬ好領袖ミして政友會に於ける野田大魂を以て自任して居る

◇……泉君は明治九年十月大阪市に生れ先代兵衛氏の寵兒ミして學窓に獨學に幼時から専心勉勵した人、其家業たる海産物問屋は明治の大坂に著名な規模のものである、君は學成るの日即ち家業に全力を傾注して益々家産を收め公私の事業に力を致し信望を博するに至つた、而して故兵衛氏の遺業を享けて之れを祖述した、

◇明治三十七年家督相續後は内外の株式會社重役に就任し銀行業に主宰ミなり尙學區及び大區の爲めに凡て盡力を試みたのである、大正二年偶々市會の改選あつて君出馬するや堤を決する水の如く區民舉つて君の爲めに投票し當選した爾來六年及び十年六月三選されて現職にあるのだ

市會副議長 本多喬行氏

⊠……大阪市會に於ける少壯氣銳の士は洵に多々あるのであるが、然も新進の慧星兒として一般から驚異的になつて居るのは如何しても本多君であらう、君は今を時めく市政界の長老酒井猪太郎君の直參……云つても主義主張の點に於て直參では無い只俗的に將た亦因縁的に伯父と甥の關係がある、従つて數ふべからざる裡に既に可成りの得策あるは勿論である、併し乍ら君の眼中にも胸端にもそんな古臭い執念なきは微塵も無い、搗て、加へて酒井君にした所が一體情實に拘泥する様な政客に非ずして専ら主義綱領に生きんとする男である、故に面白い事には此外觀的密接な關係にある兩者は思ひきや常に相反對の方面に向つて主張を爲し政見を披瀝するのだ、偶々情意投合の一幕を演ずる事があつても幸ひにして彼此意見の合致した場合は除いては忽ち東西に分れて論難攻守して譲らぬのだ

⊠……殊に本多君は敵も味方も擧つて推薦した副議長である、其内の素養と外的手腕とに於て確實不拔なものだ、従つて一片歌々の情熱に浮されて左右される様な腰抜けで無いのである、ドッコイショの掛聲こそ無けれ彼れの行路は一步一步に腰を据え付けて挺でも動かぬ態度でやつて行くのだ、譬へば泰山を背負つて勃海を渡る苦難が横はるこも彼れには左して困憊の色などは見ぬ、のみならず驚く程安閑と構へ込むのである、一寸物好きに彼れの意嚮を確めると……

何かに騒いでも仕方が無いよ、泣いて暮すも五十年笑つて過ぎるも五十年だ、結局は五十年が嫌やでも廻つて来る譯けさ、して見るに泣き笑ひ且つ驚くの三相を如何に一生懸命に働かしたて來るものは遂に來る道理だよと笑殺して終ふ蓋し本多君の肚には嚴峻な自然の理が其任せられぬ軌道を辿つて行くものだ、深く肯定して居るのである

⊠……君の市政界に於けるや凡そ不動の信念に基いて嚴正中立の態度を以て進んで居る、彼れは黨籍こそ新生會に置くが殆ど一人一黨主義の下に萬般の市政に在りて行くのだ、所謂友は正義であつて道連れは公道である、其何處に於ても、彼れは多數に屈せず少數を憐れむもので無い、多數にして自己の主義に叛き正道を逸するならば猛然起ちて項門の一針を打つのである、少數にして徒らに感情の打算策畧の見地から反聲を洩らす如くんば一臂を以て忽ち之れを排撃するのだ、若し夫れ持論の正鵠なるに顧みれば彼れは馬首を廻らし單騎乍ら政界に奮戦して其主張を押し通す快男子である

⊠……たしか市會が紛糾の渦中に投ぜられた時の事、久し振りで泉君に代つて彼れは議長席に着いた、これが抑も本多君が副議長となつて名實共に其職を執行した當初である、固より論客策士の粹を蒐めた市會の事だ、果してどれ位ひの貫録あるか一つ試験してやろうの皮肉は到る所に湧いたのである、當時の状況からすると追加豫算案を中心に各派鎬を削つて激論に餘念なかつたのである、従つて大抵の者ならば此紛論錯綜するシンス其ものに逢着してもウンザリ參つて終ふ筈である、然るに本多君は洒々として先づ議長席から各派を一瞥した豪放にして大膽な彼れの眼には初陣乍ら犯すべからざる光りが閃めいて居た、にくらしい程落いた氣分が漂ふのである、果せる哉議場の一角から物凄く呼聲が轟いた……議長○番ッ本員は議長の偏頗を難詰する者だッ來る而して本多君が順序よく發言者を整理し猥りに勝手な發言を抑壓した點を指して言論抑壓だと逆に一矢を酬いたものだ

⊠當の本多君ケロリとして居る、攻撃論は次第に激しく續く斯うして滿場は時ならぬ緊張が加はつて本多君一身に注

視する様になつた、突如彼れは一體要領は如何云ふのですかまばかり敵の鼻柱を碎いて直ちに賢明な諸君の如く私も議場は神聖ならん事を欲する、従つて自由な言論に因つて明確な判断を求め百五十萬市民の利益を保護せんとする者である、さればこそ不肖乍ら秩序よく之れが目的を達し度いご考へる、若し不公平の感あらば憶ふに發言の事であらう、併し乍ら發言は雜音では駄目である須く順序を保ち透徹せしめねばならぬ、茲に於て甲から乙へ、乙から丙へ順次之れを許可する方針に出て居る譯けだ、尙且つ最良の方法あらば御教導が願ひ度い……とやつてのけたのである

◇……何を言ひ出すかま實は片唾を呑んで居た各派の議員や滿員の傍聽人等は然も巧みに押しつけた本多君の一言で遂に倒醉したのである、彼れは一向平氣でそれからそれへ議事を進め其都度得意な技を見せつけ乍ら流石收拾すべからざりし市會を美事切や抜けてメッキリ内外に男振り上げたのである、少壯まは言へ、彼れは市會史を飾る花形役者である、今日新生會に於て廣瀬君の兄弟分として明謀奇智を策劃し其黨の面目を完全に保持する元勳者である、故に多士濟々の市政壇上頗る羽振を利かせて居る男だ

◇……彼れは獨り市會議員たるに満足せず早くから府政界に乗り出して居る、府政壇上平議員として濶歩し一陣笠に甘んじて聲を潜めて居る様であるが實の所幼老年齒の順を重んじ矢竹心をヂツと押さへるに過ぎ無い、會つて府政界多事なるの時、誰れも警察權の問題を突ツ込む者が無かつた、然るに公平な見解を持する彼れは齒痒くてならぬ、則ち彼れは忽ち陣頭に起ちて鋭鋒益々鋭く當局を攻撃した事もある、尊大ま自負と權力の三點から居傲であつた府警察も爲めに面目を更新して民衆的に轉じたものは當局の自覺に基くは勿論であるが一面本多君の如き侃嘯を特記せねばなるまい

◇……畢竟本多君は稀れに見る論客である、然も機會に乗するに巧みな男で自己の力を實力以上に發揮せしめる深謀を抱いて居るのだ、殊に彼れは明快なる頭腦の持主で抱擁力に秀で淡白水の如き性質を有つて居る爲め行くに可な

らざるはない、尤も年若なだけ動もすれば竹を割つ様な調子では是非黑白を率直に唱へるので未だ多様な社交術に長けて居ない點もあるが只上手者でないま云ふに過ぎまい、雄大な素志を抱いて一意専念將來を開拓しつゝある本多君の前途には代議士の境涯も近いしデモセネスの雄辯を凌駕すべき域もブラ下つて居る

◇……彼れは生粹の大阪人である、第五高等學校を経て大正三年東京帝國大學法科を卒業した人で翌四年野に下つて辯護士となり大ひに新界に活躍したが大正八年府會議員に選出され同十年市會職員に當選以て今日に至つたのである、君は一方政黨政治に執念厚く目下憲政會大阪支部の重鎮となり遙かに中央政界の雲霓を望んで居るのだ、それで居て年齢僅かに三十代である、春秋に富める事も素晴らしい



市會書記長

和田相也氏

⊠……大きく出れば内閣書記官長も謂ふべき大阪市會書記長たる役目は一方に於て事務官たると同時に他面議長を援けて萬策を献すべき重要な政務官にも見られる、而して更に實際方面から言へば實の所腰巾着にして社交術に長けて居なければならぬのだ、只夫れ机に面し乍ら議案の整理ばかりを試みるのならば猫でも杓子でも結構出來得るが近い所では理窟屋の議員連中や何か節をつけねば承知の出來ない記者連に接しつゝ圓滿に公平に行かなかばならず、左りて市理事者も提携して之た亦完全に職責を竭さねばならぬのである、此の處見れば只何の苦もなき水鳥の足に暇なき非常な心苦を要するのだ

⊠……和田君は七面倒臭い此椅子に座して兎に角事なく處して行く、然も記者や議員連からは頗る調法な男と認められ無くてならぬものとされて居る、これだけでも既に其手腕と處世術に於て異數とすべきであるが彼れは亦如才なく萬事を切り抜けて行く事に甚だ妙を得て居る、些細な事に迄敏感な彼れの腦裡には凡そ何事でもテキパキ描寫されたり断定されたりする、内心は既に其働きに依つて充分決断して居るのであるがソコはそれ和田君の特色で減多に一本調子にならない、風に吹かれる柳の如く水際立つて事をせぬ代りに適當に且つ角を出さずに除るな處理をするのだ、若し潔

癖のみで批判するならば或は俗化した遣り方と罵られるかも知らぬ、併し乍ら世間は左様に單調ではない、加之學理眞理に通曉しても偶々以て米の値段を御存じ無いと云ふ人もあるではないか、人間共同生活の社會には裏と表があるものだ表面から突入して理論的に現代を改善せんとするは望ましくして出來難い相談である、勿論裏面のみを行くのは概ね不可である要は只兩斷面を巧妙に折表するにあるのだ、和田君の心底には最早其位ひの觀念を持つて居る故に行ふ所紆餘曲折あるが以て畧策を隠謀する様な不透明なものではないのである

⊠……簡單に言へば何んの事は無い世間通で淡白水の如く味なく臭なく然も必要欠くべからずとされる男である、圓轉滑脱機敏を穿つに敏く圭角を慎むが故に人氣を蒐めて居るのだ、事務の方面から見ても彼れは議長長る懐刀となつて抜け目なく片づけて居る、一體が圓滿主義の男であるので稍々丸くなり過ぎの嫌ひはあるが併し乍ら八方美人的態度の裡にも嚴然たる硬骨の筋金を持つて居るから珍らしい、彼れを以て右向け左向けの號令に應ずるものとするならば最後の幕で忽ち強烈な逆襲を喰はさるゝから油断がならぬ、ツマリ彼れは出來得る限り平常を慎んで或程度の自制を凝へらして居るのである、従つて其度を超えて尙且つ壓迫するものあらんか油然として拮抗するのである、此處に所謂快漢の硬骨が現はれるのだ

⊠……試みに見給へ豫め無禮講を許された場合の彼れは天適れ常がね頭を擱まれて居る人々に對しても何んの遠慮や會釋なく議論で御座れ喧嘩で御座れ受飛ばすのだ、酒杯を舉げて浩然の氣を養ふ時彼れは人並優れた發展振りを示すのである、兎に角彼れ亦扁々たるお茶坊主で無い事然りである

⊠……彼れは京都府下丹後の國舞鶴の人、明治八年七月生れ小中學を了して明治三十年關西法律學校を卒業後上京して東京法學院に入り同三十四年七月卒業した、之れより先き一介の貧書生を氣取つた彼れは同三十一年上京するに同時

に内務省に奉職し其屬官となり和歌山徳島兩縣屬に轉じ三十四年四月退職其法學院は凡て講義録と試験とで乗り切つたのである、同三十五年後は大阪生命保險、京津電氣軌道各會社に大正五年末迄就職し其後工學博士菊池恭三君の秘書官となつて居たが大正七年十一月山口房五郎君の知遇を得市會書記長となつたのである、彼れは何んの特徴も無い男であるが秘書役の好典型として知られて居る

第二章 市 參 事 會

市會の黨派別に因つて市參事會員の比例代表を爲す事は各都市皆然りであるが、我大阪に於ては役員選舉の當時今日の如く黨派の區別を多く數へなかつたのである、當時は新滂會四十二名新生會十一名刷新派七名公友俱樂部六名の割合であつた爲め其市參事會員八名の選出も新滂五名他三派各一名宛の振り當てに行はれたのであるが現在にありては新滂會四名、の外刷新、新生、公友及び實業俱樂部各一名宛の分割の如くなつた、併し市制の命する所其任期を二ヶ年限つてあるから大正十二年七月に至れば又々變化する所譯である

市參事會の任務は市長以下市政の執行機關を督勵し併せて市政の裁理に親しく參與する點に在る、(市制第六十七條參照)而して大阪市參事會は夫れ克く其任を盡して居る

現任市參事會員は左の諸氏である、

赤田瑳一、上道菊治、余部市郎兵衛、鎌田長七(以上新滂派) 廣瀬徳藏(新生會) 山本芳法(刷新) 金澤種次郎(公友) 小西儀助(實業)

尙一般の市に在りては市參事會員の數が六名に定められて居るが我大阪に於ては市條例を以て十二名迄之れを増加する事が可能なのである、(市制第六十五條參照)惟ふに増區及接續町村編入後増員するであろう今諸氏の月旦を左記す



新滂會
赤田瑳一氏

⊗……城南の天王寺村長が大阪市政界の牛耳を握つたに紹介したら肩つばものであろうが事實であるから仕方無い、赤田君は純良な村長さんであつたのだ、而て百鬼編を削る政界の重鎮として遠大なる謀士に崇められて居る、嘗に市政界に調歩するばかりで無い、堂々馬首を廻らして中央政界に乗り出し日比谷原頭其人あり知られた政友會所屬の代議士である、従つて天王寺の赤田君は同時に天下の赤田君である、

⊗……村長としての君は理想的に少規模の村治を實施し巧みに下僚を操縦し乍ら各々特長を發揮させ喜んで事務に従事せしめ悦服させる、大綱を確と握つて他は應變の措置を執らして居る、従つて能率は増進し事務は滞り無く進捗して行く、殊に大大阪に接續をした此の村治に就いては殊更力を盡し萬遺漏なからん事を心がけ着々好成績を挙げたのだ

⊗……市政界に於ける君の常態は今更暇々の必要を見ぬ程鮮明な人と謂へる、君が絶對多數黨新滂會にあつて黙々たる謀主又は盟主の地位を確保し總參謀長の格に因つて去就を練り、議員を一致共同の進退すべく策劃之れ勉め左しも四十餘名の尨大な議員を抱擁する多數黨の歩調をして一糸亂れず掛引せしめる怪腕に至つては只夫れ驚歎するのみである

⊗……君は曾つて斯界の巨頭橋本君等と提携豫選派と銘じて議員の同志を糾合し以て言論の雄中集井太、板野友造諸氏の在野黨人を封じ去り時に増上の人となつては侃諤骨に徹する立論を試み雪崩かゝる反對論を木葉微塵に逆襲したのだ、従つて君を捉へて徒らに策士謀將と擬するには餘りに狭い断定となる、其克く討論に長じ辛辣な奮闘振りを示すものは過去の市會史である、一度頁を手繰つて見れば蓋し君の髣髴たる姿が浮くであらう

⊗……現に鳴りを静めた昨今ですら偶々反對黨の散漫な咆哮ある時は決然席を蹴つて起ち只今の御議論は甚だ聞き逃すべからざるものである、何んこなればと徐ろに尻を捲つて直綿で首を締めにかゝる、さうかと思ふとニコボン主義を發揮して所謂懲らし戒しめ而してなだめる調子である、若し夫々斯くても歸順せぬとあれば茲に始めて精悍無比な鋭鋒を現はしてブルドック式に突撃を開始し苟も論敵は攘はずんば承知せない意氣込みを示すのである

⊗……而して花々しい奮戦振りを見せて然も猪進は斷じて決行しない、茲がそれ純正の赤田式である、政界に重きを爲す所以である、君の頭腦は極めて實際的で理想の實際化を策する程練りをかけて居る、従つて咆哮多々辯ずる氣鋭を約然と收めて巧妙な黨全體の攻守方畧を磨く事を心掛ける、新濠會に酒井の膽あり赤の明察あると併稱されるのも偶然であるまい

⊗……君は現に市參事會員として大阪市政の中樞に參與して居る、其政治的生命は抑も明治廿六年天王寺に村長となつたのが振り出して同三十一年六月市會議員に當選後大正二年再選同六年及び十年と毎期各級から各區を根據として當選して居るのである、尙九年の總選舉には衆望を擔つて衆議院議員となり將來一角を爲すものと囑望されて居る人だ

⊗……因に君は大阪の人慶應二年四月生れ斗酒尙辭せずの快男子、但し撞球に於て時々頭をかく事ある、今度の市會當選は北區に於て有志が勝手に擔ぎ上げ一錢一厘の消費も無いと云ふ勢ひである、

新 生 會

廣 瀨 德 藏 氏

⊗……大阪市政界の驍將として各派を廻じて輿望を擅にして居る廣瀨君は第三黨たる新生會の十議員をば督勵しつゝ其首領となつて尤も穩健な歩武を進めて居る、橋本善右衛門君市政界を優退するや多年一團となつて來た豫選派は大正十年の改選と共に茲に漸く分裂作用を爲し一は新生會となり他は新生會と別れたのである、新濠も新生も固之れ同じ畑の南瓜であるから異身同體であるべきであるが併し乍ら一は舊豫選派の非橋本派が主宰となつて組織したもので新生會は何處までも去つた橋本君の素志を守り立てんとして結社したものである、従つて其間實は兩者の間に組成上の異常なる差異が発見される譯けだ、廣瀨君は則ち新生會の主唱者で其組織者である、彼れは飽迄政治的節操を固守して附和雷同の軟弱輩に一大警鐘となると同時に孤忠を行つて萬丈の氣焰を吐く快男子である、譬へば數は少くも不拔の精神が漲る新生會を提けて彼れは犯すべからざる政治的手腕を揮つて行くのだ

⊗……新生會が今日市政界の第三黨となり完全にキャスティングボードとなつて隠然たる力を供へるに至つたのは勿論黨員中に本多、樽本、改正等の有力なる參謀と闘將とが一致協力して克く其發展に勉めた結果ではあるが併し乍ら首將廣瀨君が滿幅の力量を傾けて黨員の結束を固り天才的智腦を注いで凡ゆる問題に有利な去就をした事が最大なる原因で

なければならぬ、理義徹底したる其態度は何人も肯定するに躊躇しない、而して誰れに點檢されても毫末の謬りがないのみならず三嘆するに足る公平さを示して居る、些細な事案にでも新生會は一面一人一黨の理想を踏むで尙且つ黨員の亂れざる結束を行ふのである、之れを黨員自體からすれば自己の主義主張を害はずして共同歩調に出られ諒解づくめで議員の本職に進むことが出来る、之れを黨外より見れば抜くべからざる結束があり是々非々の公道を踏んで行く、凡そ此妙怪珍奇な方策は廣瀬君が編み出す所の新戦法である、彼れが大方政客に得難き策士と珍重せられ憧憬される一端は則ち此の特長を如實に見るからである

☒……君は其言行頗る眞面目の態度を持って然も縦横の策謀立ち處に捻出す人である、智畧と膽畧とは性來の天稟に似て人の追隨を許さぬ迄やえたものだ、會つて近い一例を引くに市會が渾沌として言論戰酣となり市長選舉問題を中心に市長派と非市長派とが將に白兵戦を行つた事がある、而して新生會の去就如何によつて勝敗が決する事となつた、茲に於てか兩派の策士は秘術を盡して白派の爲めに誘引せんとした、則ち廣瀬君を直接間接に動さんとしたのである然るに當の廣瀬君は何處を吹く風の囁き位ひに聞き流して一向見向きもしない、餘り四の五の五月蠅さいので君は所謂策士連に『そらあ宜敷い私の考い通りやろう』と一本當身を喰はした、其後も有志とか何んとか名義を塗り換へた誘惑連が押し寄せたが、あの謹直な君は到頭言を勵して『公職ある者は公職に忠でなければならぬ』と突つ放したのである

☒……大底の者ならば聽て來む選舉戦の祟りが恐しいさばかりフラ／＼とする所であるが君は主義を執つては何者の威歴もサツサミ驅除して信する途を拓いて行く剛氣な人である、従つて如何なる魔手が周圍を取り巻くとも特有の豪傑笑ひを笑ふのみである、暫て市長選舉問題は市會に於て論争の的となつた、敵味方の争議が激烈を極めた、君も指名される儘壇上に現はれて當日の勝敗に分野を啓いたのである、君は先づ市長候補者の銓衡委員會設置説を主張して野黨の拍手を浴びた、次いで採決の結果敗るゝや直ちに池上氏の三選は是なりと喝破して御用黨に驚喜された、然も即決説に

對しては痛快なる論評を下して其非を鳴らして大ひに警句を吐露したのである即ち君は當時新生會を指導するに假令池上市長三選に贊否何づれにせよ銓衡委員會を設置して熟議し即決の弊を廢除すべしとは奮闘したのである

☒……其策略の整然として亂れざる其去就の鮮やかにして巧妙なる今尙一つの挿話として市政界に取り沙汰されて居る譯けだ、然も黨員は池上氏を市長に推す者と否定する者二様に分れて居たがそれは末節として顧みない、自由問題に委ね各自の勝手に放任しつゝ只謬らざる正道を行はんが爲め彼れは自ら陣頭に起つたのである、當時君が斷定した通り池上市長は大多數を得て當選したのであるが即決に因つて所謂頭數の争ひを繰り返した事は市會の一汚點とも云ふべきものとなつて居る

☒……君は夫れ斯くの如く秩序あり名分の確立に勉める男だ、固より剛氣にして何處か南州翁の面影ある東洋豪傑肌を有つて雄大な度量を示して居る型で然も全身智略の塊りとも看做され位ひ才能に富むのである、殊に慎重にして謹嚴な態度は言ふべからざる威力を備へて大阪人には珍らしいタイプを印象する、更に明快にして抑揚切々たる懸河の辯は雄渾にして然も獨特なもので地方政界に惜い程である、尤も君は素志として中央政界に乗り出し關西政客の爲めに一大慧星となつて爲す所あらんとして居るから近き將來必ずや乗り出すであらう

☒……偕而謹嚴云へば其謹嚴から意外の笑話を貽した事がある云ふのは君が顧問關係を結んで居る大阪瓦斯會社の用件で或日小片岡君と連れ立つて寶塚で饅頭飲んだものだ、根が豪酒で名を取つて居る廣瀬君の事である、小片岡を相手に到頭夜は三更に至つて尙酣である、片や直方君にしては大した酒豪でもないのに此のおつき合ひだホト／＼閉口して終つた、ソコで外國仕込の一策を案じ折柄持る美形に事寄せて其場を外づつて家路を辿つた……而して明け方に至つて漸く自宅の門を叩いたのである、一方廣瀬君、ソコは氣轉を利かして小片岡君年が若いから美形携帶でシツボリミ何處かで假寢の夢路を辿つて居るんだらう、ウム左様だ襟ぐたいが酒哉米の水哉乃公之れ無くんば所詮友なしたミ一つ

☒……爛々たる其眼には溢れ出づる才智を湛めて居る、而して持ち前の苦味走つたキリツミして居る面には各案件毎に二筋の小皺を引き寄せるのだ、此の象徴は總じて不審を打たんとする前提となつて居る、聽て毛蟲の様な眉毛を動かせば鉛筆を叩きつけて佇立する、其の時は外でも無い、議長ツミ呼んで發言を求めた瞬間である

☒……彼れの得て問題に仕立てるものは政策の案件で多少とも言ひ甲斐のある部分に着目するのだ、好論家が猥りに喧囂する様な態度では無い、従つて主張すれば自家得意の幕までも張り込まずには置かぬので論敵もそれには流石に恐慌を痛感して居る、君も中々抜け目なく策戦を凝し臨機の措置に長ずるに謂はねばならぬ

☒……この政陣の勇者はグツト碎けて萬人向きの好紳士だから益々造化の妙が面白いでは無いか、彼れは其家庭に於て善良なお父さんであり慈愛深き統帥者であると同様に社交的にも中々利者である、快談縦横寸分の蓋壁なく打ち碎けて赤心を人の腹中に投ずる様は接客訪人の心底を潔よく洗つて終ふ、交歓に打算なく弄策なく有り餘の儘の描寫をする彼れは人望を淀みなく割愛される福徳を持つのだ

☒……兎に角論客多々の刷新派は七名とは謂ひ硬骨揃ひの黨派である、それを一糸亂れず總括して虚々實々の秘術を編み出す君は力量手腕確かに傑出して居る、君の如き若し多數黨にあらば必ずや前衛の采配を握つて雄視する人物である、譬へ野黨にあるも時來らば彼れは將來雄飛すべき新進人として華城政界に重きを成して居る

☒……君は兵庫縣の人明治十四年九月加古郡八幡村に生れ所謂高砂毛上の名所に育まれて中學卒業後第六高等學校出身明治四十二年東京帝國大學法科大學を卒へ同年大阪地方裁判所に司法官試補として就職し同四十四年辯護士となり爾來法律事務に従事して居る、而して大正五年には大阪辯護士會副會長に擧げられた

☒……君が市政界に漕ぎ出したのは大正六年で當時南北兩區の有志から理想的人物と推稱されて動する事甚だ妙く然も當選の榮を得たのであつた、大正十年總改選となるや再び擧げられて市議となり現任中である、彼れは圍碁に巧みにして美術、音樂園藝等に趣味を有し極めて多藝な人である

實業派

小西儀助氏

☒……市政界の元老として將た亦實業界の古參として一代の盛名を馳せる小西君は二宮宗の遵奉者として甚だ著名なものである、君は一貫の肉弾を捧げて過去數十年間疲弊困憊の裡に須らく素志を貫徹して茲に天晴れ成功者の域に達した人である従つて世の中の甘い辛い凡ゆる經驗に富んで圓熟將に何人の追従も有さぬものがある

☒……毅然とした心緒はそれこそ威武に屈せず富貴に淫せず只之れ命のまに／＼信念を奉ずる崇高さを帯びて居る、故原首相に紛ふ純白な頭には須らく氣節を持って節操なき政客を戒飾する剛氣が含蓄されるのだ、一度言ひ出したら敢て一步も譲らない強固な人であるが滅多に吐露はせぬ、人一倍熱慮を重ねて公平無私な判斷から採るべき途を割り出すのである、

☒……嘗に熱情に走らぬと同時に冷然たる自家主義の偏窠を持た無い而して清濁併せて收めて終ふ、儲て攝取や肯定の局面となれば果斷流る、如く取捨勝手次第と謂ふのだ、君の意圖には誰れに憚る影もなく光風霽月洒々として自由の天地を保留して居るこれが小西君の不可分な優好素質である

☒……實業界に於て颯然群を抜いて名聲を全國に謳はれたのも昔を問へばこの隠れた特長に不撓の努力とにあるのだ、

事さへあるのである

⊗……君元來公共的事業に生命を投げ出して家事は一切令閑に背負はせ自らは東奔西走苟も公事に焦慮して已まぬのであるが人間はゞ則ち之れ吾が生命なり趣味なり天職なりと笑つて答へるのだ、その通り日夜を分たす君の姿は公共團に問題ある毎西に東に南北到る所に發見される、従つて君を解する者は案件突發の象兆として之れを眺める状態である

⊗……市會に於ても靜閑人なきが如く鳴りを靜めて衆論攘搏の實相をヂツミ睨むで居る、而して一黨の重大暗礁現はれるに及んで俄然身を挺し裁斷溢れ思索畧策深遠なる判定を與へてサツサと同志の故障を取り去るのだ、則ち參事會に於ても此の流義で減多に動かぬ主義を執つて居るが、併し洗練された君の意見は出で、必ず最後の斷定に結びつけるのである

⊗……君は確かに長老の格に納まる人である新澤會も君の如き安全辯を握つて居る以上萬の場合に些の心配が要らぬ筈である、君は大阪の人であるが概して華城人士の癖を持たぬのみならず彼れの一舉手一投足は其陋襲とも謂ふべき物質眼に毫も染まぬ男で放射千里屢々達觀の妙味を垂れて行く

⊗……君は明治三十六年選ばれて區會議員となり公民選出の學務委員同委員長等經て部内の信頼甚だ深く遂ひに大正二年市會議員に選出せられ爾來六年及び十年の兩改選期に當選現に市參事會員として専ら大阪市の爲めに盡身して居る君は慶應三年生れ年齢未だ還曆に遠い従つて健實の陣を張つて將來須らく雄飛する人だ

◇

◇

◇

新澤會

鎌田長七氏

⊗……新澤會の長老として將た亦謀將として市政界に重きを爲して居る鎌田君は又論壇上の雄將である、彼れは主として積極的の論調に長けてビシ／＼其確的正鵠な主張を振ひ乍ら論敵を眞向から捲し立て、行くのである、君が數年の久しきに至る間相變らざる調子である、當初に於ては何分討論家揃ひの市會に混つて破壊主義を標榜とする連中に取れり卷かれて居たのであるから甚だ異彩を放ち又は派手な所が無い様に誤認されて居た、然るに年と共に漸く君の積極的論調は實質的の傾向あり且つは内容頗る豊富なので俄然重要視されると同時に論壇界の異才と迄取沙汰されるに至つたのである、實際君が去る市會に於て折柄沸騰しつゝあつた紛論に處して執つた態度は蓋し價千金なものであつた、當時例によつて刷新派は否將連は大童になつて新澤會の諸將に鋭い太刀風を浴せた、向ふが然らば最早黙す時では無い筈ばかりで兩派入り亂れて熱鬧したものだ、鎌田君は始めの間只其混戦を傍觀して居たが形勢刻々として悪化する一方である、茲に於て突如壇上に現はれて熱烈な諸君の討論も畢竟するに忠實に市民の代表たらんことを以て悪化する一方である、市民は實際を庶幾するもので抽象的な論争を喜ぶものではない左すれば此の位で打ち切つては如何ですかとやつて除けた

◇……敵も味方も此突飛にして魅力を備へる一刀には流石に苦笑一番只々吸ひ込まれるのみであつた、其手際も奇想
まは、遂に數時間に亘る睨み合ひを一瞬にして和解させ一時危機に迫つた議案の運命を直ちに開拓して八方に好結果を
齎し人をして三嘆せしめたものである、君は夫れ斯くの如く扶別の名句を吐くかと思へば更に又嚴肅、壯重な立論をも
試みるのだ、沈重悲痛な口調を以て言々句々論歩を進める時などはア、鎌田君がま全く疑はざるを得ないのである、要
するに君は辯を以て押し切ろうとすれば天晴れ斯界の猛將たるを得るのである、然るに元來が苦味三分樂味七分と云ふ
型の男であるだけに極めて樂天的に處して居る、泣いて暮すも五十年笑つて暮すも五十年である人間萬事霸王が馬上に
云ふ奴だ、何を苦んで氣持を悪くして行く必要がある、春夏秋冬只有りの儘でよろしい須く心絛を清めて天真の音を奏つ
るがよいと構へ込んで居るのだ、従つて出來得る限り彼等は協和し樂天の途を歩んで居るのである

◇……鎌田君の長所は悉く其調和氣分に含まれて居る譯であるが彼れには一層飛び離れた崇高な特點が潜められて
居る、一體ならば調和と謂へば自説を秘めて周囲に合する爲めに或る程度の努力を要するであらう、自然に和して行く
にしても偶々我執が起つたり周囲を主として追隨する様な傾向を伴ふものである、然るに鎌田君のは左様に平凡なら憚
り乍ら御免な蒙る方である硬骨な自己を其儘押し通して人を吸収して調和するのだ、假りに自分が是なりと信するも不
幸他人が非なりとすれば君は特獨なニコボン主義を以て左様かとところがすと切り出して自説の至當なる所以を囁んで含
めて遂に相手方を納得して終ふ、而して所謂調和させて行くか、左もなくんば自ら其前言を取り消し喜々として妥當な
途に提携して行くのである、彼の中ブラリの灰色は間違つても君の執らざる途である

◇……ドチラかと言へば鞘に納まつた日本刀で切つて廻れば洵に切れ味がある、併し常に鞘中のものになつて圓滑な
川を爲して居る男である、最早十有餘年に亘つて始終其方法を持続して來たのであるあから大方市政界の名物男として悉
知されて居る爲め彼れは多大の信望を一身に擔つて居る、そのみならず彼れにはキリツミした人格から浴せられる徳
望を見るのである、故に政客にはなくてはならぬ衆の後援が甚だ多い譯けた、殊に性來活動家に房はしい根氣が飽益も強
いので日夜市民誰れ彼れの區別なく頼まれ、ば奔走してやるのを尤も樂みとして居る、任侠の精神が全身に燃ゆる君に
は更に何くれもなく利害損得の圈を自由自在に超越しつゝ、事毎に盡力せんとする氣風が満ちて居るのだ、斯くて見わざ
る所に強い力を築き上げて居る

◇……緒てこそ殊更に人柄を選んで一面代表的意思表示を爲し他面市務の實際方面まで意を須いねばならぬ市參事會
員に擧げられ多數黨たる新湊會の錚々となりて優に異才を放ち得る所以は度量大きく鑑識力強く而して手も口も八丁で
團體指導の適任性を有つて居るが爲めと判明する譯けた、君は大阪西區の人で明治元年生れ早くより染料商を營み乍ら
政治に興味を有ち明治三十六七年の砌り推されて西區會議員となり次いで其議長に推され明晰な頭腦と一種謂ふべから
ざる怪手腕と雄辯とを振るつて地盤を固め遂に大正二年市會議員に當選以來茲に三選され現職にあるのである、は酒君
豪で尤も交際に長け人に親むの風ある爲め種んなる奇行珍談を併有して居るが言はぬが花であらう、若し叙述したとて
充分に君の面白い半面を語るべき言葉がないから……



新 派

上道菊治氏

⊗……何處かに瀟々として風彩を備へ、梅風誠に整然たる態度を有する者は求めずして畏敬せらるゝものである、人間味は四五十の端くれでは眞實重味が薄い、而して孔子が何んと言ふも未だ不惑と稱するには早いのである、頭に白毛頸に鬚それも霜おく頃か所謂人生の壯嚴時代と言はねばなるまい、上道君は今恰も此の時代に相當する人である

⊗……君は大和の人、慶應三年生れ、幼少にして時代に醒めた逸材であつた、廣く和漢の書籍に憧れて深く且つ根氣よく片ツ端から研究を進めたものである、性來溫純にして眞實純實性の厚い君は明治政界史上記念すべき民論の勃興に先立つて、齟齬教育者たるべく志を立てた、而して粒々の微細から築き上げて一家を成さんと夫れ勉めたのだ

⊗……明治二十二年大阪師範を卒業後先づ營々として少年黨陶の重任に熟手し則ち大阪府下及び市内の小學校に教鞭を採り基礎教育に對し理想的抱負を傾けて見た、世は議政壇上獅子吼する事盛んに流行し苟も起たんとする者は多く政界の風雲を睨んで居る當時である、未だ二十代の君は左なきだに氣運に困惑された

⊗……併し乍ら一路直截之れ君が主義とする所、遂ひに躍る胸を自制して克く子弟教育に従事したのである、修々十年相當世相に長け乍ら小學校長に進み地位も向上した、更け五年を加へて通常人の所謂謹嚴な勤續者として認識さるゝ

に至つた、然し上道君は茲に満足する人では無かつた、先づ以て漸く一片の奉公を捧ぐ進むべきのみを叫んだ

⊗……久しく秘めた彼の經綸は油然と熟し來り職を辭して専ら世の感懐すべき部面に歩武を進め而して公共的事業に没頭したのである、偶々明治三十九年區會議員に推されて當選し爾來學務委員となり、深刻にして異數な貢獻を屢々致して人望を蒐めるに至つた、更に四十三年大阪府會議員補缺選舉戦に出馬し美事當選した

⊗……尙四十四年の改選期に遭遇しては馬首を廻らして又々政戰場裡を疾驅し與望隆々として再選し忽ち市部會議議長に推され益々政治的生命を樹立する事となつた、超えて大正四年九月の改選期には三度推薦を受けて府議となり府公の要綱に參與する事著しく同六年には府會議長に累進したのである

⊗……大正八年折しも北區市會議員補缺選舉あるや君亦囑望されて出馬の上當選次いで大正十一年五月の選舉戦に北區の一級より立候補し再選の榮冠を握つたのである、君の過去は録して茲に盡きぬ、尖端を擧ぐるに尙數十科目を數へねばならぬが骨子は以上の様な道程である

⊗……君が一鞭の小學校員から府政市政の重鎮となる迄の行路は悉く烈霜の如き信念の積戰である、何か變つて居るかと言つて君位ひ、平坦を歩んで而して秩序よく運命の開拍を試みる變り方はあるまい、其時々之境遇に甘んじ左り乍ら將來の行くべき道を決定する、それが君獨特の色彩と言つてよい

⊗……素朴な君は今市政界の屬老として言々何々荷も尊重されて居るのだ、犀利な觀察と明確な斷定と而して熱烈なる盡職とは多く語らずと雖も有力なものである、長鬚を撫して滔々として時世を慨する所などは宛然支那故界の巨星の如く哲學味を帯びて居るのだ

第三章 各 黨 派

第一節 中央政界との關係

大阪市内に於ける政治的分野は極めて雑多にして之れを中央政界に關聯して色別する時は政友、憲政、國民(革新)及び庚申俱樂部派の四大傾向がある、而して各々其地盤を擁して拮据經營するのであるが併し乍ら市民心理は必ずしも政黨派の傀儡はなつて居らぬので地方に於ける事情は全く相異して居るのである、則ち都市生活者の微妙なる氣運は次第に文化的刺戟に因りて獨立的氣分に生き旨從屈從の前に理解を求め金權威力の前に魏然たる節を樹てんことはする而して情實に拘泥せず之れを排し自主的立場に起ち以て自ら是非曲直の批判を試みんことを、従つて天下の多數黨を以て誇る政友會も雖も此處に羈唱し其勢力を張る譯けに行かぬ、同時に少數なる國民、庚申兩派の如きも反對に悲觀する必要がない、市民の大部分は専ら嚴正中立の域にありて其政治的價値を採算して居るのである、勿論一部分に於ては商工都市の常例として政商なるものがあり且つ因縁關係に支配される旨從者流もある、而して前者は主として時の勢ひを利用して關係上優勢を保つ政黨に加擔し其傘下に投するのである後者は謂ふ迄もなく一羣を脱し得ざるものである、併し乍ら政商の如きは洵に一時的現象として優勢黨派に屬するもので實は之れを利用して商略上の利便を求めんとするに外ならぬ、従つて表面一黨一派に傾倒するが如く見えても他面各方面に夫れ々々關係を結び暗に他日の縁を結んで居るもので政治的地盤としては著しく敷ふるに足らぬものである、

大勢は如何せん斯くの如く批判的立場にあるを以て猥りに大政黨の横暴を宥さぬ状態にある此等各種の事情を綜合し

來れば現下の大阪政界は寧ろ概して多數黨に對する一種の膺懲心と抗争的とを醸成し却つて少數黨派に對する同情心が煽られて居る、而して批判力旺盛な結果は堂々たる言論戦を以て邁進すべき政黨主として時の在野黨又は少數黨が歡迎されて居る此理由に依りて目下は反政友熱が旺盛になつて居る、然し政友會も雖も其の地盤なるものは今尙強固に持續されて居るが只村落生活者を對象とする所謂地方人心を牽引するが如き黨策又は黨勢擴張策は悉く批判色別されて所期の効果を擧げざるのみならず却つて都會人心の反感を購ふ結果に陥り而して政友會の威勢が行はれぬのである、若し夫れ憲政、國民、庚申の三〇に至つては比較的市民の同情を博し聲援せしめず政友會に對比すれば頗る好感を以て迎へられて居る、従つて其地盤及び票數に於ても優に數倍する有様であるが果して恒久的に斯くの如き分布が行はれるや否や大ひに疑問とされて居る、殊に

大阪市の市民心理は常に獨立したる政治的見解を有するのである、政權掌握の黨派的權勢に迎合せざるも同時に無稽荒唐の論議を事とする在野黨に對し盲目的に同情を事とする様な廢退を唾棄し只管纏綿せる情實を排し偏頗の嫌ひなき超然主義の下にありて常に是々非々の叫びを叫ぶのであるから時の變化と共に對政治觀念も遷移は免れない、況んや最近世界的思潮となつて居る民權の自由則ち政治的連帶責任の觀念は經濟生活の多様な刺戟に因つて益々鞭撻鼓吹され凡ての舊套を解脫せんを努力するに至つた、茲に於てか金權又は情實の浮薄な連鎖を以て支配せんとする現代政界の缺陷は鮮やかに市民の前に暴露され且つ其弊害が覺知されて來た、然るが故に多數市民殊に中産階級以下者には醜然として政黨改造や超然主義の態度が烙印され漸次之れが各階級の基礎心理に須るらるゝ傾向を生じて居る、而して普通選舉權の要求は上下を通じて唱導される事情を綜合すれば市將來の中央政界に對する傾向を豫測せんか現状の政、憲、革新各派の勢力配置の如きは到底其恒久を需められないものでは無いのである

之れを大正九年の衆議員總改選當時は原政友會内閣成りて年餘世は津々浦々に至る迄政友會の謳歌を聞いた頃で

ある日の成績に徴すれば大阪市の選出議員数十一名中

一、政友會所屬 中橋徳五郎、樋口伊之助、赤田瑛一

一、憲政會所屬 武内作平、紫安新九郎、

一、國民黨所屬 板野友造、清瀬一郎、村田虎之助、

一、庚申俱樂部所屬 森下龜太郎、上田彌兵衛、上島益三郎

以上の如き結果を示した、而して前表の中上田彌兵衛氏は准政友とされて居るから則ち大別して政友會四名に對する
反政友七名を數へる有様である、更に府下全體を通じても定員二十名中尙且つ政友(准も含む)七名非政友十三名の多き
に達するのである、今當時の立候補者別をせば定員二十名に對して四十四名の争競者を數へたのである、則ち

第一區 (市の西區) 定員三名、

政友會公認(新)

◎同 上

◎同 (前)

◎同 (新)

◎同 (新)

◎國民黨公認(前)

政友會公認(新)

辯護士 湯 淺 豊 太 郎 年 齡 五 三

市議員 樋 口 伊 之 助 七 〇

實 業 金 澤 仁 作 六 〇

市議員 中 井 準 太 四 四

辯護士 森 下 龜 太 郎 五 二

市會議員 板 野 友 造 四 七

辯護士 吉 田 音 松 四 五

第二區 (東 區) 定員二名

政友會公認(新)

辯護士 吉 田 音 松 四 五

◎憲政會公認(元)

中 立(新)

◎同 上

◎同 上

◎同 上

◎同 上

◎同 上

◎同 上

◎同 上

◎同 上

◎同 上

◎同 上

◎同 上

◎同 上

◎同 上

◎同 上

◎同 上

◎同 上

◎同 上

◎同 上

◎同 上

◎同 上

◎同 上

◎同 上

◎同 上

◎同 上

◎同 上

◎同 上

辯護士 武 内 作 平 四 六

辯護士 安 藤 柱 四 八

辯護士 上 島 益 三 郎 四 八

實 業 家 金 澤 種 次 郎 五 五

實 業 家 中 橋 徳 五 郎 五 七

市議員 吉 津 渡 四 三

辯護士 廣 瀬 徳 藏 四 三

辯護士 清 瀬 一 郎 三 七

辯護士 今 井 嘉 幸 四 三

實 業 上 田 彌 兵 衛 四 一

中 立(前)

◎同 上

◎同 上

◎同 上

◎同 上

◎同 上

◎同 上

◎同 上

◎同 上

◎同 上

◎同 上

◎同 上

◎同 上

◎同 上

◎同 上

◎同 上

◎同 上

◎同 上

第四區 (南 區) 定員三名

政友會公認(新)

◎憲政會公認(前)

◎國民黨公認(新)

◎中立(准政友)(新)

中 立(新)

市議員 本 田 友 衛 五 六

實 業 家 紫 安 新 九 郎 四 八

市議員 村 田 虎 之 助 四 四

實 業 家 赤 田 瑛 一 五 五

實 業 家 橋 善 四 郎 六 七

第三區 (北 區) 定員三名

◎政友會公認(前)

政友 公認(新)

憲政會公認(新)

◎國民黨公認(新)

中 立(前)

◎同 上

◎同 上

◎同 上

◎同 上

◎同 上

◎同 上

◎同 上

◎同 上

◎同 上

◎同 上

◎同 上

◎同 上

◎同 上

◎同 上

◎同 上

◎同 上

◎同 上

實 業 家 中 橋 徳 五 郎 五 七

市議員 吉 津 渡 四 三

辯護士 廣 瀬 徳 藏 四 三

辯護士 清 瀬 一 郎 三 七

辯護士 今 井 嘉 幸 四 三

實 業 上 田 彌 兵 衛 四 一

中 立(前)

◎同 上

◎同 上

◎同 上

◎同 上

◎同 上

◎同 上

◎同 上

◎同 上

◎同 上

◎同 上

◎同 上

◎同 上

◎同 上

◎同 上

◎同 上

(註)

表中◎印は當選にして數字は立候補當時即ち大正九年の年令を示す、

市部に於ける状態は叙上の如し而して大阪府郡部に於けるものは

第五區 定員一名

◎政友會公認(新) 實業家 山口 義一 三三
國民黨公認(新) 實業 南 惣一 郎 五三

第六區 定員二名

政友會公認(新) 府議員 豊田 善次郎 五二
同 上 辯護士 森田 政義 四三
◎憲政會公認(新) 實業家 吉川 吉郎 兵衛 五一
◎中 立(新) 實業 木村 權右衛門 四七

第七區 定員二名

◎政友會公認(元) 農 業 植 榑 平 六六
政友會公認(新) 地主 白井 勘 介 五二
憲政會公認(元) 地主 西川 爲之 五四
◎中 立(新) 實業 佐竹 庄七 五四

第八區 定員一名

◎政友會公認(元) 辯護士 岩崎 幸次郎 四七
政 友(新) 安 城 環 四三
中 立(新) 實業 國村 晋次郎 三六
中 立(新) 實業 村 尾 福松 五三

第九區 定員一名

◎憲政會公認(前) 田 中 萬 逸 三九
中 立(前) 新聞記者 高 松 正 道 四四
中 立(新) 著述業 木 崎 愛 吉 五六

第十區 定員一名

政友會公認(元) 實業 中 林 友 信 五〇
憲政會公認(新) 農 業 大 植 萬 次 郎 四五
◎庚 申(新) 實業 南 鼎 三 四〇

第十一區 定員一名

◎政友會公認(新) 辯護士 井 坂 豊 光 四〇
憲政會公認(前) 實業 片 木 政 次 郎 四五

大體叙上の様な事情であつた、而して其後國民黨解散と共に所屬員は革新俱樂部に變更したのである
(註) ◎印は當選 (前)は前代議員 (元)は元代議員 (新)は新立候補にして年齢は大正九年現在である

第二節 地盤關係より見た各黨派

謂ふ迄もなく大阪政界の大勢は益々政友會に非なる傾向がある併し乍ら若し夫れ地盤關係より之れを観察する時は政友會の根底的潛勢力は随分強固に築き立てられて其衰亡を招徠するには短日月の間に實現されるものでない則ち市部の狀況を見るに、

第一區 (西區)

有権者數 壹萬壹千參百貳拾四票

(内 譯)

政友會……………六千〇五拾票
 憲政會……………壹千六百〇票
 國民黨……………壹千 百〇票
 中立……………貳千五百七拾四票

第二區 (東區)

有権者數 九千七百五拾八票

(内 譯)

政友會……………參千九百八拾票

第三區 (北區)

有権總數 九千參百六拾參票

(内 譯)

憲政會……………參千九百〇票
 國民黨……………參百五拾票
 中立……………壹千五百貳拾八票

第四區 (南區)

有権總數 壹萬四千參百七拾票

(内 譯)

政友會……………七千貳百貳拾票
 憲政會……………貳千八百拾票
 國民黨……………七百〇票
 中立……………四千貳百七拾票

則ち市内の衆議院議員有権數四萬四千八百拾五票中政友會貳萬壹千貳百四拾票憲政會九千六拾票國民黨千六百五拾票等の割合にして殘票九千八百六十五票は各派の擧つて收穫せんとする中立票數である、従つて市内の中央的政界の分野は壓倒的數を以て常に政友會の壟斷を免れないものと思惟するのであるが事實は全く豫想を裏切るものがある若し計上されたる地盤の分布から速断して謬り無くれば大正九年の總改選に當つては政友會が定員の約二分の一即ち五分を占めて居なければならぬ、然るに政友會では僅かに中橋、樋口の二氏が其尋常な地盤から當選したに過ぎぬ、而して今日四名の政友會所屬代議士ありと謂ふも赤田、上田の兩氏は凡て中立を標榜し政友會系地盤と中立の得票を加へて當選したもので赤田氏は當選後政友會に入黨し上田氏は庚申俱樂部に止つて準政友たるのみである、其他憲政國民黨に於ける状態も當選事情は地盤關係に支配された形跡が甚だ妙いのである、

果して然らば五名あるべき政友會は何故二名の當選者に止り六名あるべき非政友が何故九名の當選を見たのであるか理論と實際の相異した理由を説かねばならぬ

此相異は取りも直さず都市民として大阪市民心理が黨派的錯覺に陥入らず巧みに自主的判斷を下して選舉權を神聖に行使した證左であると同時に非政友感情の急激的醸成を裏書するものである、則ち大正九年の總選舉の結果に因つて政友會の眞實的地盤票は二萬千餘票から壹萬内外に激落した、而して三萬四千餘人の有権者が自己の意思を以て情實と因縁と積弊とを開拓し政界の氣運を支配した譯けである

今日此傾向は都市の發達教育程度の上及び各種社會問題の側面的刺戟によりて益々政治的覺醒の度を嵩め理想選舉として普通選舉制の實現を所期する趨勢であるから大正九年四月現在の前記地盤表も内實頗る異動した事は免れない、併し乍ら既成政黨に對する人心の反覆は専ら政友憲政國民黨に影響あるものである従つて異動ありとするも中立に屬する票數の激増と見れば大差はないのである兎んや昨今は革新派實現の爲め中立票は激増したに相異ない

尙部部の狀況を詮索すれば

第五區 票數計 二千五百十一票

(内 譯)

政友會	九百十票
憲政會	六百十票
國民黨	六十票
中立	九百四十九票

第六區 總數 八千九百〇三票

(内 譯)

政友會	五千百十票
憲政會	壹千六百票
國民黨	百五十票
中立	二千四十三票

第七區 總數 壹萬三千五百四十五票

(内 譯)

政友會	七千六百四十票
憲政會	三千三百四十票

第八區

國民黨……………二百票
中立……………二千三百六十五票
總數 五千七百九十票

(内譯)

政友會……………三千二百三十票
憲政會……………九百五十票
國民黨……………百票
中立……………壹千五百十票

第九區

總數 六千七百一十二票

(内譯)

政友會……………壹千九百十五票
憲政會……………壹千九百九十票
國民黨……………壹千三百四十票
中立……………壹千四百七十七票

第十區

總數 五千八百四十五票

(内譯)

政友會……………千九百四十票

第十一區

總數 七千三百〇五票

(内譯)

憲政會……………九百〇票
國民黨……………百十票
中立……………二千八百九十五票
政友會……………二千二百七十票
憲政會……………三千票
國民黨……………五十票
中立……………千九百八十五票

則ち郡部の總數五萬〇六百三十九票中其各黨派別を見れば政友會二萬三千十五票憲政會一萬二千三百九十票國民黨二千十票中立一萬三千二百二十四票である、而して市部に對比して稍々政治的自覺乏しき觀あるを以て政友會の勢力は其地盤計數を去る遠からざる所にあるが併し乍ら中立票數の多きと非政友票數の雄大なるは將來相當の時機に於て非政友的分裂を爲すの可能性がある、尙最近の調査に係る衆議員、府市會議員有権者數は以下の如くである
衆議院議員の市部選出議員に就ては既に絮説した所であるが其の票數は

西區……………壹萬三千三百七十票
南區……………壹萬三千八百三十五票
東區……………八千六百二十六票
北區……………八千八百九十六票

合計四萬二千七百二十七票に達する、而して大正六年以降に於ける票數の増加を檢するに六年には二萬三千九百三十八、七年二萬五千五百七十三、八年二萬七千九百八十一、九年三萬九千四百五十八票である、故に六年より八年に至る

間は約二千票の増進率を示し九年に入りて一萬餘票を増し更に十年度に入りて三千餘票を増加したのである更に
大阪府會の市會部議員の選舉有権者數は年一年増加されて居るが最近五ヶ年間の比較をすれば

大正六年……………二萬九千五百四十票 同七年……………三萬〇四百三十九票 同八年……………三萬二千三百〇八票
 同 九年……………三萬三千〇九十六票 同十年……………三萬六千三百三十二票
 則ち逐年約二千票内外の増加を見る、而して之れを各區の狀況に照す時は

年次	西 區	南 區	東 區	北 區
六年	七、二一七	八、一七〇	七、一六三	五、九九〇
七年	七、四二七	九、七六	七、四〇九	六、一二七
八年	七、八七九	一〇、〇四七	七、五四二	六、七四〇
九年	八、三五五	一〇、三〇二	七、四七〇	六、九六九
十年	九、三二七	一一、六七一	七、七四〇	七、五九四

右表の如く主として南區が尤も票數の増加を示して居る
 因に現在の府會市部會及び郡部會議員は重複するが左の如くである

席次	住 所	電 話	氏 名
壹 番	北區天神橋筋三丁目	北三三三九番	副議長 小野眞美
貳 番	東區東高津北之町		小石圭三
參 番	西區阿波座下通一丁目	新町六八四番	井上嘉兵

四 番	北區上福島中二丁目	自宅土佐堀五八三番	事務所北三〇六八番	吉津度
五 番	西區新町北通一丁目	新町五〇八番		參事會員 杉野民之助
六 番	北區西野田玉川町三丁目	土佐堀二三三四番		宮本富藏
七 番	北區北野小松原町	市外豊崎町南濱松之町寓	北八一一番	松本甚之助
八 番	東區今橋五丁目	本局一三二三番		議長 内藤正剛
九 番	東區岡山町	南二二二〇番		佐々木計次郎
拾 番	南區松屋町	南二七五六番		補充員 林田増太郎
拾壹番	北區信保町一丁目	北四三八七番	四三八八番	青田勝晴
拾貳番	北區曾根崎新地二丁目	北三三二一番		大西熊吉
拾參番	南區難波櫻川三丁目	櫻川一〇九三番		西井猪之助
拾四番	南區天王寺阿倍野筋二丁目	南二八一一番		浦野義隆
拾五番	東區内淡路町二丁目	東一七六二番		片寄伴之助
拾六番	南區問屋町	南二二八三番		參事會員 矢野時二郎
拾七番	東區道修町三丁目	本局二八八二番		伊藤千太郎
拾八番	南區谷町六丁目	南五五番	五八番	薄 恕一
拾九番	西區九條北通三丁目	西一七二七番		筒井民次郎
貳拾番	南區三津寺町	南二四一〇番		水埜與兵衛
貳拾壹番	南區順慶町通三丁目	船場三三三二一番		補充員 山田嘉助

貳拾貳番	東區島町一丁目	東三三四五番 一四一五番	本多喬行
貳拾參番	北區木幡町	北二五七〇番	廣瀬徳藏
貳拾四番	西區高砂町二丁目	西一〇二七番	金井金市
貳拾五番	北區菅原町	北三〇二九番	吉野善定
貳拾六番	南區末吉橋通二丁目	船場二七四〇番	深澤鑒十郎
貳拾七番	西區西長堀北通二丁目	新町三三五番	前野芳造
貳拾八番	西區江戸堀南通五丁目	土佐堀一九九〇番	杉本又三郎
貳拾九番	西區西長堀南通三丁目	新町二〇六一番	笠原六三郎
參拾番	南區難波元町三丁目	南六〇〇四番	參事會員 改正源右衛門
參拾壹番	東區北久太郎町二丁目八百屋町	船場三三六〇番	松村榮三郎
參拾貳番	東區德井町二丁目	東五四番取次	補充員 宇野又太郎
參拾參番	南區天王寺夕陽丘町	南三六〇八番	橋本善右衛門
參拾四番	西區土佐堀通一丁目	土佐堀二三八二番	深川重義
參拾五番	西區立賣堀北通二丁目	新町二九二番	石原善三郎
席次	郡府會議員	電話	氏名
壹番	東成郡小路村大字大友	三國四〇番	石川弘
貳番	西成郡北中島村大字北宮原		小岸安昌

參番	堺市戎之町東四丁	堺一五四番	森本仁平
四番	泉南郡南掃守村大字下松		補充員 萩野源之助
五番	西成郡鷺洲町浦江	土佐堀一五二二番	豐田善次郎
六番	中河内郡龍華村大字龜井		野村新三郎
七番	三島郡大冠村大字西天川	高槻一八番	副議長 磯村彌右衛門
八番	西成郡今宮町大字今宮		參事會員 齋善四郎
九番	堺市材木町東三丁 大阪事務所	本局二二七九番 堺七二〇番	議長 白島正造
拾番	南河内郡西浦村大字西浦		補充員 乾正一
拾壹番	南河内郡中村大字神山		參事會員 高橋太郎兵衛
拾貳番	西成郡歌島村大字加島		補充員 光在秀太郎
拾參番	東成郡城北村大字荒生	東三一〇六番	補充員 寺西圓治郎
拾四番	泉南郡麻生郷村大字福田		參事會員 福原正雄
拾五番	中河内郡若江村大字若江南	枚岡一二番取次	飯田三四郎
拾六番	三島郡吹田町	吹田七〇番	川端信治郎
拾七番	泉南郡西島村大字波有手	尾崎三七番	古家主治郎
拾八番	泉北郡南池田村大字和田		野崎織之進
拾九番	北河内郡三郷村大字高瀬		參事會員 潮川卯三郎
貳拾番	中河内郡中高安村大字萬願寺	八尾五六番	森田次郎

貳拾壹番	泉北郡東百舌鳥村大字土師	五〇三六番	小 林 寛 治
貳拾貳番	西成郡豊崎町本庄北		補充員 木 下 重 次 郎
貳拾參番	泉北郡忠岡村大字忠岡		參事會員 村 田 政 次 郎
貳拾肆番	東成郡長居村大字寺岡日吉神社前寓	住吉一〇一番	多 賀 谷 陳
貳拾伍番	豊能郡池田町		藤 阪 寅 次 郎
貳拾六番	東成郡榎本村大字放出		大 橋 房 太 郎
貳拾七番	北河内郡四條村大字北條		中 川 勝 三
大阪府會書記長	西區江ノ子島西ノ町	土佐堀三八二〇番	内 田 剛

新市制の影響

市會議員票 大阪市は愈々大正十四年五月の市會議員總選舉より改正市制に則り選舉を行ふ筈であるが改正市制に依れば先づ其等級に於て從來一級より三級まであつたのを一級二級の二種とし納稅額の低下を試みたので有権者數も激増した、則ち大正十年は總票數三萬九千五百四票内一級百二十二、二級千八百六十一、三級三萬七千五百二十一票で其各區別は則ち

西 區	………壹萬二百三十九票	(一級四八、二級八八、三級九三、六三)
南 區	………壹萬二千四百七十五票	(一級五八、二級七八五、三級一一、六三三)
東 區	………八千三百九十六票	(一級一一、二級二二二、三級八一六三)
北 區	………八千三百九十四票	(一級五、二級二六、三級八、三六三)

等である然るに十四年の選舉には有権者數約三倍加し十一萬五千〇五十七票内一級二萬七千五百五十九票二級八萬七千四百九十八票となる、其各區別は

西 區	………二萬八千九百五票	(一級九四四七、二級一九四五八)
南 區	………三萬五千七百七十五票	(一級三六二三、二級三二五五二)
東 區	………二萬三千三百八票	(一級八七三六、二級一四五七二)
北 區	………二萬七千六百六十九票	(一級五七五三、二級二九一六)

さなり従つて市議員數も當然増加される譯けである、故に現在市政界各派の消長は此改正市制による選舉と共に増減される事は豫測に難くはないのである

第三節 市政界の黨派的分野

其中央政界の分野に左して大なる影響を蒙らぬ關係上大阪市政界は表面對峙しつゝある黨派的分野は無い、併し乍ら現在に於て偶々行はれつゝある、市政界の分野は大別して二大傾向を數ふる事が出来る則ち一は各團體及び各區會の有力者より起る豫選系で他は其反對に立つ市民會系である、豫選組は市政界の古老たる七里清助氏が専ら合同の氣運を啓き純然たる黨派となし所謂豫選派と稱し市政を裁理した多數黨で市民會は日野國明氏等の唱導で板野友造氏等参加し豫選派に拮抗して一時植村市長を押し立て優勢となつたが其後頓に衰ひ所謂刷新派と改稱した少數黨である此豫選派は大正十年六月の市會總選舉に於て其中心人物たりし橋本善右衛門氏隱退するに及び事實上の終焉を告げ七里氏の參謀たりし酒井猪太郎氏が中心となり勉めて分解を避けん試み新に新濠會を組織し結束を固めたの

であるが先づ橋本直系は之れと分離し廣瀬徳藏本多喬行の兩氏を中心として新生會を組織するに至つた、更に新濬會に於ては大正十年十月執行されたる池上四郎氏の市長三選當時多少の異見起り幹部の措置に關し見解を異にする事となり先づ小西儀助氏を主宰とする實業俱樂部の分離あり次いで山本藤助氏唱導の下に中正會が現はれるに至つた

一方市民會系に於ても變遷多く山本芳治、岩本政市兩氏が軀幹となりて極力舊影を維持せんし刷新派を稱號して居るの時其舊態の一部には金澤種次郎、山口房五郎兩氏を主幹とする公友俱樂部が組織されたのである

斯くの如き経路を辿つて現在では市政界に二黨六派が介在する、而して新濬會は尙依然として中正、實業俱樂部、新生會の過半を聯盟して市長擁護の立場に起ち刷新派は公友俱樂部新正會の一部を叫合し以て市長反對の聲を放つて居る今此二黨六派の勢力を比較すれば

一、市長池上君を擁護するもの

新濬會……二十九名 中正會……五名 實業俱樂部……五名 新生會……五名

計 四十四名

二、市長池上君に反對するもの

刷新派……七名 公友俱樂部……八名 新生會……五名 計 二十名

以上は池上氏の市長三選當時の形勢に基き判別したのであるが事實に於ては擁護派の投票數四十三票反對派二十一則市會議員數六十六名中事故二名欠席等の爲め四十三對二十一となつた、尙各派の所屬員數を掲げれば左の通りである

新濬會……二十九名 但し三十一名中死亡一、事故一

新正會……十名 公友俱樂部……八名 刷新派……七名 中正會……六名

實業俱樂部……五名 中立……一名

第一欸 新濬會

一、豫選派の消長

新濬會の沿革を叙するには順序として會つて市政界に雄視した豫選派の消長を擧げねばならぬ何んとなれば新濬會は豫選派の末葉の芽ざした黨派であつて最早豫選派を離れたは謂ひ其系統が基礎を爲したものである従つて此消長史を叙する事は必然新濬會の成因史を語るものである

抑も豫選派なる黨派は廣い意味に於ては市政界各黨派に亘つて之れあるものと斷定出来る、而して特に獨立した黨派で無いとも謂へるのである、豫選派なる名稱の起因を詮索すると「豫じめ市會議員の候補者を選定する」の意であつて其経路を経て來た議員が協同動作に出たのが結社としての第一歩であつた、而も各区内各團體の状態を見るに議員選舉に當つては豫め候補者を選定せざるもの無い有様であつた、故に廣義に解釋する時は必ずしも黨派に非ずして選舉の形式を總稱したものであつた、然るに市政界の行事漸く煩を重ねるに連れて屢々利害を異にし見解を違はす事多き結果は漸次類を分ちて集合し團體を設けて共同的進退を試みるに至つたので應て黨派が成立する事となつた、狭い意味の豫選派なるものは則ち純然たる一黨派である

此豫選派の成因は十數年前西區に七里清介天川三藏兩氏出で、部員を率ゐ、北區の横田虎彦氏、東區の伊藤徳藏氏等と肝膽相照し尙南區の永田仁助前川彦十郎兩氏を提携し以て合議制の下に一派を左右したのであるが其後數年にして

▲西區は天川氏去り樋口伊之助古結喜十郎兩氏之れに代り一方酒井猪太郎、鎌田長七兩氏擡頭して提携したが時偶々豫選派に反對する金澤仁作氏一派の市民會は漸次酒井氏一派に近づき結局酒井派と合同するに至つたので樋口一派は孤立の状態となつた而して大正六年市會の總改選に臨むに及んだが約二ヶ年にして酒井派並に樋口派は意思疏通

する事を得て樋口派所屬員は殆ど酒井派に屬する事となつた

▲北區に於ては横田氏去り日野國明氏と通する吉本彦太郎氏の時代となり約八ケ年間變化なく過ぎたのであるが大正十年の改選に當つては牛耳者を失ひ神戸萬太郎、上道菊治、吉本重吉、余部市郎兵衛氏等の共同時代が實現した

▲東區には伊藤徳藏氏に代つて小西儀助氏立ち十數年來變りなく経過したが最近に至り實業、中正の兩派は豫選派を超越して別に組織された併し乍ら實業俱樂部は事實上新濬會の内の一派即ち異身團體である

▲南區は永田、前川兩氏去り小林理吉郎、橋本半兵衛、植村次郎兵衛氏等の主唱時代に及んでは之れに反對する公民會起り澤田左助氏其主腦となつて豫選派に拮抗したのである、而して當時南區の豫選派に關係なく然も他區の豫選派系統に諒解ある橋本善右衛門氏は府參事會員として府會の牛耳を執つて居た勢力を傾けて澤田氏と相提携し大正二年の市會改選に臨んだ爲め豫選派は頗る痛棒を受け僅に植村次郎兵衛、本田友衛、和田英太郎の三氏を選出したのみで實權を失ひ橋本系は赤田一、沼田嘉一郎、下村光三郎、上田仙吉、寺田八三郎、吉村安兵衛、河合才次、弓場庄兵衛、橋善四郎、小森理三郎、蟹田嘉兵衛の諸氏を出し隆盛となり之れに刷新系山口寅太郎、田艇吉の兩氏を加へ壓倒的勢力を持するに至つた、此時から豫選派は漸く凋落に傾いたのである、而して大正六年の改選には豫選派は橋本半兵衛、本田友衛、和田英太郎の三氏を辛うじて選出し橋本系八人刷新七人、中立一人となつた、更に大正十年の改選には豫選派の影を南區から没して終つたのである、

斯様にして豫選派なるものは年と共に衰退し先づ南區東區に於ては有名無實となり北區にありては獨占時代から共同時代に移り豫選派の實を失ひ西區にありては市民會と合同したる酒井派が豫選派に代つたので大正十年の改選に至つて自然消滅の姿となつたのである、

二、新濬會の成立 最早豫選系統は消滅するに至つたので大正十年改選後市政界は再び分裂醸成の新時代に入つ

たのである、之れより曩き南區に雄を占め各區の豫選系統に推服されて居た橋本系は其改選に先だち池上四郎氏の市長三選問題に就き赤田一氏を先鋒とする三選組と橋本氏を主腦とする非三選組との二様に分割するに至り俄然其結果は改選後橋本系の分裂となつたのである、而して赤田氏の一派と酒井派並に東區北區の新選出豫選系統の諸氏は愈々市政研究を榜標として結束する事となり所謂新濬會が生れたのである、則ち新濬會は既に縷述した如く實は豫選派の流れであつて然も全然豫選派ではなく名實共に獨立した新團體である

其新濬會と成立したるは大正十年七月にして當時舊市制の下に行はれし市會總選舉の結果酒井猪太郎、赤田一、益田喜之助、沼田嘉一郎氏等専ら幹部となり同志を叫合したるもので市政界に於ては黨員數二十九名を抱擁するが爲め常に牛耳を執る觀ある、

主義としては飽迄穩健を旨とし市政の妙用を之れ主眼とするを以て常に池上市長を援け所謂與黨と目されて居る、併し乍ら池上内閣を支持するは則ち多くは政見を同ふし且つ夫れ自治制下に於て徒らに問題の紛糾を招くが如きは却つて市政全般に對する得策に非ざるを顧みる反映も謂ふべきもので根本的主義は是を是とし非を非とする一派である而して政綱としては未だ何等發表されたるを聞かざるも要は只苟くも市政界に立つ者は相互の研究に至便にして政界の鏗を必要とする點に意氣相投合し結束を固めたに過ぎない、茲に於てか當然市理事者と共に相戒め相督勵し市政運用の實現を圖らんとする趣旨を持し全員一条亂れず此の目的に向つて努力する事となつて居る、新濬會が動もすれば池上内閣に盲従するものとして指彈するは畢竟此等の消息を度外視した妄斷であらう、果して然らば同會の政綱は取りも直さず現任池上市長の政策に一致するものがあるでは無いか、故に新濬會の政綱は簡明に説明すれば一、社會的事業及び施設の完成二、教育興新三、市民の福祉増進四、大都市計畫等に盡きるが之れを敷衍する時は本書に收めたる大阪市全體に亘る各種の事業上に現はれたる全般と謂つても誇張では無い、

倭而新滌會所屬議員の中央政界に對する色別をすれば専ら政友會系である、其巨頭にして總理格なる酒井氏は政友會大阪支部評議員沼田喜一郎氏は支部長赤田瑳一氏は政友代議士、益田喜之助氏は之れ亦政友會員である、斯くの如く幹部一同政友會系である以上所屬議員は譬へ四五名の異分子ありと雖も政友系と看做さるゝは所詮術のない所である、然るに此現狀は直ちに政友會が大阪市政を左右するものと速断を許さぬ、何んとなれば大阪市民は政黨に倚頼する熱は極めて尠少であり利用される様な妄者に非ずして經濟都市の目醒めたる意味の御都合主義者である、時に便宜上政友系たり曰く何系ともなるが中央政界に心中立てする如き純然たる意氣込みより來る政黨心で無いのである、一言にして盡せば市政運用の必要上又は自己の立場の必要上假りに籍を政黨に委ねる簡單な理由を有つに過ぎぬから市政界に推論して必ずしも勝利は謂ふべきもので無い、

此新滌會は市會に於て其友黨たる實業俱樂部及び中正會と相提携し絶對多數を擁し新生會の一部を合しては三分の二以上を制するのである、而して其陣容を観るに泉氏は議長を占め酒井、益田、赤田等の諸氏は幕帷に劃策し沼田喜一郎氏は唯一の鬪將となり八方に奮迅し法理的論戰には石橋、神戸兩氏交々起ちて火花を散らし參事會には赤田、上道、餘部、鎌田の四氏を送つて牛耳を執り尙消極的には藤崎寅藏、北端兵吉の兩氏の如き一は巧妙なる彌次他は眞正眞銘の大親分を控へて大ひに基礎を固めて居る、同會所屬議員左の諸氏であるが月旦も以下記する

- △西區選出 川畑清藏、吉田卯之助、益田喜之助、酒井猪太郎、泉仁三郎、濱口駒次郎、鎌田長七、大和藤兵衛、中澤喜藏、北端兵吉
- △南區選出 石橋辰次郎、吉村安兵衛、沼田喜一郎、見野文次郎、脇田愛之助、藤崎寅藏、澤野爲之助、
- △北區選出 上道菊治、赤田瑳一、餘部市郎兵衛、杉浦理三郎、長谷川清治、神戸萬太郎、吉本重光、田中喜三治、藤本八次郎、阪田成一

所屬員月旦

新滌會

酒井猪太郎氏

君を指して大阪政界の慧星と謂ふ、其の異彩甚だ大なればなり、明治十一年大阪に生れ酒井家の四男に育ち曲折を経て其家を繼承するや特に屈指すべき學殖を修めずして専ら家業に従事したりしが漸次鋭脱し來つて噓嘩場魚河岸の雄者となり明治四十三年一月府會議員増員選舉に候補に擬し一戰にして忽ち當選の榮冠を占め、既に政界に重鎮せり

四十四年九月任期満つるや弊履の如く棄て、又曩に西區二聯合區會議員たりしも超て大正二年九月任期到るや夫れこれをしも勇退せり、斯くて四十五年二月補缺に當選したる市會議員の生命のみ持續して大正六年再選大正十年六月三度當選し其の間大阪商業會議所議員、營業稅調査委員等の公職に推舉せられ完全に勤勞を捧げ來りしが前後十年の市政界に於て橋本萬右衛門氏等の結束せし豫選派を繼ぎ之れを改造し新滌會と銘じて其の頭目さはなりぬ

君の學識は現代の如く學問を重視する者には甚だ語るもの無けん、即ち大阪商業學校出身のみ、洗つて見れば印祿に家業を忘れざるのみ、然も此の一軀や、大阪政界の尤物にして政治的生命實に絶大なるものあるは何ぞ

蓋し財、才、徳の三拍子調和したれば也、君の家財は巨萬に其才幹縱横、徳望に至つては重し、故に敏銳自在の頭腦を傾け財を投じ與望を以てせば敢て市議四十一名を結束操縦するは君にして始めて可能なる所なり

然らば其德慕の素因は如何、之れ大小となく任俠的世事を厭はず極めて圓滿の措置を施す所に發祥す、然り君

は性來放豪にして些事に捉はれず大局を括つて善く人の意を洞察す、而して策計未だ誤りなし、之れ大成する所以とす
君亦趣味を多方面に有す、特に太鼓の技は妙手も亦三舍を避くる熟達にして折花樂柳の底抜け遊びは要するに得意の技を練り交際場裡の手段に致すのみ

自宅

西區京町堀上通五ノ四四

電話土佐堀三四六、三四七



新澤會

益田喜之助氏

新澤會の謀將として現今市政界に錚々たる者は益田君である、君は其クリアな頭腦に因つて苟くも政界の機敏を穿ち去り群衆心理の肯綮を捉え來つて多數會員の歩調を整理し赤心を連ねて團樂の風を作るのである、手取早く謂ふと多數黨の舵となつて克く航路を調べる人だ、勿論赤田、沼田の兩君も存在する、而して君同様な指針となつて居るが併し乍ら益田君は飽迄も無言の役と微細な方面の女房役となつて雄視するから毛色が變つて居る

然も君の素質から推せば當然闘士たるべき人である、辯説頗る明快で言や節々に當つて甚だ穿つのみならず討

論に長じ着眼亦傑出して居る、更に眞面目の態度も充實して居る其度胸は敢し偏感的の調子論や巧妙な策説者流を一舉にして葬り去る實力を有つのである、従つて君をして陣頭に立たしめば百の暴論、千の反對説と雖も尙克く一個の益田を斃すべくもあるまい、宜なり君は俄然特有な機能を發揮して蓋し忽ち論舌家の盛名を馳せる事であろう

然るに此の才能を抱き乍ら常に自制又自制の態度を執つて居る、時に壇上に咆哮して最後の擲弾を試みる事夫れ矢竹の如く心を動かすものがあつても待て暫し花の上なる月見哉と口ずさんでは脾胃の嘆を解いて専ら大勢の爲めに新澤會の謀計を之れ思惟し殉じて以て沈黙を續けるのである、此君は今四十代の壯年である、それだけでなくも血氣旺んに奇才機畧に富み雄心勃勃たる生氣に満ちて居るのだ、大概の者ならば陰武者の役割なきは強ゐられても眞牛御免に突つ放すであらう、然し君はそれを悔へて損な立場に笑つて居る

君だつて人間味を離れた化石ぢやない、思ふ存分論槍を揮つて敵陣に奮迅する事も欲するが然し大局の爲めに眠らざあならぬ……そこに時々残念さや慾求が醸されたのだ、こんな折ふしである……花咲かば告げん謂ひし山里の……さ流暢閑雅な謠曲の音が更け勝る月の光に溶けて行く、而してボン／＼と打つ鼓の音が浮世を外に舞ふ能樂の響を伴つて垢離淨爽限りなき氣分が君の居室から流れて來るのである

平素にあつては家業に熱中して平々凡々士の如く公共事業に精勵し異才を藏して居る、而して慧眼よく事理を徹し回策亦圖に當つて力に驚嘆されるのだ、尙私財を惜しけり無く投じて交誼荐りに勉め敵も味方も合財包括して碎けた圓滿振りを發揚する、然も太ッ腹な彼れは利に淡く義理固く甲乙の差別を設けずして只信念を履むで居るのだ

君は和歌山縣伊都郡隅田村の人、明治十三年六月出生、曾つて大阪高等商業學校に學び去つて郷里に到り養蠶製糸等の家業を授け次いで銀行業に従事し凡ゆる方面の經驗を積むべく努力したのである、其後益田家に養嗣子となり茲に新生面を啓いたのだ、即ち君は養父の業荒物商を繼承し奮勵刻苦大ひに勉めて忽ち家産を増殖し進んでは近隣知己

の爲めに甚だ盡したものだ

⊗……積善の家には餘慶ある事然り君は數年の後信望忽ち一身に蒐まり西區營業稅調查委員に擧げられ七聯合教育會尙武會其他團體の評議員竝に朝鮮貿易組合等の役員に推され温健實の實績を印刻し益々囑望を増し大正十年六月の市議改選には西區一級から出馬して初舞臺に當選したのである、然も須叟の間に新濤會の領袖に推された人だ序でに披露して置く益田君はが獵益ミ敬稱される位狩獵にかけての名人である、同君の兄ちや人は凝視一發必ずや飛鳥落ちると謂ふ、君亦會つて放つた丸が僻目なりけりの一句をも負はぬ名手である、尙撞球も泉氏と共に巨敵である



新濤會

大和藤兵衛氏

⊗……君は市會の少壯議員として將來を囑望される一人である、而して新濤會中第一線に立つべき闘士に擬される人だ、最近急に擡頭し來つて熱辯ミ條理整然たる論客として賣り出したのであるが聲量ミ言ひ、其の所論は甚だ舊型を脱し一派を成して居る、それでアツサリと大綱を掴む方式などは市政界に新進人物たる聲に毫も恥ぢぬ所である

⊗……君の辯は比較的壯重に失する、併し乍ら熱と共に次第に熟して要點鮮明に且つ適切極る表示をするのだ、先づ以て論階を作るべく第一矢を放ちて論敵の言質を捉へ更に歩を進め意嚮を探り當て壯快なる立論を企て、打たず逃さず只其の戰鬪力さへ殺けば深く誅求せざる遣り方である、従つて君を向ふに廻した何人と雖も感情を傷けられる事が無く喜んで説に従ひ又は之れを辭退するので此の點は尠くとも紳士的論戰の要諦に房はしいものである

⊗……然も百尺竿頭歩武を進むれば君は驀然として論的の核心に突撃する、而して根底から掃蕩せずんば承知せぬ形勢を示し巧みに條理を寛げ乍ら此處に歸伏せしむる事もあるのだ、即ち苟も破壊を手段とすれば常に建設的態度に出る高風を持つて居る、君にして幸ひに圓熟の境に入れば確實に市政壇上論舌の革新を企て得るものミ推賞すべきであらう

⊗……殊に理解力に富む頭腦は克く微粒な點まで研鑽を極め熟慮練磨之れ怠らぬので論談の一句毎に侮るべからざる閃めきが介在する、それだけでなくも着想其ものが一風變つて面白い、則ち斯くすれば斯うなるものだと所謂因果關係から俎而其結果再び起る傾向に就いては概ね通常論客が餘り取り扱はぬ架空假説ミ看過されて居たが君は却つて實在に對する有力な支持方法ミ斷じて問題を解するのだ

⊗……斯うして新派論風を樹立して居る大和君は大阪人である、明治六年三月出生、長じて中學を出で東京に遊びて早稻田大學政治科に入り一心不亂に研究を遂げ大正五年同校を卒業後一年志願兵として軍隊生活をなし六年歩兵少尉に任じ正八位に叙され退役の後ち大阪に販りて實業界に投じ同年大阪水産組合長に推薦され、尙千日前土地會社事務取締役、日の丸電線會社監査役三十二銀行取締役等の要位を占め漸次聲望ミして信憑を博し尙母校早稻田大學出身者の認識厚く同校々友會の幹事に擧げられた、而して各關係方面の推擧に因つて最高點を以て容易に大正十年六月市會議員に當選したのである



新 澤 會

濱口駒次郎氏

⊗……六十代の高齡を以て尙壯者を凌ぐの意氣と活動は眞に泰西偉人に恥ぢない物語りであるが當の濱口君に言はせたら……六十代が何んだ只夫れ年還の過程ではないか人間が何オ々々數へればこそ如何にも高齡であろうが生きた者が年數を経れば老ゆるに定まつて居る、外形こそ古くなつたれ心は昔忘れぬ青春の氣概は更に一段の強みを増して居るんだ、我輩の仕事は先づこれからであると忽ち老輩取扱の取消を申込むに相違ない、宜なり彼れは益々鏗鏘として勇氣加はり日本人の通弊は早老にあると言はんばかりの意氣組みである、而して抜けたらミ雖も其齒は金銀を鏤めて代用ミなし口角泡を飛ばして時事問題を滔々ミ述べ立つる處將に壯者を瞻着せしめる概があるのである、彼れは新澤會切つての老壯士であるが常に老齡ミ稱へられるのを禁物ミするだけに瞥見未だ四十代の相をして居る、それで好んで壯者の論敵となる爲めに老巧な辯能を磨くミ共に深夜を利用して築き上げた海外の新智識を振り翳し加ふるに、數十年間の經驗哲學を加味するので到る所若壯輩の論舌家をヘコまして益々若返つて居る、君には最近發明の若返り法も何も必要でない只此筆法で政治的生命を愈々加へて行くのだ

⊗……君が市政界に顔を出したのは既に兩三回に亘つて居る、其の間種々なる問題に遭着して相成るべく沈黙主義を

執り來つたのであるが併し乍ら性來發表意識に富む君の事だ、盲目的の沈黙は到底忍ばれぬ爲めに議場の一角から侃諤の所論を試みたり委員會に於て熱烈なる立論を下したりして束の間には彼は辯論家ミして屈指される様になつたのである辯舌から割り出してもナカク、一流ミころの雄者ミ雖も屈服させる譯けに行かぬ猛者である、最近の實例から推しても彼れはコウ信じたならば飽迄玉碎主義を貫徹する功名何をか論ぜん我が信念は斯くの如しミ云ふ調子である、相手方の顔色を窺つたり反對者の多數にムザク、初志を顧す様なお人好しでは無いのである、若し古人の比喩を借りて君を評すれば『啼かして見せやう時鳥』の句に相當するであろう、彼れは信する迄は非常な慎重の態度を持すがイザ確信を得たミ來たなら何處までも啼かせむミ試みる意思の人である、抑も壯者を乗り切つて市政界に雄視し衆望を博する素因も實に此處にある譯けだ

⊗……然り濱口君は普通ならば頽齡として一陣笠に終るべきに耀々尙且つ一黨中の中樞人物となり市政界の儀表ミなつて居る、勿論それは彼れの現在の意思の力にも因るのであるが併し乍ら過ぎ去つた過去の心掛けが多く今日の結果を生むに至つたものでなければならぬ、君が今將に十數會社の重役となり大阪市會議員並に區會議員及び潑刺な青年團の團長に推されて雄大政客ミしての生命を失はない所以には實は深い因縁話があるのである……場面は急に明治十七年に逆行する……其頃四國の南海岸に小木戸と呼ばれた男がある、彼れは二十五歳の若輩で第四十三番學區員即ち學務員ミなり次いで村會議員に擧げられ治世の問題を擔いで居るに名論卓説を吐き地方一圓の誇りミされて居たのである、然るに堅い田舎の事ミて近親父兄ミなさは寄つてたかつて此青年を意見し普通の眞人間になれと忠告したものだ、併し益々政治屋に走るばかりなので遂に金の途を斷たれて終つた、サア大變元來が此の背景あつてこそ人心收攬ミ借金政策が圖に當つたのに背景撤廢ミ來ては萬策盡きた譯けである……一夜已むなく出奔に及んだのである、然し彼れは郷關を去るに臨んで家財や道具は一切に處分を委せる……が但し妻女だけは『猥りに此の品に手をかける事を禁ず』ミ云ふ貼札を

に嘆息に耽る君の態度を嘲り乍ら飢にむせぶ人々に聲援するものさへあつた、然し君は凡ゆる事象は眼中に描かなかつた、只併し乍ら窮民の救恤と良民の安全とに志をくだいたのである俄然君は奮ひ起つて一統部下を激勵し其居住三軒家一帯の要所を固めて潮の如く雪崩れる騒動を支へ一歩も其繩張内に踏み込ませぬ策動をした、而して配下の者を督勵し乍ら群衆の中に突進し極力暴動の非なるを説き窮迫の慰藉を試みたのである、

君の勇敢なる此態度は一時血氣に逸つた群衆の一角からは親分の心底を解し難しきさへ叫ばれたのであるが君の考定からすれば蓋し批難も覺悟の前であつたらう、後日君親友に此の謎を説くに甚だ味ふべき辭言を以てした、之れに依ると當時の状況は尋常一様の方法では救ふべからざる勢ひである、故に余(北端君)は先づ被害者たるべき良民を庇護し進んで窮餘の人々を救はん爲めである、宜なる哉君の方法は十分の誤りなく良民を安全ならしめ騒動の主力を解いたのである、而して豊饒な財力も出来る限り流用して近隣を賑やかした、

茲に於て多年人知れず行ひ來つた隱徳は此騒動を機會とし益々推稱され一方黙々として多くを語らざる君が同志にも市民にも其果斷神風の如く行動緊に當るのに敬伏さるゝに至つた、則ち親分株の君が眞に親分氣風の發現をしたものとして著しく名聲を擧げたのである、尤も年來此種の奇行多く地盤亦強固な關係から政治的生命は樹立して居た、大正四年一度市會に選舉され又再び大正十年選に入る事は當然ではあるが米騒動以後に於ける君の政界に於ての生命は蓋し不老長生の域に達したと云ふ事が出来る、

君の市會にあるや大勢を凝視し拱手の姿勢で苟くも口を解か無い、解けば簡單明瞭一句よく萬論を刺すの風がある、常に黙して敵味方の陣容を注意し大勢の趨く所を遠觀しつゝ、新澤會の支柱となつて居る、従つて君の行動は多く市政界策士達の注目する所で其一舉手も一投足も悉く政界判斷の隠れたる尺度とされて居るのだ

君は大阪の人、本年五十五歳の初老であるが意氣將に壯者を隨着せしむるに足るのだ、明治十五年同志社に學

び爾後各種の鍊鍛を経て三十一年家業たる土木建請負業に従事し現に數百名の壯者を率ゐつゝ、業務に精勵して居る、趣味云つて別に無いと斷つて居るが古哲聖賢の途に私淑する事が則ち好む所である、



新澤會

中澤喜藏氏

俺れを知る者は中澤であると斷言する中澤君は新澤會の一重鎮として今賣出しの立役者である、沈黙を旨とする新澤會是を活きた題目とする爲めにドシ／＼進んで行く勇者である、最初市政界に押し出した折りは會つて西區會の雄辯家として鳴らした喉をば暫し待て此處も林へよ葦草さばかり狂句に免じて約四ヶ月間自ら蟄居する所があつたが漸く起る反對黨の論難と駁辯とに慨然とし振ひ起ち駒を進めて初陣の手柄を一騎打ちに收めんと深く慮るに至つたのである、それでも機會と論題とを精選するに人知れず腐心したのである、恰もよし市長選舉問題目前に迫る大正十年、世は中秋の明月に憂喜を叙する頃となつた、反對各派は兵を練り劍を按じて専ら新澤會の中堅に向つて挑戦の態度に出た而して新澤會では中堅の闘士を得るに苦心するに至つた、

機を見るに敏なる中澤君は密かに北斐笑みを浮べて同様な陣笠を戴き乍ら實は脾肉の嘆遣る潮なく待ち構へたものだ、黨派の接戦漸く白熱化し來つて流石に不拔の多數黨も手薄な中堅の總攻撃から危殆に頻する有様であつた、折しも折り中澤君は雄然と起ちて百の論敵に一槍をつけたのである、忽ち起る論戦は火の如く熱烈な状態だ、彌次は續々さして飛び反駁の舌鋒は群つて君一身を包圍するに似た、併し乍ら君は重々しい辯舌を巧みに振つて片ツ端しから仕止めたのである、最後に斷乎として攻勢を取り苟くも市政界の妙は陳腐な法則の活用にあるのであるさばかり突ツ込んで雄々しく活躍した、常々口を緘して語らざる君である、敵に取つては全くの伏兵で味方にあつては意外の猛者であつた絶對的な優勝を博した所以も論功行賞の場合には偉勳者として推賞すべきものがあらう、

然も君は名利に至極淡泊で目的は頗る單調なものだ、只一心に自己の公正を認めたま張を樹立すれば事は足るのであるから一黨一派に雄視するこが又は榮譽を擱まんご試みる事が無い、調和協同の大精神から割り出せば最早敵なく味方なく只選良の責任のみ存在するこは彼れの確信である、従つて新濠會に所屬するこは謂ひ温良公平な政綱を賛同しての事だ、猥りに箴口令を實行せぬの必要するに君自ら其會員となつた趣旨に則るからである、殊に君の開口一番は適切に問題の解決に一針を打つのだ、其効果から斷定するも尙且つ有力な音頭である、

君の雄辯は力を伴つて居る、苟くも述べれば實行上の可能性を與へて行くのだ、彼の天空に虹する如く華美な所は無い、又空中の閣樓染みた幽能な魅惑さが含んで無い、地味な艶消しの坦々さのみ獨り大部分を占めて居るのだ、併し乍ら之れを實際に施行せんご欲せば何時たりごも施行が出来得ると云ふ力が含まれて居る、譬へば粉顔紅油の飾りを顧みない純な乙女の姿である、醜き穢身を包む化粧なくごも自然に流れる氣高さが何んごなく香ぐはしいのだ、君の辯は凡て其力を伴ひ乍ら謂ふべき時に始めて轉がるのである、

公的方面の君には尙多くの特長が見出される自己を犠牲に供するも衆の意嚮を通させたり誤謬な見解に迷つて

多數の反對論がある席上君獨り純理論に身を委ね苦心を顧みず節を通したりする事等は擧げて數ふべからざる所であらう、偕て其私的方面に彼れを探ぐるご全くの別人である、一見嚴正親しみ難き容貌を有ち乍ら彼れは破顔一笑ザラに碎けて接客を魅するのだ、薄氣味悪い程接客訪人の意に伴ひ接觸するのである、従つて嚙ぞ堅苦しい型であらうご思惟し乍ら恐るご語らうものならド、のつまりは自ら不明さを恥ぢねばならぬ、君はあれでナカ／＼の粹人である、醉來つて意中何物の影も止めざる時、習ひ覺の謠曲なごを披露するのだ

君は兵庫縣の人、明治五年を以て生る早くより大阪市に活躍し呉服商を営みて産を成し信憑を博して明治四十二年西區區會議員に選出され次いで大正二年以來西區區會議長に推され大正五年營業稅調査委員に當選更に大正十年六月市會に出馬して當選したのである、其健實なる辯に依つて専ら將來を期待されつゝある人だ、

新濠會

吉田卯之助氏

物言へば唇寒し秋の風は日本古來の武士道堅氣を叙する一句であるが人によつては一種の箝口令ご評して極端に唾棄する者もある、併し乍ら一度世相を観じ來れば夫子の賢明を以てするも尙馴も亦舌に及ばずご歎するるのである

従つて舌三寸の禍ひが一國一身を滅亡に導く場合もあるから此一句まで萬更棄てたものでもあるまい、況んや過ぎたるは尙及ばざるが如し矣とさへ稱へられて居る、左すれば人間一生原則として無口な者が却つて最勝の位地を占め得らるゝ道理であろう、吉田君が専ら寡黙に依つて處世して行くのは必ずしも夫子の賢を超ゆるが故では無い、性來の質が然らしむる爲めと、もう一つは世故に長けて居るのさ更に自重する三方面から來た結果である、勿論君自身の努力は出來得る限り主角を斷ち圓滿主義を保持せんとするに在るので或時には存分主張し度い事でもグツト呑み込んで終つて本來の所信を枉げ無い事もある

☒……彼れは而して自制克己の裡に己れを棄て、人の爲めに平和を求めんとする篤志家である、末だ曾つて君の口から談論風發の壯快を吐かれた事は誰あつて耳にした者があるまい、否寧ろ論客雲の如き大阪市會に君の如き無言居士が抑も存在するのさへ想像し難い程である、處が吉田君は親分肌の男である、何分雀の如くツベコベ喋り立てる事は大嫌ひ、黙々の間に以心傳心旨を傳へるのが性癖だ、成るべく唇の作用を回避し度いのが固性である、従つて容易に口を開かぬのだ、例へば鐵城の門戸を開くよりも尙六ヶ敷いのである、茲に於て事情に通ぜぬ人々は君を以て遂に發言せぬ人さか又は發表能力を持ち合はぬ男と諦めて居る、併し乍らそれは全く皮相の見解である、私憤を以てはグウの音も吐かぬ此吉田君が偶々堪え兼ねた公憤が忽ち爆發すればサア大變である、禁閉の鍵に閉された其唇は熱し來りて準の如く上下する、而して沈勇な氣魄は燃わて猛火の如く則ち數百萬言も滔々として盡き無いのだ、そのみで無い、男伊達衆の頭領たる本領が遮二無二勃發して徹底する迄猛進するのである

☒……吉田君の平常から推して何處に此位ひの爆彈を持つて居るか殆ど解釋に苦しむのみである、兎に角君には最後の五分間と云ふ勝氣が全身の血汐となつて廻つて居るのだ、無言も無圭角も無愛憎も無頓着も苟も無評すべき特長は要するに最後の男が立つか面目が潰れるかの斷末魔に近い時、果して自制の結果である事が立證せられ底力の強い寡

黙乍らの雄辯家である事を如實に語るのである、君にして見れば別段そんな心持で劍を呑む譯けではあるまいが、氣にくはぬ風もあろうに柳かなで大局に變動さへ起さぬ事象であるならば漂々然として風のまにまに吹かれて行くのだ

☒……吉田君の初一念が既に公私兩面共に叙上の如く己れを持して行くのである、君が公人たる大阪市會議員の部面でも大海に似た度量を抱いて處世して居る、新濠派切つての牧羊となつて是々非々の穩健な態度に生きて居る、所信に對しては如何な犠牲を拂つても斷々乎として驟然起つ意氣を藏して居ても協調するに妙を得て居る、若し一朝故なくして多言者流の駁撃に遭へば彼れは先づ其不當を叮嚀に諭すのを辭さぬ、再び強張すれば其誤謬を指摘して誨へるのだ尙一層引かぬとあれば始めて得意の切り口上から一段の牙を見せ熱舌を揮つて強辯家の鼻柱を挫いて終ふ其論法は知る人ぞ知る實際轟いて居る、ハ、ア左様か然し……となつてからは最早彼れ持前の切り捨て御免の快力が電光石火ミなつて論客に擬せられたのだ、到底納まるものではない

☒……先づ彼れの長短兩面は寡言の裡にありである、君はそれで居て珍らしい程柔和である、眞摯な其性格は如何して彼れの大興行主である事を想像せしめ得よう、恐らく萬人乍ら之れを否定する位ひである、然も彼れは誹詐權謀限り無き興行界に華城下一二を争ふ興行主であるから面白いでは無いか所謂八千代座と稱する系統は悉く君が主宰する行座である、筥棒奴シツカリせぬミド突かれるぜ、一寸間違へば頗る物騒な斯界に於てウンともチュウとも不平を吐かせぬ吉田親分の御手際は蓋し異常の才能から迷るものと言はぬ譯けに行くまい

☒……實際吉田君には統率の天稟がある、其沈重な心底には常に機會と機微とを掌握すべき感受性を備へて居るのだ人間夫れ意氣に感ず功名何をか論じよう、君が末輩と雖もよく愛撫し先輩と雖も時に非難忠告をする純誠の熱情と信義とは苟も君の行く處に知らずく、悅服と尊敬とを收めるのである、苦哀はそれを獨り背負つてやる、喜樂は凡て相頷つ奇特さが君をして今日擁立したものである、憶ふに今後と雖も君の私人としては周圍の心服を得て益々功業を勝ち得

るであらうし公人としてもヨシンば制度の變化が百來するとも君を推舉し、代表として市政界に闊歩せしめるであらう。君は大阪の人明治五年生れ興行界の唯一人者として將た亦市政界新派として錚々たる士である。



新 派 會

川 畑 清 藏 氏

⊗……貴公子然たる川畑君は市政界切つての好男子である、君は何處もなく愛くるしい魅力が天稟されて到底難險危路多き政界の人物としては受け取れぬ程貴族的な外見を有つて居る、従つて初會の政友連は頭から呑み込んで大東に君を左右せんとする、嘗めて見て始めて君の隠れたる政見と思ひも密らぬ力に啞然たる事があるのだ、當の本人は抑も三兒の昔から四十代の今日に至る迄一筋の途を辿つて來て居るのであるが人はイザ君の犯すべからざる政治的手腕を辨へてくれない、只一圖に彼れの外見から俯瞰して坊チン扱ひにせんとするのだ、嘗にそれのみではない、荒れ武者の横行する物騒な政界では實の所彼れ位ひの貴公子然たる男は先づ黜いので政客として對應を怠る傾向がある、川畑君さへ言へば大家の若旦那ばかり考へて鬼界神策を呑む猛者は神ならぬ人の知る由もない所なのである。

⊗……此の俗人觀から川畑君にコビドイ目に會つた連中は随分多い、而して此面白い皮膚觀が生んだ幾多の滑稽な挿話が殆ど牧擧に選ない有様である、其一例を失敬するに或老士が會つて酒杯を舉げて旺んに政談を我物顔に捲し立てた、相手の川畑君は小笠原流の應答を以て苦笑し乍ら聞いて居たが老士先生則ち本音を吹き出して曰く政客なんざは須く酔ふて枕す美人の膝ウムト醒めては握る天下の權チウ所まで行かにやならぬ……トコロデ如何だ君一ツ出發しようか、玉杯麗あるも尙美酌なしたとかなんか言つて弄りに川畑君を吊り出さうとした、所で川畑君はドッコイ左様は參らぬ、兎に角ア、左様かと一本入れて敵の度臆を抜き更に進んで君ツと出かけた……猫も杓子も死んだら美人さ今の政客も自稱する奴は下女でも何んでも女でさへあれば膝するから暗愚だ……醒めては浴びる鐵火の拳位ひさね……ミ突つ込んだ流石に老國士も二の句がつけぬのでスゴく尻を見せたさうな所が川畑君老士を掴んで今度は無理矢理某亭に引摺り込み散々ノ政客の常事云ふヤツを遊んだが老士君更に振はず皆川畑君の肩を持つ有様で其後コリコリ降参したさうな……

⊗……事程左様に彼れは逸話に富んで居る、人は見かけに因らぬものだ、君はアノ風眸を有し乍ら赤鬼青鬼の棲む政界の花形たる手腕ミ力量を具備して居るのだ、異常な勇氣もあれば智略もある、殊に研究心が燃ゆるが如く激しいので微塵たも知らざるものはないのである、而して齒切れのよい辯才は殆ど先天的に享受さたて居るので發表意識は遺漏なくスラくと開陳する、觀察眼ミ批判力の發達して居る事は稀れに見る所である、これ等の特長は凡て彼れが實業界に於て鍛へ上げた結果で尙加ふるに壓倒的な意力を持つからである、君は既に大正六年の市會議員選舉に初陣の功名を樹て忽ち當選し引續き同十年の總選舉に再度選出され歩武を如實に進め乍ら將來中央政界に乗り出すべく歩一歩進めて居るのだもの多く言はずして其力量の程が推察出來やう

⊗……君は生粹の大阪人、明治十五年九月大阪市西區に生れ小中學を経て直ちに實業界に乗り出し得意の手腕を揮つ

て祖先傳來の煙草問屋の業を繼ぎ後年煙草元賣捌制度に遭ひ之れを廢し専ら會社經營を事とし實業界にも若手の新進として擡頭するに至つたのであるが元來が政治に興味を有つて居たので漸く其第一步を踏み出すに至つた、則ち彼れは實業界に雄飛するや先づ傳來の家産數十萬金を殖拓し數百萬圓に盛り上げ之れを背景の保障として大正二年始めて西區々會議員に當選し區内の爲めに赤誠を吐露して盡力し大りに衆望を重ね同六年市會議員に推され透徹簡明の立論家として新滯會の中堅に擬されつゝ驥足を伸ばして居る、而して同十年再選し今日に及んだのである



新滯會

沼田嘉一郎氏

⊗……創業と守成何づれが難きか問ふだけ野暮である、此の問題は既に二千年の昔支那先輩の親しく説いた所である大阪市會に就いて見るも凡そ反對黨即ち攻撃軍は常に花々しき活躍と足跡をこゝめ多く人の注目を引きのであるが防禦軍即ち擁護黨は消極的の立場に強ゐられて錚々たる異才も雖も進んで論火炎々たる壯觀を呈するに難いのである

⊗……沼田君の屬する新滯會は絕對多數黨であり池上擁護の大任を持つて防禦軍の立場にある、従つて多士濟々も雖

も隱忍自若、角を削つて共同歩調を執つて居る、而して黙々の裡に微動だも無く信ずる途を進んで行くのだ、君は則ち其の先驅となつて凡ての障害を暗礁とを取り除いて居る、實際君は政治其ものを自家の生命と信じて熱烈に客細に骨身を惜まず盡力して同志の爲めに献身的努力をする人である、

⊗……其の君がいざ市政戦の眞最中には只に深謀を傾けるのみならず自ら陣頭に起つて懸河の雄辯を揮ひ反對黨の猛烈な攻撃を防止し却つて峻烈無比の逆襲を執行するのである、而して堂々百戰を一身に引き受け乍ら悉く完膚無き迄に屠り去る勇者だ、君の辯は恐らく現在市會の華と謳はれるもので先づ以て論者の根本を倒解し心膽を奪つた所に一流の見解を樹てる、而して最後に剩り比較論評を試みるので有名である、

⊗……所謂討論的價値は獨歩の概があると稱されるが併し乍ら尤も苦しい防禦線に立ちて攻防位地を轉換する辯才に至つては其の雄辯的素質と共に君ならでは誰あつて模倣すべからざる閃めきと謂はねばならぬ、嚴正に批判したら多少尙辛い點もある事はある、然し凡てが建設的論談家である以上それ相當の考案を有つ結果とも見られるのだ、

⊗……それで一面に政黨の領袖株であり乍ら他面新滯會の爲めには抜き挿しならぬ闘將で君が存在は尠くも事あれかし、俟ちあぐむ反對派の如きも頗る脅威を感じる事である、これで若し突撃軍に君ありせば金城湯池に據るものありとも蓋し瑾花一朝の果敢なさを痛感するであらう、斯くて君は既に論客としての衆望を擔つて居る、然も公共的貢獻に就いては大小さなく奔走し萬人の信憑益々厚く將來中央政界に名を成す人物として衆評を與へられて居る、

⊗……君は大阪南區の人明治十一年生れ幼少の頃既に研究心に富み正鵠な少年論客として男を賣つたものである、其學校生活當時横暴な先生を理窟攻めにして腕力の制裁を受け再び文句をつけたなきは未だ知られぬ珍談であつた、然し乍ら獨創的見地に立ちて問題を再三四考練りに練る態度は既に通常兒と趣きを異にして居たさうである

⊗……君が公的生命の發祥を顧みれば明治三十七年四月南區青年會から推されて區會議員となつたのが抑もである、

爾來再選又再選始終推舉されて或は南區の者宿西森篤田氏等ミ三角同盟を結んで學校敷地問題を解決し衆駭に遭遇しては孤軍奮闘以て精勵止まず粒々の苦酸を積んで克く其智と才と辯を築き上げたのである

☒……大正二年六月一舉市政壇上の人ミなつて漸く銳才を發揮するに至り未だ、數年ならざるに速くも一方の重鎮に擬され往年の論將猛者の伍列に班して尙克く驥足を伸ばしたのである、其後大正六年再選都市計畫大阪地方委員に擧げられ次いで政友會大阪支部常任幹事となり大正十年の總改選には一級から出で、三選の榮を獲たのである、

☒……君の硬骨を以て亦乙な所もある、一體に角立つた君は猶酒三杯忽ち孤節ミ云ふのを高唱する孤節ミは一寸受け取れまいが當人の説明を聞けば昔が戀しふてな事を言ふ當て筒砲だミ笑はせる、併し撞球と來たらそれこそ慎重審議際さい所で止めを刺す手腕である、



新 澤 會

石橋辰次郎氏

☒……會つて鬼檢事ミ迄噂された石橋君はグット碎けて辯護士市會議員ミなり大方諸君の指導者ミなつて居る、君の得意とする所は多々あるが殊に刑事問題の裁斷に至つては治的確なものである、又民事繁争に當つても大局に着眼し

て紛議を片つけて行く手腕は數ある大阪在野法曹界で錚々の名を馳せて居る、其の實力を移して市會に於ける彼れを見ると斯うだ

☒……彼れは氣骨稜々繁雜なる案件を一瞥して直ちに明晰な頭に攝取し堂々の陣を張つて猛烈論戰に雄を揮ふのである、體格にして錆びた其聲量と寸毫の間隙なき論陣ミは常に六十六頭の市議中敵も味方も畏敬する所である、然も全然輕卒な論鋒を向けぬ所に彼れの異常さを發見し貫録が加はつて行くのである、

☒……君の新澤會にあるや是非とも搦手の驍將でなければならぬ、熟慮大ひに勉めて譲るべきは譲り攻守其宜敷を得る政戰の采配は中々獨特の妙味が深い、而して神變の奇略を網み出し猥りに乗じらる、隙もなければ當ての外れる事も無い苟も立案成るあらば些の躊躇をなさず雷光石火窮極迄押して行く男である、

☒……冷靜な理智は適度の情熱に包容されて氷の様に冷々切る事は殆どない、胸襟を寛げて光風齊月訪人接客をして一面識に因つて百年の知己の如く融合するのである、他日中央政界に雄飛せんミする野鶴ミしては之れあるべき所であるが君の自然的に發露する氣分は事實に於て技工的な人々の到底習ふべからざるものである、

☒……彼れは和歌山縣那賀郡上岩出村の産、明治十四年十月生れ、同志社中學より京都第三高等學校に入り三十八年卒業、次いで四十一年京都帝國大學獨法科を出た法學士である、其後名古屋、長崎兩地方裁判所に判檢事ミして令名を博し尙大阪地方裁判所に轉じ辣腕を揮つたが大正四年辭して辯護士となつた、

☒……目下市内天王寺西門で法律事務を執つて居るが固より抱擁に富む君は民間會社に關係甚だ多い、即ち大東土地、木津川土地兩會社重役松竹合名顧問が主なるものである、彼れは角力の鑑識に達し芝居を批判し黒人筋を隣着せしめる、然も怪談類の講談を好むに至つては其のに通なる再歎するであらう、助役有田君は君ミ同窓である、



新 澤 會

吉村安兵衛氏

☒……喚き騒ぐのは川でも淺瀬である深くなる程淀んで居るでは無いか人間萬事妙は沈黙の裡にあり……誰れかの評言を其儘服用して居る吉村君はネツカラ黙り込んでばかりは居ないから振つて居る、重苦しい口調でボツ／＼と口火を切れば其處に無限の力が傳つて来る様な威力が伴ふのだ、其辯沈黙を標語とする君は實際に黙々を續け發言するのは是非必要に迫られる時から然らずんば自ら陣頭に起ちて雌雄を決する刹那にのみ決行するのである、茲に於てか吉村君が議席を放れて馬首を進めることなつたらスハ一大事とばかり各派の議員が水を打つたる如くに謹聽する、而して容易に所論に鋒を手向ける者もなくなるから不思議である

☒……君は多数黨新澤會に籍を置き既に同黨創立早々からの古參で所謂豫選派時代からの所屬員である従つて内外の政情に通曉しヨク團體心理を呑み込み結社の政治的存立方策にも經驗を見識を持つて居る、早くから無言の勝利に所信を置いて居た關係上、口から手の出る様な折りにでも翻つて共同動作の大局より顧み敢て輕卒に發言なきを試みないのである、實にや沈黙の力は大了たもの彼れは其爲めに新澤會中多士濟々乍ら嶄然として頭角を表はし謂はゞ産婆役となつて諸事萬般の世話を焼いて居る、黨の掛引進退から對内對外の施策に至る迄凡て影武者となり心を碎き首頭者を庇

護して居るので何時の間にか無言の力は黨内外の信憑と尊敬を博す事となつたのである、

☒……嘗にそのみでない不知を前提とする君には過去の経歴が生んだ問題を詳細に知悉する事と確的にして明快な判断を下し得る好議員として上下の人望を握つて居るのだ、殊に君が愈々意を決しては單騎論戰場頭獅子奮迅の快戦をやる爲め勇敢なる只一點に異常の重きを爲しつゝあるのだ、片言双語も彼れは無駄に述べない、苟も所信に向つては斷々乎して斷定的に論結する、灰色を以て政客の武器と謂ふならば、吉村君には解釋の出来ない所が出て来るであらう、君には灰色は以ての外な禁物である、一旦壇上の人となるに及んでは西か東か左か右か兎も角も明確に断定を下して終ふ衆顔を見て説明する様な手緩い日和見的な説は片ツ端から唾棄する人だ、

☒……屢々審査委員長となつて型の如き文切り報告をするに當つても吉村君だけは委員會に於ける議論の詳細を叙し小數意見としては斯々の状態であつたが惜い哉多數の説が成立した爲め之れを採用する事にした、然し今小數意見の内容を解剖すれば不備の點甚だ多い則ち此の點彼の點ミ一々零細に指摘論評し去り説き來りて決定案の長所を擧げ最後には口癖の如く……恐らくは斯案に拮抗するもの無い斷言一射スタ／＼ミ席に返るのが吉村式である、故に市會の一隅には所謂吉村式に報告かなきの熟語さへソ／＼ミ動き出して居る、君は先づ此の方式で開口一番何人をも納得させて終ふのだ、つまり例せば重く語れば強く兩刀を使ふ達者である、

☒……勿論君だつて神様ぢや無い氣六ヶ敷い缺點もあるがスルメの様に噛み締ればゞめる程味のある男でホンに瞬間を去れば其缺點が雲烟の如く立ち消えて終ふから取り立て、六ヶ敷いミ云ふ程もあるまい、況んや錚々の士は洵に乙な粹氣が充滿して居るもの吉村君にも花東で撫でられる様な艶種の三つや四つはあるのである、假りに遊ばんミする其補が人知れず吉村大君が政治家たらずともセメては市政界の唯一人者として將來せん事を神かけて祈願して居るミ謂ふ眞疑は措き俵て／＼妙賀な話ではある

君は大阪の人明治十年六月生れ多く獨學力行以て産を叩き上げ餘裕將に公人として君の活躍時代を現出した則ち明治三十七年南區會議員に當選したのを政治的歴史の第一歩として大正二年市會議員に當選以來茲に三回當選し政界の暗黒馬として著名なつた人である、



新澤會

脇田愛之助氏

大阪市會切つての教育通を推賞される脇田君は自ら之れを極力否定して居る……大都市の教育策は須く天下の大問題である渺眼淺慮豈に克く通曉するを得ん只纔かに學務委員たる立場から忠實に職を完ふせん事を期するのみだ……と而して欲するが如く君は其學務委員の職責に頗る忠實であり市教育上の側面的啓發に餘念が無いのである、偶々其見解を叩けば笑つて答へず營々たる事終始するも曰く不可解である六ヶ敷いとばかり逃げを打つのだ、而して實は斯界の爲めに最良の功績を怠いで居る、君の尤も嚴戒する所は外でも無い言行一致そのものである、大風呂敷を擴げて一行だも無いのは甚だ嫌ふ所だ、苟くも一言あらば一行を實現するのが君の多年踏み來つた主義である

多辯子の如く語るを好まぬし意思なき所に一言も費さぬのだ、市會に於ても是非も主張せねばならぬ時のみ君の言説を聞くに過ぎ無い、其變り一度一句を發し言説を叙するならば飽迄も押し通すのである、君が通稱教育通と言はれるのも實を謂へば教育に關する案件には斷じて説を枉げず駁論に屈せず其主張を貫くに因るのである、然も君を捉へて、然らば教育通振りを親しく聞かんとして努力するも一向初心の者には要領得ない、只重大案件とばかりで積極的解説を下さぬのである、此不可思議な様式が亦君が衆に推されて通人と稱へられる一元素であるから愈々面白いのである、君の肚裡や微細となく重大さなく凡てが大問題として取扱ふべきものと印刷されて居る、従つて追隨を許さぬ見識を持つて居ても更に進んで自ら研究の歩を進めて行くのだ、故に自ら叱鞭發憤して益々練らんと覺悟する爲め容易に見解を公表せぬのである、謂はゞ自己満足を排して研究心に力を注ぐ篤行であらう

市會議員としての君は多數黨新澤會に所屬して居るが猥りに自説を棄て、利用される様な男で無い一家言を爲し常に同僚の爲めに一曙光となつて居る、公平にして無私な實際の態度は黨内に於て鎮重たるに止まらず多士濟々の市會全體に於ても得難き氣骨漢として特に敬意を拂はれて居るのである、言論の如きも雄辯と云ふ域に達せぬ乍ら理義一貫洵に爽快な所演を試み平易簡明を以て雄視するのだ、其肺腑から絞り出す言々には誠心の流れ誠意の芳香が充實して居り聽衆に泌々衝動を與へるので討論よりは寧ろ建設的政論で重きを爲して居る

君の公的部面は斯くて言はず語らずの玄妙な所で信憑を博し勢力を増大して行くのであるが偕て赤裸々な脇田君を描出するに彼れは一夫の快漢である、温和な而して熱のある然も硬骨な所が瘤々認められ事毎に其特質を表現して行くのだ、其の上に君は偉大なる調和力を持つて居る、而して必ず下から出て大局を掴むので一は接客隣人に却つて敬慕され人望を重ねると共に他は指導者たる基礎を作つて行くのである、固より強固不拔の意思の人であつて見れば何んの不可思議も無いが君に至つては自然的に本能的に美しい人情の美を築いて居るのである

君は大阪の人明治六年生れ、學習後自ら實業界に身投じて大いに自強開拓する所あり常に獨立獨行の標榜を樹立しつゝ、健闘し來つたのである現に本業とする大阪用達會社の如きは世間未だ此種營業に注目せぬ間に率先して實現し社會生存の上に大なる便益を投ずる一方益々利潤を獲得しつゝあるのである。君は業成るの今日尙昔日の苦を忘れず今以て社長となり衆を率る自ら陣頭に起ち事業の發展に傾力して居る。君は大正六年衆の推薦を得一戦にして市議に當選大正十年の改選期に當りても高點を以て南區より選出された、趣味としては公共事業に盡す事である、宜なり彼れは多くを言はぬ併し乍ら當初選舉戦に於て標榜した塵芥、尿尿の解決、商工振興の研究機關、大運動場設置等悉く之れ實現されて居るのだ



新 澤 會
藤 崎 寅 藏 氏

大兵肥滿の快漢か市會に二人ある一は二十七貫南洲スツクリの榎谷君で他は則ち藤崎君である、君は一丈二尺の兵兒帶をタッタ一捲きにしかならぬと云ふ肥り方で少し低いが堂々たる軀の持主である、而して一名難波の虎大盡

稱せられるのだ、君が此の稱ある所以は二様に跨る、果敢勇衝を以て公共事業に興味を有し事苟くも公共に關するならば自己の利害を棄て、衝に當り寢食を忘れて奔走しそれを完成する事則ち其の一

部内人間に斡旋親交頗る深く巨萬の資産を擁し乍ら畧服自強敢て活動を止めず最有力者と推されて心服せらるゝが其の二源である、殊に溫良の資性は又仁俠心強く淡白酒脫是非の理に隨つて裁斷嚴格なる特長は恐らく執着邪曲多き現代に稀れなものであろう、此等の基礎を有つ藤崎君は腹の座つた圓轉滑脱の處世振りを描いて居る

彼れはワツハ、、大笑する時何處か野田大塊の相貌に似通ふ所がある、而して攻撃の矢も防備の楯も凡てこの大笑で妙用をするのだ、語れば人の肝を抉ぐる様な事を吐き出して屢々肉迫する、論ずれば奇想天外亦以て心膽を奪ふ、然も最後に附するに必ずワハ、、であるから折角張り詰めた敵の銳鋒も一溜りも無く封じ去られるのだ、天真瀾漫洵に自然の表情だから所詮及の立つべき隙がないのである

君が市會に臨んでもヂツとして百出の論議を聞き流して居る、機を得てやをら肚驅を揺り起し乍ら腹のさん底から迸る大聲を張り上げて且つ捲し立てる、それが偏頗な間に合せ論でなく洗練された狂句諧謔である、故に流石に黨人論客等も呆然自失措く所を知らざる感だ、そこに以て來て彼一流の單句名言附たり大笑が湧くのだ、従つて狐の最後屁を臭いだ牡犬の様に最早駁論攻撃を續ける氣力を失ふ始末で頗る皮肉である

當の藤崎君は一向故意でなく又偶意でも無い只彼れ當然の言ひ草を述べ見識を披瀝するに過ぎぬ、然し衣冠束帶餘りに多い現代には卒直にして大膽なる裁判は一般に撞着せしむる譯だ、更に一笑價確かに千金のワツハ、、に至つては光風齊月又よく欺くべからず枯杭すべからざる重寶なものである、兎に角其平和な武器は市會きつて有力なもので其所有者藤崎君も亦一際目立つ新澤會の大頭株だ

君は明治八年一月大阪市に生れ事業家篤志家として著實に人望を擔ひ業を成し産を作つて今日の榮を獲た人で

ある、政界に出る楔は要するに敵を敬服せしめ味方を親ましめる圓滿の性格であつて即ち大正二年區會議員に當選したのが初舞臺であつた、爾後同六年市會議員に推されて氣骨稜々漸く一角を成し十年六月再選茲に難波の虎大盡が遂に市政界の通り名とはなつたのである



新 澤 會
見野文次郎氏

⊠……時代錯誤か觀念の錯誤か何づれば人情の綿々として盡きざる崇拜力に因つて商工都市の大阪にも名門と由緒とは著しく尊崇されて居る殊に五百年來の神社佛閣千年を閱する伽藍などは今尙都會人の心裡に抜くべからざる潛勢力を張つて文化文明の啓發さるゝに隨ひ益々根強い壯嚴さを示すのである見野君は附近一帶の人士に畏敬されて居る名門の人である、彼の天王寺部内にあつて所謂御三家として重きをなす三名門の一に主人公たる人で歴史の崇拜を受け居る事勿論である、とは言へ君の才幹と遺漏なき手腕とは其壯重にして謹嚴な人格的反映と相俟つて人望を悉く一方に集めて居るのだ、従つて名門なるが故に推服させると謂ふ營武士ではない、背景などはあつてもなくとも見野君自體が既に敬

慕の的となり由緒ある名門が背景をなして愈々光輝ある次第だ

⊠……君は流石に大家の旦那然とした風眸を有つて居る、而して悠揚迫らざる態度は語らざるも尙且つ君の偉大な所を窺はせて居る、古語に言ふ、桃李抑も何を語つて下自ら路を爲すやと洵に穿ち得た句である、語らざるも審美は人の賞讃を博するものだ、見野君は偉魁なる軀を提げ黙々として唱へざるに奥床しい香を放ち美はしい人格の囁きを傳へて居る、空世辭さばかりは決して卑下する譯に行かぬ事實である、見よ彼れは其巨萬の富と押し切れぬ名望を双肩に擔へ乍ら一言片句自家の威を示さうなきと試みない、貴族的な豪傲は悉く脱脚して偏へに平民的で調和的である、人來つて自分を論難する者あらば私怨私恨などは斷じて交へぬ、而して徹頭徹尾説者の言に傾聴し時にワアハ、の傑物笑ひを放ち乍ら聴き逃さぬ、然も長は探りて自家の座右に銘じ短は説者の爲めに暗に葬り去るのだ、若し夫れ説者が他人の論評を話題に供すれば彼れは全く風馬牛不關焉の態度を執り徐ろに之れを遮る男である、従つて今では其之れを君の面前に話題にする者が皆目消滅して終つたのである

⊠……一體世の中は裏に廻れば甚だ多くの似而非道德があるのである、人の面前で彼れ此れ持ち上げて置いて裏に潜んでは之れを無暗にクサするのだ、殊に金權者流に至つては表面頗る萬人のサワリがよいが一寸所を變へて御覽じろイヤハヤ鼻持ちならぬ攻撃が加へられるものである、然るに見野君の如きは却つて人知れず賞揚される一人で尋常普通の例とは霄壤の差異がある、其クセ金はあり家門は光り直情徑行とも謂ふべき硬骨の士で相當敬を持たなければならぬ人であるのに事實は全く案外である、彼れは其面前で推稱される様に暗黒面に於ても、同様好評を博して居るのだ、不可思議千萬に相違ないがソコはソレ見野君の偉い所である、彼れは人の惡評には耳を傾けず却つて其善事を語り其特長を指して荐りに隠徳を播く、自家の到らざるを自ら抉剔しては一日も速く其進歩改善を怠らぬ様努力する

⊠……彼れが時代に容れられ珍重さるゝは蓋し其下偉い紳士的態度にあるのであらう、さればこそ彼れは内外の深き

信憑を享けて明治三十一年以來南區會議員に擧げられ區内の長老に擬され荷へも公職たる公職は概ね君が特選されるのだ、則ち明治四十二年には所得税調査委員に祭り上げられ、同四十四年以降前後三回に亘つて營業稅審査委員に推され大正四年には營業稅調査委員に當選、大正八年再選して今日に及び一方大正四年九月自ら求めず衆の推舉する所となつて大阪府會議員に當選し尙大正十年市會議員に推されたのである、更に一步過去に踏み込んで前半生の經歷を探るに彼れは天王寺部内が未だ東成郡天王寺村時代から村の収入役として將た亦村會議員として其村治に力を致したものだ、而して其村が愈大阪市に編入され聯合區會の開設を見るや議員となりて相も變らず其活動を續けて居るのである、然も部内に數校の小學校を設けられたのも道路衛生其他各般の設備の完成を見るに至つたのも多くは赤田君と共に努力した見野君の功勞であるのだ

君の市會に於けるや新濤會に所屬して其政見を著々實現し選舉區民の利益市自治體の發達に益々力を竭して居るのだ、元來が明智の士であるから馱辯や口上は一切抜きにして只夫れ實地の躬行に腐心をして居る、無言も君は識見甚だ豊富で高邁なものがあるが事の進行進捗の爲めに減多矢鱈に開陳せぬ迄である、私かに彼れの抱負を叩けば開口一番則ち諄々として事理を解き政策を論じ批判取捨を試みて斷定的の意見を披露するのだ、従つて市會でも彼れの偉大な抱擁力と早速な決斷力とを珍重して苟くも凡ゆる重大問題の討議には必ず委員に推すのである、彼れは斯くて所屬新濤會に於ける押しも押されぬ重鎮として著々其異彩を放つに至つたのだ、憶ふに彼れは昔日府會議員たるの時初舞臺乍ら結構頭腦の明晰と智略兼備の秀才を以て一躍府政界の中心人物となつた過去の記録の通り今後も出で、市政界の寵兒となり入りては斯界の長老となる事であろう、彼れは其大望あつてか否か餘暇を得て謠曲や園藝に閑日月を消すが如く仕舞つて居る、君は明治元年生れ年齒未だ中老である、従つて活舞躍臺は先づこれからである



澤野爲之助氏

裸一貫から叩き上げて一代の製造工業家となつた澤野君は凡そ世の苦酸を嘗め盡して來た苦勞人である、従つて勞働問題の批判家としては聽くべき多くの斷定を持つて居る、今大阪市會議員中自ら親しく勞働果實の眞實を味つて來た者は君を措いて甚だ少ない筈である、勢ひ市政界の間に於ても君の立論は照乎として環境の注視を集めるのは無理からぬ次第であらう、

君は最近大阪市に突發せる勞働爭議に就て冒頭先づ勞働者の腑甲斐無さを痛烈に憤慨して居る……筋肉の光りは黄金の支配に屈服すべきもので無い、賃銀の値上げは當然時代の然らしめる所で勞働の神聖化であらう、然し過去の勞働に對して迄割増を要求するに至つては俄然黄金の前に屈從し兜を脱いだものである、斯くては吾輩の甚だ唾棄する所だ……さは當時彼れが古董となつて説き廻つた言句である

彼れは健全なる勞働思想の爲めにエンヂペンデントの領域を鼓舞すべく志氣を煽つた、蓋し自己の體驗から修得した恩情が溢れ出で、可憐な勞働者の爲めに聲援禁じ得無かつたのであらう、彼れは更に高唱した、則ち生活難を排除せんせば自給自足たれし而して其の方途は家族擧つて職を求める事だと説いて居る、今日の如く倚頼心盛んなる時

代には之れ亦警句である。

君の眼中には人間の天賦は畢竟同じ分量と映するらしい、生活上の葛藤には克己努力の切實なる者が恵まれ運命の開拓をするに信じて居るのだ、従つて落伍すべからざる覺悟が唯一の態度でなければならぬ、茲に自力成就を奨励し人事を盡して天命を俟つの要諦に合せんとするこれが澤野一流の指針である、君は眞實凡そ五十年間孤忠を致したのだ。

……偶々郷里、歌山縣伊東郡橋本町を出で、明治三十六年大阪市に移住し刻苦精勵十年にして衆人の敬慕する所となり擧げられて大阪澤野商會主となり、若山鐵工所常務取締役、大阪コークス同業組合評議員、府方面委員等の要位に据えられ益々信望を蒐め、更に華城生活二十年の今日多數區民の推戴的投票によりて南區から市會議員として選舉せられ現職にあるのだ。

……其徑路は悉く君一徹の自力開拓主義が齎した果實である、君の本業はコークス製造業で機械力よりは寧ろ創造力と豐滿な經驗を必要とする仕事である、勿論科學的の智能の傾倒も伴はねばならぬが然し抑も末である、則ち先づ其微妙なる象徴に凝視して是非を色別すべき事が多い、従つて注意周到が第一だ。

……君は細心の人になつて業務に勉勵する、而して放膽に商道を歩んで居る、刻下益々業務成功し産を成して行く半面には自力觀照の活舞臺が現れて居るのである、此の根強い勝氣は移して處世の方針として行く、若し刹那主義者に邂逅すれば一派の人々は君を捉へて頑固な男だミ稱するが、然し未だ君を解せざる説に過ぎぬ、君だつて産を傾けて公的の事業に聲援もし人共快遊もするので、

……君の市會に於けるや絶體自由の翼思を尊重して居る、是々非々の中庸に處して感情より來る贊否は之れを撰ばない、それかとあつて市の爲めに憂懼さるゝ問題は零細な所までも臭き出す鋭敏さである、聽て市政に通ずるに従つて

必ず單騎奮戰の士ミなるであらう、君は明治七年一月生れ、高野山麓から振り出して身を立て家を興した立志傳中の人である。

……君は最近感ずる所あつて新生會を脱會し新濠會に入會した。



新濠會
神戸萬太郎氏

……一魂の偉丈夫眠れば四顧暗憎として靜かに、醒めては侃諤以て天下の大道を濶歩する、神戸君を以て震天動地の偉怪漢と推すのはお世辭に過ぎ無い寧ろ大風呂敷を擴げざる眞摯の士で硬骨敢て浮薄を戒める男である、崇高の理想に現實的の弊害を加味した人間であり人間を超越する様な徹底を有して居るのである。

……お可笑ければ嫌と云ふ程笑つてやる、悲しければ何處までも同情してやる、不可解ならば他迄研究する説けば論敵を伏せる迄唱へる、而して洒々落々人生を漕いで行くのだ、時に深想日々勉めて高遠なる空氣に憧憬し屢々心緒を練る事もある、諾々の士を鉛線と言ふならば君の如きは將に鋼線の様に貫かすんば措かぬのだ。

君が本業とする辯護士事務に於ても勿論此調子に變革は無い相手の如何に因つて表精を更める様な男では無いのである、否來れ強敵ならば渾身を投つて向ふのだ、曾つて君は開業早々金穴から訴訟を依頼された、頗る無理な注文ではあつたが何せ金は唸る程ブラ下つて居る、それで神戸君を代理人とすべく努力したものだ、

當時失敬な話だが神戸君も書生上り聲はすれども金が無いの時代である、金を欲しく無い事更にな、併し當の君は報酬は如何でもよい、事件を見せ給へばかり一向山吹色に色氣が見え無い、聽て彼れは熟讀三昧法律上の因果關係やらを思索した、突然叫んで曰く無法な訴訟に代人は眞平御免と刎ねつけて終つて……

事もあらうに貧弱なお客の代理になつてやつた、而して美事天下の法廷で勝訴し合法者の爲めに萬丈の氣焔を吐いたのである、こんな挿話は數限り無く御持参して居るのだ、今でも大阪法曹界でア神戸と謂つたら則ち富貴にてはず天職を全うするてふニツクネームを有し取扱はれて居る、從つて君の起つ訴訟は先づ以て大方勝つと謂はれる、

男性的に志操堅固な君は豈に聖代の政客に志なからんである、大正二年北區に旗を上げて政戦場に疾驅し三級から一戰にして當選し市會議員となつた、次いで同六年再び推され選に入り、同十年二級から三選して現在に及んだのである、其の間底力の多い熱辯を揮ひ、理智深い政策に因つて政友に畏敬され最早重鎮に推されて居る

當初の選舉戰に於て君の雄辯は悉く民衆に徹して居る、爾來聲を呑んで些事の論議を避け勉めて平和な市政の運用を心掛け往年の名辯をば議政壇上聞くべくもないが然し元來君の得意とする所は攻防度に適ふ所にあるのだ、徒らに紛々喧嘩を事とするもので無い、此の點は刷新に渡邊あり新濤に神戸ありと諷はれて居る、

君は兵庫縣の人、明治元年一月に生れ、小中學の教程を獨習して東部に走り蒼雪の功を積んで明治二十三年東京專修學校を卒業廿五年辯護士を開業して今日に至る、大阪地方裁判所部内に於ても古參の法曹家であるが一面に及びもつかぬ滑稽味を發揮するので尙一層名が賣れて居る、

新濤派

長谷川清治氏

新濤會員にして必ずしも其拘束に盲從せず自ら樹立する見解に從つて公明正大な議論を持つる者に長谷川君がある、君は出身が醫者だけに精密詳細な觀察の下に確的犀利の言句を試み同志も理事者もアツミ驚かすのだ、其平常に處するや温厚篤實にして好々洵にゆかしい人で殊に深き同情心に富むが故に困憊者、貧窮者果ては老幼男女の差別なく自力を盡して後援するのである、曾つて部内の小學兒童が不慮の死を招いた時、君は兩親以上に熱涙を揮つて之れを痛悼し日夜其屍に向つて愛惜を注いだのである、そのみでは無い、君は進んで私財を投じ其兒童の生前を飾るべく遺文書畫を蒐集し以て一冊の遺書をもつて大方諸氏に配付したのである、

夫れ武夫は物のあはれを知るに傳へられて居る、今は昔の物語りであらう、現代人は人の涙を見て嗤ひ、人の苦楚を眺めて嘲けるのが普通である、であるから武士道の本來に基いて血あり涙ある行動を盡さば焉んぞ知らん物好きの戯れさへ評し合ふのだ、從つて偶々本能的に此美德ある者でも世評に唆られて次第に冷酷に流れんとするのが現代と言はれ文化ミ稱せられる始末である、夫子の所謂鳳鳥不至、河圖不出の嘆息も擧げて此醜狀を語る警句である、之れ抑も時代錯誤も甚だしい此の時に當つて君の如く卒先し自然的に然も油然として人生の美情送り出で一無名の兒童の爲

めに血涙を注ぎ温手を與へる事は心ある者をして眞に泣かしのものではないか

☒……然も君は之れで足れりませず出で、其兩親の食道を保護し其愁嘆を除去するに勉める事屢々であつた、斯くの如く君は熱情を以て處世する人である、故に幸ひ醫術を業とする關係上仁術を傾け乍ら營利を離れて病苦に者む悩を救恤して居る、附近の小學生が『お鬚の叔父さん』の仇名を以て君を呼び其手に縋らんも庶幾するのはそも何の意ぞ實は君の恩姿に接し其惠澤に預つて不満も苦慮を逃れんもする小さき者の告白である、既に兒童の信頼この有様だ、況んや兒童を持つ親ぢや人々に恰も活佛の如く慕はれるは又以て當然であらう、

☒……左ればこそ君は何等の求めたる所なくして推賞選舉され大正六年市會議員に擧げられたのである、固より君自身が低頭哀願をして得たものでない、従つて斷々乎として所信を行ふに甚だ便宜な立場に座したのだ、俄然君は市政界の公人として立つや先づ其選舉民の心意を辨へて又自ら多年庶幾し其生命をさする衛生保健救恤の方面に衆論を排して一家言を試み俗界の醜を除いて茲に人爲的にもせよ一場の極樂園を創設するを我が使命と決心するに至つたのである、茲に於てか君の市會に於けるや凡ての力を注いで此の方面の開拓に勉め同志は勿論市當局を叱咤鞭撻しつゝ、最良の策を確立するに努力して居るのだ、

☒……君は大阪人ではあるが根からのそれでは無い、池上君と同様奥州會津藩の人で本年六十才、とは言ひ信念に生きる君は未だ四十代の壯者しか受け取れない、明治十五年青森縣立醫學校を優秀の成績で卒業後拔擢されて同校助教授を勤め兼ねて舎監となり五ヶ年勤続し更に英志已むべからず東京帝國大學醫科大學選科に専攻し明治二十年卒業後同二十三年大阪府立醫學校の講師に聘せられ一方自ら開業したのである、

☒……其後營々、數十年よく自家の理想を實現したが信望厚く大正六年市會議員に擧げられ同十年再選された、更に現在は北區會議長、若青青年團長、市醫師會副會長、府衛生會理事等に選ばれ荐りに貢献を試みて居るのだ、君は書齋

を好み古文書を友とし趣味としては公共又は私人の啓發に勉めるのである、

☒……彼れに就いて忘るべからざる事は今より凡そ十五年前醫學界の雄佐多博士の發見した血清注射に關する論文に對し斷乎として反對をした事である言論に立合演説に悉く孤軍奮闘遂に内務省をして血清取締法を發布せしむるに至り事實上長谷川君の勝利に歸した事である、彼れは其造詣深い醫學畑には博士の稱號位いをビクもする人でないのだ、



新澤會

阪田成一氏

☒……英氣潑瀾の辯辭を以て常に市會の一角に覇を唱へる者は可成り多いのであるが自他共に許して以て其人ありと推賞するは蓋し阪田君であらう、君は日を重ねるに従つて益々政治的生命の伸張を試る一人で特に其一辯ある辯舌は次第に斯界に重視されて行くのである主として特別經濟即ち水道、市電、築港、都市計畫方面の市政に對する君の見識は科學的専門的であると共に内容頗る豊富なので獨り新澤會に於てのみならず市會全體の通人ミさへ稱されて居るのだ、實際君が苟くも質問の迹を觀るに只漠然たる政治論ではない、悉く強固な論據に出發したる一場の講演に似たものであ

る、人の尻馬に乗つて賛否をのみ語る様な見識は片言双語と雖も會つてした事がない

◇……警へ簡單なる質議にした所が君は先づ事案の性質から説き起し最善の處理策を建設的に叙述する而して更に細別し乍ら一案乃至數案の對案を擧げ然る後遂條審議に入つて相互比較論評するのである、最後に至つて理事者の提出し計畫したる方法の得失を論じ聽て痛い所をピシ／＼と捉ひ來つて之れが答辯を求めらるのだ、所謂百も承知、二百も合點然し最善の策として此點が備はらぬ、あの點が不備極まる、一體これは如何した事かツと云つた調子である、故に理事者に於ては餘りに詳細過ぎ、餘りに論鋒鋭いので忽ちチダ／＼と受身になつて終ふ、或日も下水道問題でメートルを上げた事がある、當時君は飽迄も其必要を説いて相手方を喜ばせ、手段を論評して心膽を寒慄せしめ最終に改正すべき點を詳細列擧し當局をして遂に閉口させたのである、

◇……兎に角君は市會を背負つて偶々粗野な市吏員の立案に一撃を加へるに諄々として其足らざるを誨へるのである、従つて無暗矢鱈に反對論を及向ける連中とは自ら相異して居るので厭味タツプリの諧謔や手痛い追撃を受け乍ら論敵たりとも敢て君に恨みを残す様な事は無いのだ、殊に理事者は阪田起つこの聲に由つて寧ろ胸襟を正して叙説を傾聴するのである、或人は謂ふ新浴會は既に池上内閣の與黨であるから當然であらうと……與黨には相違ないが阪田説を八百長とするは強るも甚だしい、何んとなれば君は他黨の代表的論説家に對しても君獨創の陣容によつて時と所とを顧慮する事なくドシ／＼鋭い舌鋒を向け同じ筆法の論舌を吐露し屏息せしめるから……

◇……君が市政界に乗り出したのは今回を以て口あけとするのである、然も未だ短日月の間に雌伏しつゝも尙機會を逸せず巧みに自己の技能を發揮して來た、而して現在では市會に於ける討論家として一派を爲すに共に新浴會の闘士になり濟したのである、其政客たる第一試査にマンマ合格した阪田君は内心深く府會に中央政界の華やかな理想を秘め込んで居る、従つて之の目的を達成せんが爲めに徐々努力を惜まぬ形跡あると謂ふ、君の事であるから春秋尙幾度か廻

つたならば必ず理想の實現ある事疑ひなしである、何せ一寸の間に賣り出した人氣もの、其將來も愈々多忙であるは言を俟たない譯けだ、

◇……君は廣島縣の人明治三十四年大阪高等工業學校の出身で最初二三會社に其技術を磨いたのであるが時の流れを腰辨で泳ぎ廻るを心よしませず奮然振ひ起ちて四十四年自ら機械商となり克く開拓し餘力將に成るや大正十年六月市政界に打つて出たのである、君は元來頗る強固な意思の人である、幼にして最早一見解を樹てたならば周圍の意見なきは聽く事は聽いた、併し乍ら之れを順柔に遵奉するに云ふのでは無い、自己の考ひに必要なものは攝取し不必要なものは棄て、終ふのであつたそれで頑固一點張りの昔者には絶対服従をせぬ成一坊として随分指彈されたものだ、然るに小學から中學中學から高工……高工から社會に出た今日却つて其一本調子が幸ひを爲し途を開拓して成功の域に達したのであるから面白い挿話が少くない、

◇……君は根が一風變つた人生觀を持つて居るので語るべき特長餘りに多い、其尤も顯著な點は篤學力行の人であり乍ら玉酒杯を重ねる時アリヤドツコイシヨ厭ひやせぬ……をやる何んの事はない博多節もやる出雲節もやる時には自作の文句を切り出す一節を拜借すれば

子爵伯爵侯爵よりも

ぬしのお酌にわしや酔ふた

さある斯うして開閉自在の妙味を印刻する快男子である、

田中喜三治氏

□……市會議員よりは寧ろ大阪實業界に著名な君は堂島一帯に亘る勢力が大したものである、只單に取引所に理事長たるの故を以てでは無い、多年培養した實力的名聲は衆人の信望を伴つて斯道に著はれ來つたのである、君の米穀取引業に對する信望は優に彼等を左右する程根強いもので田中君の取引所が取引所の田中君かを疑はしむる状態である、君が一度彩配を揮つて同業に通ずれば忽ち天下の堂島も整然其指す所に向つて進退するのだ、或人はチト誇張ではないか、稱するけれども由來此種同業若は結束の固いものである、自ら選んで樹立した人物は何處までも擁護し之れに聽従する美風がある、敢て君を雲上に叩き上げる譯けでないが事實に於て然かく厚い信を持つて居るから仕方があるまい、

□……君は常に一介の米穀仲買人であるから業務以外に知るものなし、述べ乍ら凡ゆる世の賞讃と推賞から遠からんとして居る、而して自然に迸る感謝觀から苟くも公共事業公益事業に盡力し眞に寢食を忘れて誘導啓發するのである、然も其間更に毀譽褒貶を顧みない、只自ら信じて善なりとする方向に急いで思ふ存分努力するのである、茲に於てか君を知る人は聖教を言はずして其行爲を敢てする君の誠意に驚嘆する、君をば知らざる徒は一種の奇人とさへ祭り上げるのだ、でも何んでも君は風馬牛我不關焉である、偶々社會奉仕の効果漸く現はれる時、君は獨り平和な快哉を喜んで叫ぶのみである、

ぶのみである、

□……君の性格は夫れ斯くの如く不言にして實行深く佛典より享受せる眞摯味を擁し乍ら不撓の裡に着々光輝を發揮して居る、厘毛の懸引に日も尙足らざる關西商人根性などは棄にしたくも發見されないのである、否君にはしかく小規模な考ひは毛頭ない、些事に絶つて居乍ら常住座臥大局に目を注いで商略をば編み疾風迅雷の如く所信を斷行しては大なる功を積む人である、左ればこそ營々謹かにして巨財を成し實業界に嶄然として頭角を現はした、

□……我行く途は常にありき雖も求めて行かずんば達せざるのみ、謂ふのが君の處世訓である、君は此方針を遵奉して性來の鋭才慧眼を楯とし乍ら奮闘力戦止むなき活動をば續けて居る、然も因果は嚴格に廻輪し君の努力は凡て如何なる場合にも報らるれ自然の寵兒と君はなつて居るのだ、毫も僥倖や偶然ではない人一倍の苦楚を嘗めて今日に至つたのである

◇……市會に於ては黙々として容易に語らないが、案既に我信念に逆ふものあらば忽ち憤起して持前の健舌を揮ふるのだ論旨甚だ簡にして徹底し公正で且つ内容充實の辯である、従つて議場春りに傾聴するばかりだ、君にして若し單行的の辯を變じて大規模に亘る開陳討議するならば先づ時間の去るを知らず聴く名論卓説を以て忽ち多くの論敵を説伏し得るであらう、只併し乍ら年壯氣鋭であるから時に圓曲を缺く事もあるが將來は大問題に當つての一闘士として一般に信ぜられて居る、

□……此田中君は兵庫縣の人明治十年出生本年未だ四十餘歳の壯者である、幼時より出版して實業に就き切々孜々として叩き上げ遂に功成り名だる堂島に立て籠つて雄飛しつゝ、大阪米穀仲買人組合役員東洋自動車株式會社監査役等の地位を占め大正十年選出されて市會議員となつたのである、目下其傍ら某新聞社の指導もして居る人だ、